

平成 30 年度

図で見る 豊島区の税

税務概要ビジュアル版



豊島区区民部税務課



東アジア文化都市 2019豊島
Culture City of East Asia 2019 Toshima

はらはら、どきどき、文化がいっぱい。

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、例年約3割が区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんにわかりやすく区税の状況等をお知らせするために、Q & A形式でデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにしていただければ幸いです。

平成30年12月

豊島区区民部税務課

目 次

第1章 財政

- 1 豊島区の収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 特別区（23区）の収入・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 税金などの使われ方・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 豊島区の税収

- 1 特別区税の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 豊島区の税収の推移・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 特別区民税の課税状況

- コラム① 住民税とは？・・・・・・・・・・・・・・ 9
- コラム② 住民税の計算方法とは？・・・・・・・・ 10
 - 1 納税義務者数と課税額の推移・・・・・・・・ 12
 - 2 1人あたりの特別区民税負担額の比較・・・・ 13
 - 3 所得区分別 納税義務者数・・・・・・・・・・ 14
 - 4 課税標準段階別 納税義務者数・・・・・・・・ 15
 - 5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）・・ 16
 - 6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)・・ 17
 - 7 納税義務者の年齢構成（豊島区）・・・・・・ 18
 - 8 ふるさと納税の推移・・・・・・・・・・・・・・ 19
- コラム③ ふるさと納税とは？・・・・・・・・・・・・ 20
- コラム④ 住民税の納め方とは？・・・・・・・・・・・・ 22
- コラム⑤ 特別区民税の主な改正内容について（平成31年度適用）・・・・・・ 23
- コラム⑥ 特別区民税の主な改正内容について（平成33年度適用）・・・・・・ 24

第4章 納税状況等

- 1 納税の方法（収納方法の種類と割合）・・・・ 27
- 2 収納率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 滞納者の年齢及び滞納額・・・・・・・・・・・・ 29
- 4 分割納付と納税の猶予・・・・・・・・・・・・・・ 30
- コラム⑦ こんなときはどうすればいいの？納税Q&A・・・・・・ 31
 - 5 督促・催告の推移・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 6 差押え件数と滞納額の推移・・・・・・・・・・・・ 33
 - 7 口座振替加入者数・率の推移・・・・・・・・・・ 34
 - 8 税証明発行数の推移・・・・・・・・・・・・・・ 35
- コラム⑧ 税金の還付とは？・・・・・・・・・・・・・・ 36
- コラム⑨ 収納率向上のための取り組み・・・・・・・・ 37

第5章	軽自動車税	
1	軽自動車税（登録台数・税収）の推移	39
2	軽自動車税（収納率）の推移	40
3	普通自動車と軽自動車登録台数の比較	41
4	23区別人口に対する軽自動車保有率	41
コラム⑩	軽自動車税の歴史と税率の変遷	42
第6章	たばこ税	
1	たばこ税（売渡本数・税収）の推移	44
2	たばこ税収入の23区比較	45
3	23区の税収に占めるたばこ税の割合	45
4	たばこ税率の変遷（旧三級品除く）	46
コラム⑪	たばこ税とは？	47
コラム⑫	たばこ税率改正について	48
	加熱式たばことは？	48
第7章	狭小住戸集合住宅税	
1	狭小住戸集合住宅税の課税概要	50
2	税創設の経緯	51
3	税収の推移	52
4	税による効果	52
使用データ		53
別冊資料	平成30年度 税務概要（データ版）	75

－ 第 1 章 －

財政

- 1 豊島区の収入
- 2 特別区（23区）の収入
- 3 税金などの使われ方

1 豊島区の収入

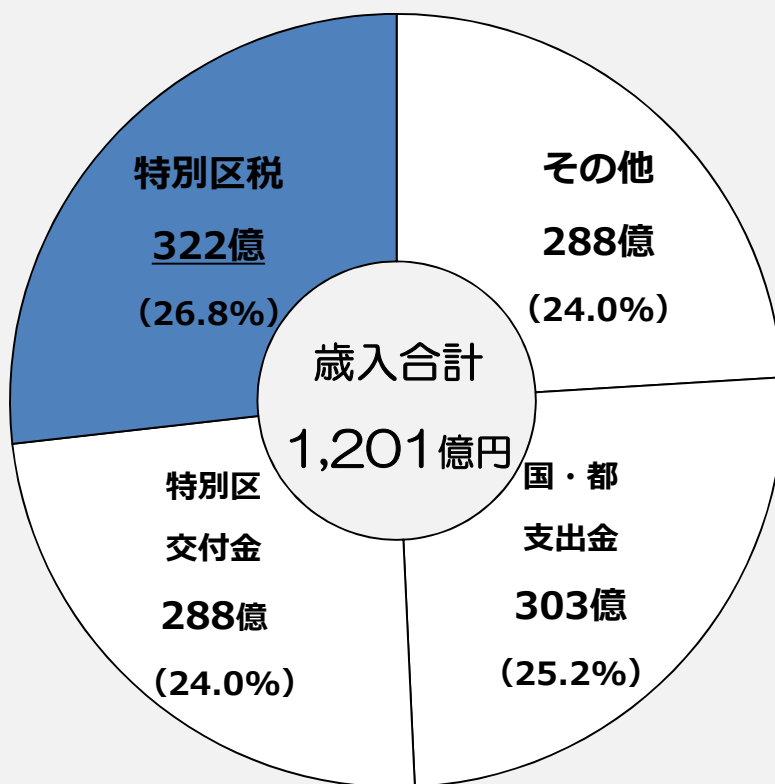


豊島区にはどのような収入がありますか？
そのうち税の収入はどれくらいありますか？

平成29年度の豊島区の収入は1,201億円です。
そのうち税の収入は322億円で約27%を占めています。



豊島区の歳入決算(平成29年度)



POINT

豊島区の収入のうち、例年約3割が税による収入となっており、一般会計歳入決算の中で、最も大きい割合を占めています。一般会計歳入決算全体は、平成28年度に比べて減っていますが、特別区税の額は増えています。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

2 特別区（23区）の収入

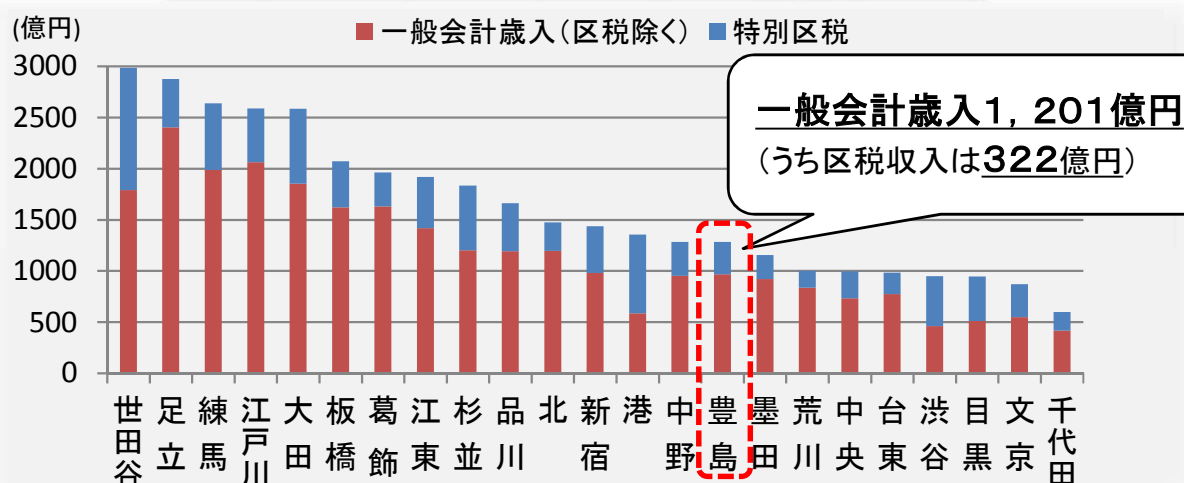


他の区の収入はどれくらいあるのですか？

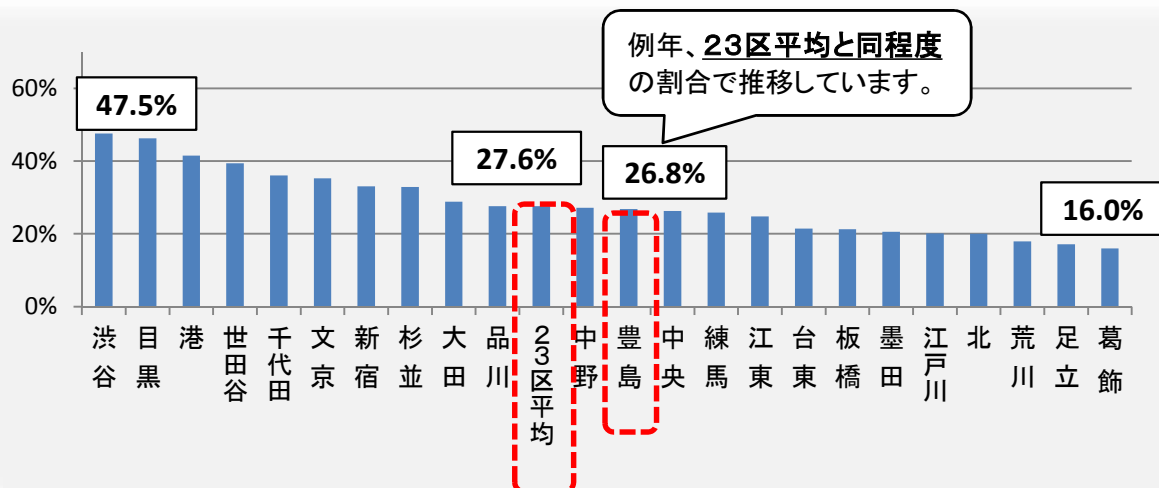
23区で比較すると収入が多い区で3,027億円、少ない区で530億円です。また、税収は多い区で1,193億円、少ない区で169億円です。



23区の「収入と税収」(平成29年度)



23区の「区の収入に占める税収の割合」(平成29年度)



POINT

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。


















3 税金などの使われ方



区の予算はどのように使われているのですか？

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。平成30年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。



高齢者、障害者福祉、生活保護など  3,060円	保育園の運営、児童手当の給付など  2,033円	幼稚園、小・中学校、放課後対策など  821円
まちづくり、防災など  732円	広報、電算、その他区役所の運営など  704円	公園・児童遊園、緑化など  379円
清掃、リサイクル、環境対策など  347円	道路、自転車対策など  335円	文化、スポーツ、図書館など  329円
健康づくり、保健所の運営など  323円	借入金の返済  237円	商工業・観光の振興、勤労者福祉など  177円
戸籍事務、区民事務所の運営など  167円	各基金の積立て  116円	税を集めるため  88円
区民ひろばの運営など  81円	区議会の運営  55円	選挙・監査  16円

10,000円

－ 第 2 章 －

豊島区の税収

- 1 特別区税の内訳**
- 2 豊島区の税収の推移**

1 特別区税の内訳

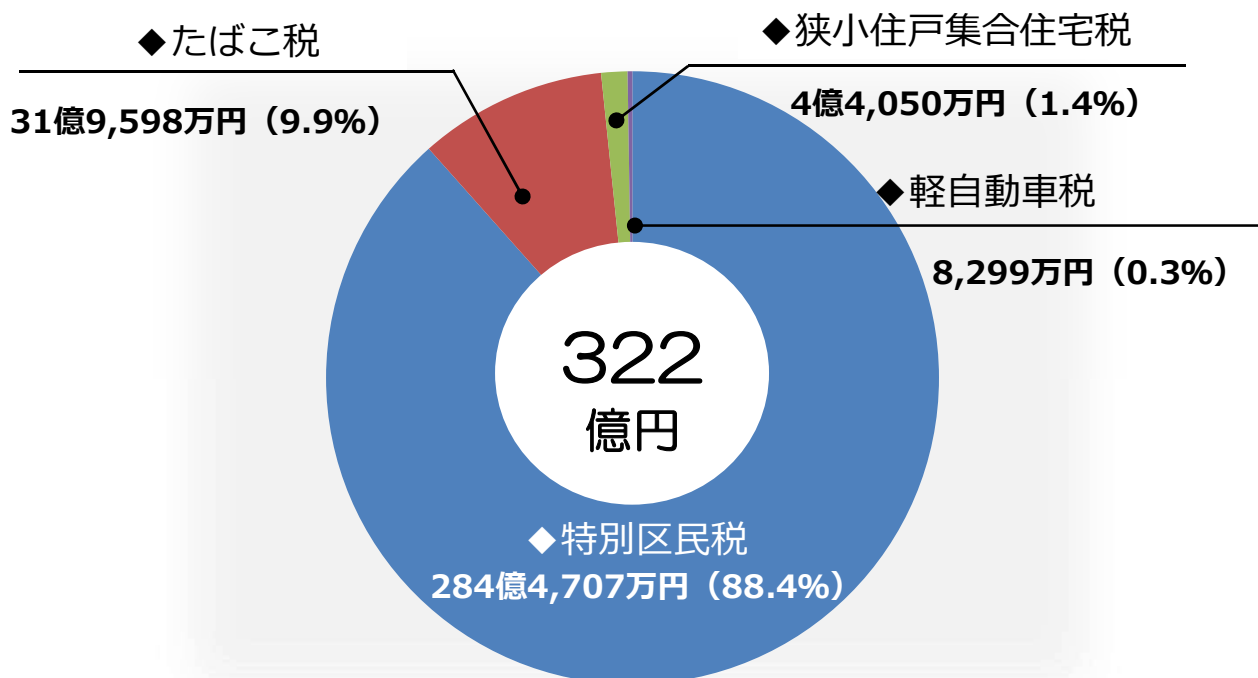


豊島区の税はどのようなものがあるのですか？

豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。



豊島区の税の内訳(平成29年度決算)



POINT

- 特別区民税
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税されます。
- たばこ税
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税されます。
- 狭小住戸集合住宅税(通称:ワンルームマンション税)
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税されます。
- 軽自動車税
⇒軽自動車等(軽自動車、原付バイク等)に対し主たる定置場の所在する市町村において、その4月1日現在の所有者に課税されます。

2 豊島区の税収の推移



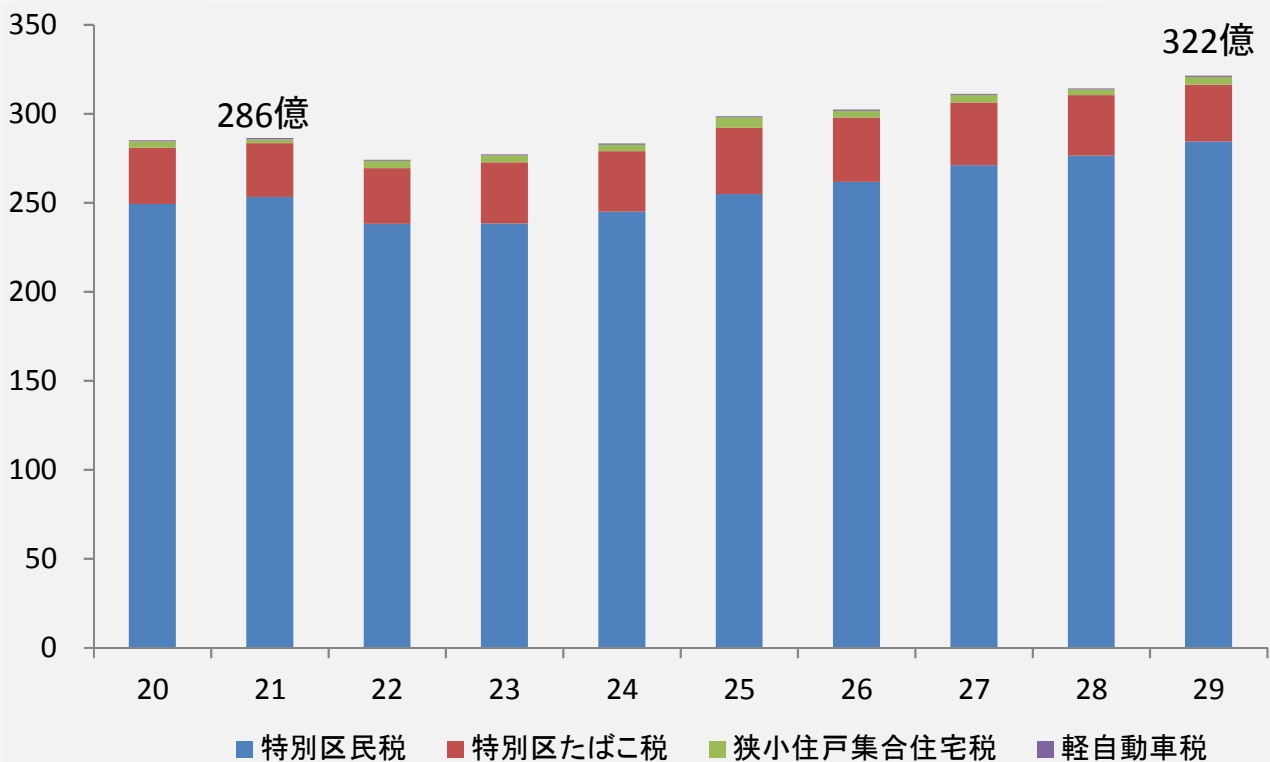
豊島区の税収はどれくらいあるのですか？

平成29年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して322億円です。



特別区税の内訳と収入額の推移

(億円)



POINT

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

特別区民税の増に伴って平成17年度から増加を続け、21年度には286億円となりました。その後リーマンショックの影響を受け一旦は減少しましたが、23年度には増加に転じています。29年度は4税合計で322億円で、過去最高となりました。また、特別区民税の収納額は284億円で、平成4年度以来、25年ぶりに過去最高を更新しました。

－ 第 3 章 －

特別区民税の課税状況

コラム① 住民税とは？

コラム② 住民税の計算方法とは？

- 1 納税義務者数と課税額の推移
- 2 1人あたりの特別区民税負担額の比較
- 3 所得区分別 納税義務者数
- 4 課税標準段階別 納税義務者数
- 5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）
- 6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）
- 7 納税義務者の年齢構成（豊島区）
- 8 ふるさと納税の推移

コラム③ ふるさと納税とは？

コラム④ 住民税の納め方とは？

コラム⑤ 特別区民税の主な改正内容について（平成31年度適用）

コラム⑥ 特別区民税の主な改正内容について（平成33年度適用）



住民税とは？

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいのかたや、豊島区内で個人事業を行なっているかたに納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税 所得割（税率 4%）	特別区民税 所得割（税率 6%）
前年の所得に応じて課税されます	
均等割（定額 1,500円）	均等割（定額 3,500円）

住民税の申告が必要な主な場合

○その年の1月1日に豊島区に居住し、前年中に以下のような所得があった場合

- ・給与所得があったかたで、給与支払報告書が豊島区に提出されていないかた
 - ・営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があったかた
- ※原則としてまずは確定申告をする必要があり、確定申告をしたかたは改めて住民税の申告をする必要はありません。
- ・公的年金受給者で年金以外に所得のあるかた、または控除内容に追加・変更のあるかた。

収入がない・少ないかた（非課税）でも申告が必要な場合

・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合。

・非課税証明書の発行が必要な場合。

※区内在住者の被扶養者のかたは、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は必ず住民税の申告が必要になります。

住民税の納付方法

納付方法は以下の3つがあります。

- 1、普通徴収（納税者ご本人が直接納める）
- 2、特別徴収（給与から差し引いて納める）
- 3、年金特別徴収（年金から差し引いて納める）

詳細はコラム4をご覧ください。

※住民税が非課税のかたには納税通知書・納付書はお送りしていません。



住民税の計算方法とは？

住民税は、均等割と所得割にわかれています。

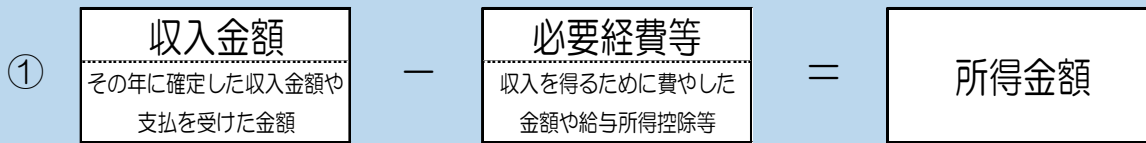
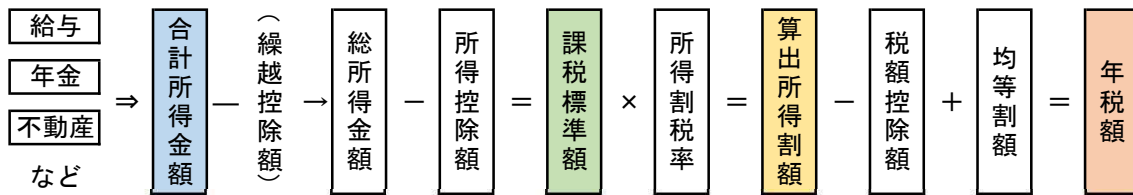
均等割額は定額で課税されるもので、原則5,000円です。

所得割額は所得に応じて課税されるもので、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

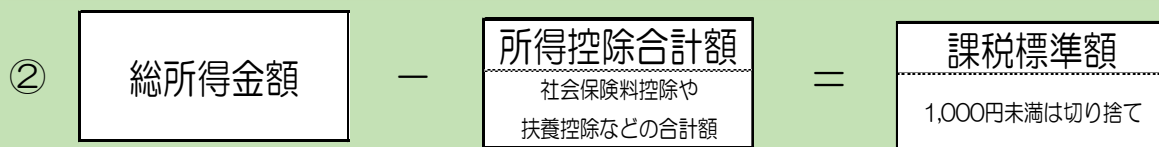
★計算の全体の流れ



◎ 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得の種類には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。
給与収入や年金収入については、必要経費を算出するのが難しいため、一定の額を差し引くことになります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。



※総所得金額＝所得金額の合計から繰越控除金額を差し引いたもの

◎ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除
など

人的控除
配偶者（配偶者特別）控除
扶養控除
障害者控除
など



③

課税標準額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">特別区民税率</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6%</td></tr> </table>	特別区民税率	6%	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">特別区民税 算出所得割額</td></tr> </table>	特別区民税 算出所得割額
特別区民税率							
6%							
特別区民税 算出所得割額							
	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">都民税率</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>	都民税率	4%	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">都民税 算出所得割額</td></tr> </table>	都民税 算出所得割額
都民税率							
4%							
都民税 算出所得割額							

◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。

④

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">特別区民税 算出所得割額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">都民税 算出所得割額</td></tr> </table>	特別区民税 算出所得割額	都民税 算出所得割額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">税額控除</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">寄附金税額控除、住宅ローン 控除など</td></tr> </table>	税額控除	寄附金税額控除、住宅ローン 控除など	+	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">区：均等割額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">都：均等割額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,500円</td></tr> </table>	区：均等割額	3,500円	都：均等割額	1,500円	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">年税額</td></tr> </table>	年税額
特別区民税 算出所得割額															
都民税 算出所得割額															
税額控除															
寄附金税額控除、住宅ローン 控除など															
区：均等割額															
3,500円															
都：均等割額															
1,500円															
年税額															

◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。
 税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を足し合わせた金額が、
 年税額になります。
 税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除 など

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

◎均等割・所得割ともにかからないかた（住民税が非課税になるかた）

合計所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+本人】 × 35万円 + 21万円 以下

◎所得割がかからないかた（均等割のみ課税されるかた）

総所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+本人】 × 35万円 + 32万円 以下

※扶養している人がいない場合は21万円、32万円の加算はありません

1 納税義務者数と課税額の推移

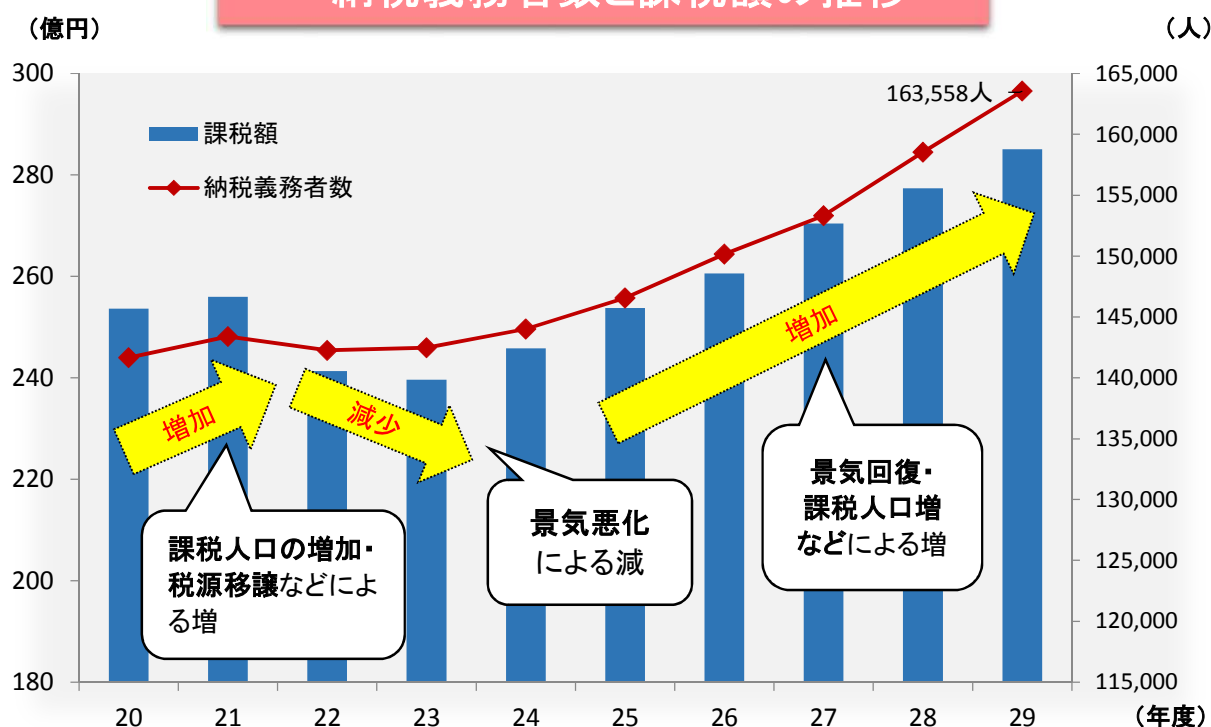


豊島区の納税義務者は何人くらいいるのですか？
課税額はどれくらいの金額ですか？

平成29年度の納税義務者数は約16万3千人、
課税額は約285億600万円です。



納税義務者数と課税額の推移



POINT

平成21年度まで増加が続いた課税額および納税義務者数(都民税・区民税を納めていただくかた)ですが、平成22年度はリーマンショック等の景気の悪化を受け減少した後、23年度以降再び増加に転じています。

課税額が増減する要因は主に①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。そして、その課税額の増減に大きく影響する納税義務者数については、転出入による人の入れ替わり等が影響します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増により納税義務者数は増加します。したがって、納税義務者数が増減すれば、それに比例して課税額も増減することになります。

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

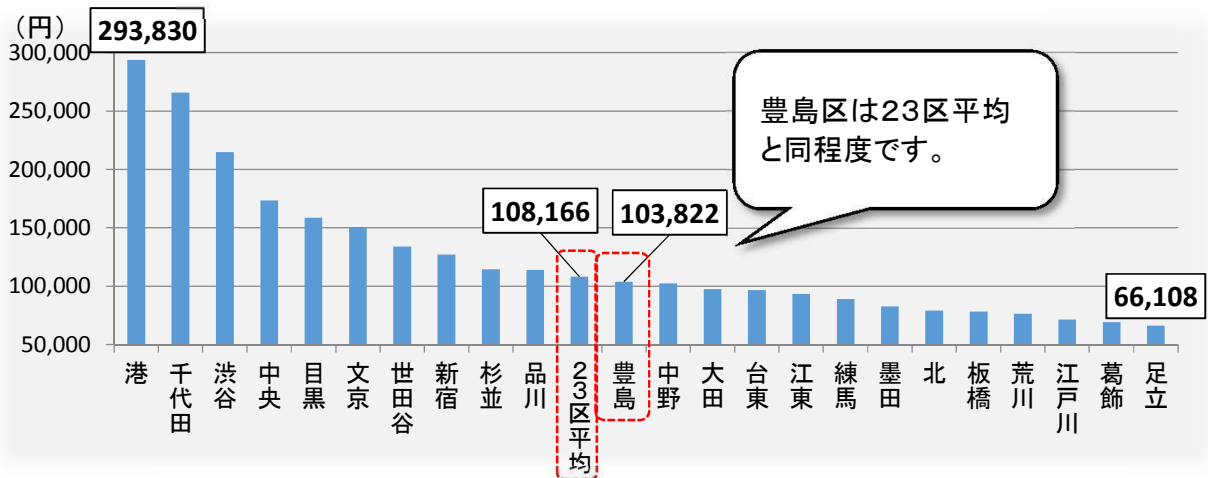


区民1人あたり、課税者1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

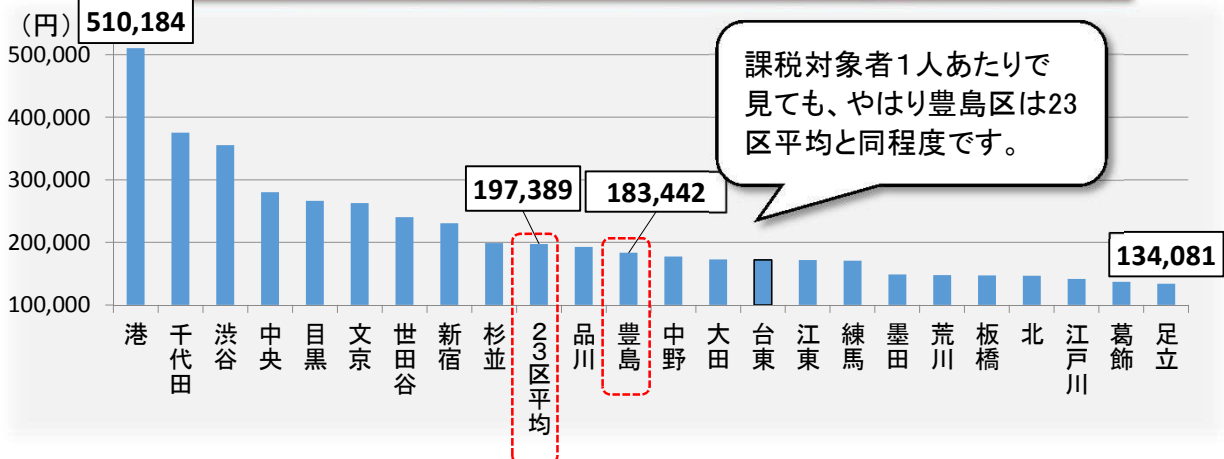
平成29年度の豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は約104,000円、23区で比較すると11番目の規模です。課税対象者1人あたりでも、約183,000円、11番目の規模です。



区民1人あたり税負担額(23区)



課税対象者1人あたり税負担額(23区)



POINT

23区の区民・課税対象者1人あたりの税負担額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.4倍、課税対象者1人あたりでは約3.8倍の差があります。

3 所得区分別 納税義務者数

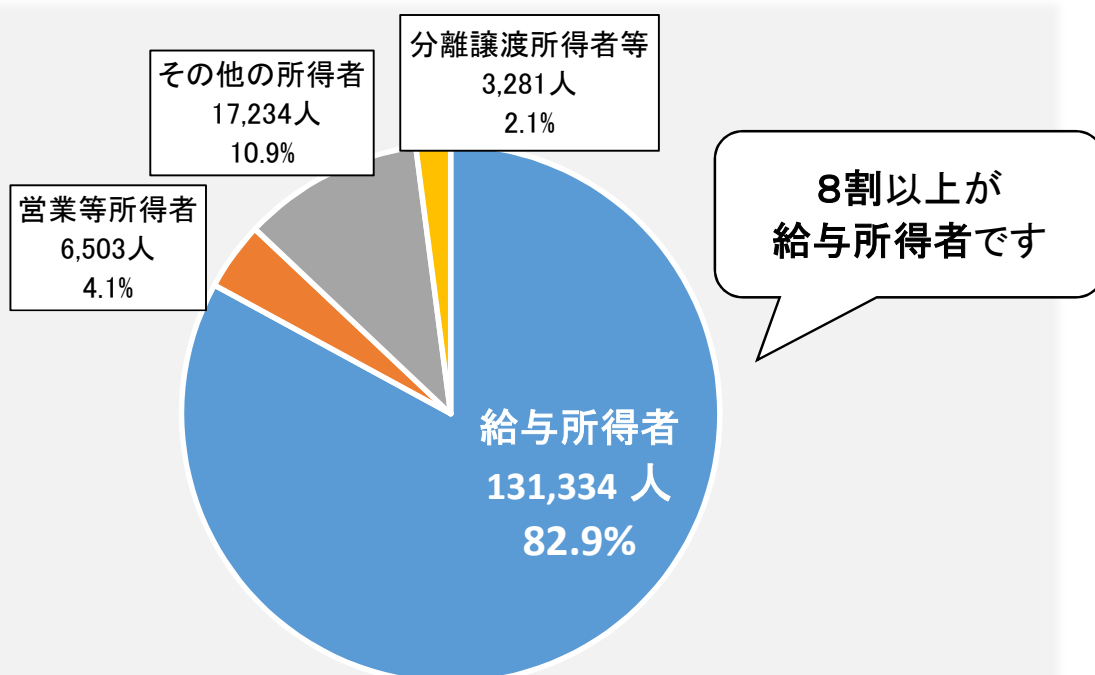


豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？

例年1番多いのは給与所得者で約8割を占めています。



所得区分別 納税義務者数(30年度)



※納税義務者のうち、均等割・所得割ともに課税になっている人が対象です。

POINT

所得の種類には、給与、公的年金、営業、不動産、譲渡等があります。

平成30年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は4%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は11%です。この割合は年度ごとに大きな変化があるわけではなく、毎年度同程度の割合です。

4 課税標準段階別 納税義務者数

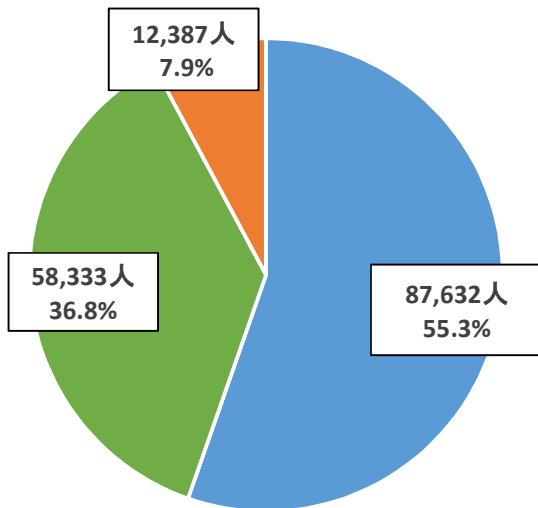


豊島区の納税義務者の所得状況はどのような状況ですか？

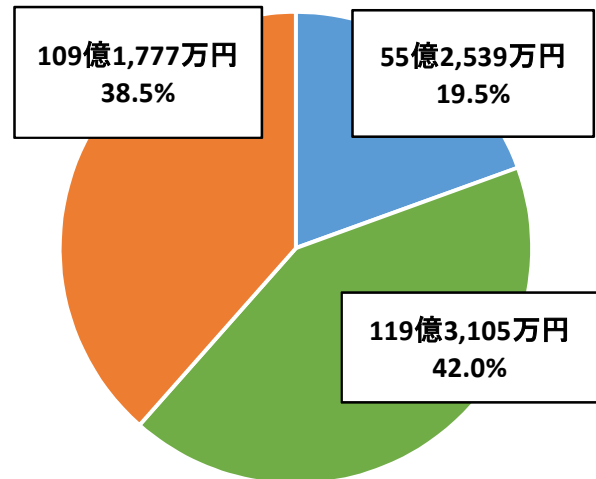
平成30年度においては課税標準額が200万円までの方が半数以上を占めています。



納税義務者の割合



所得割税額の割合



課税標準額

■ 200万円以下 ■ 200万円超～700万円以下 ■ 700万円超

POINT

課税標準額とは、所得から各種所得控除額(社会保険料控除等)を引いた金額のことです。

平成30年度の納税義務者の割合は課税標準額が200万円以下の方が半数以上を占め、200万円超～700万円以下の方が約4割、700万円超の方が約8%ですが、所得割税額の割合は、課税標準額が200万円以下の方が約2割、200万円超～700万円以下の方が約4割、700万円超の方が約4割となっています。

納税義務者の割合と、所得割税額の割合はここ数年大きな変化はありません。

5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）

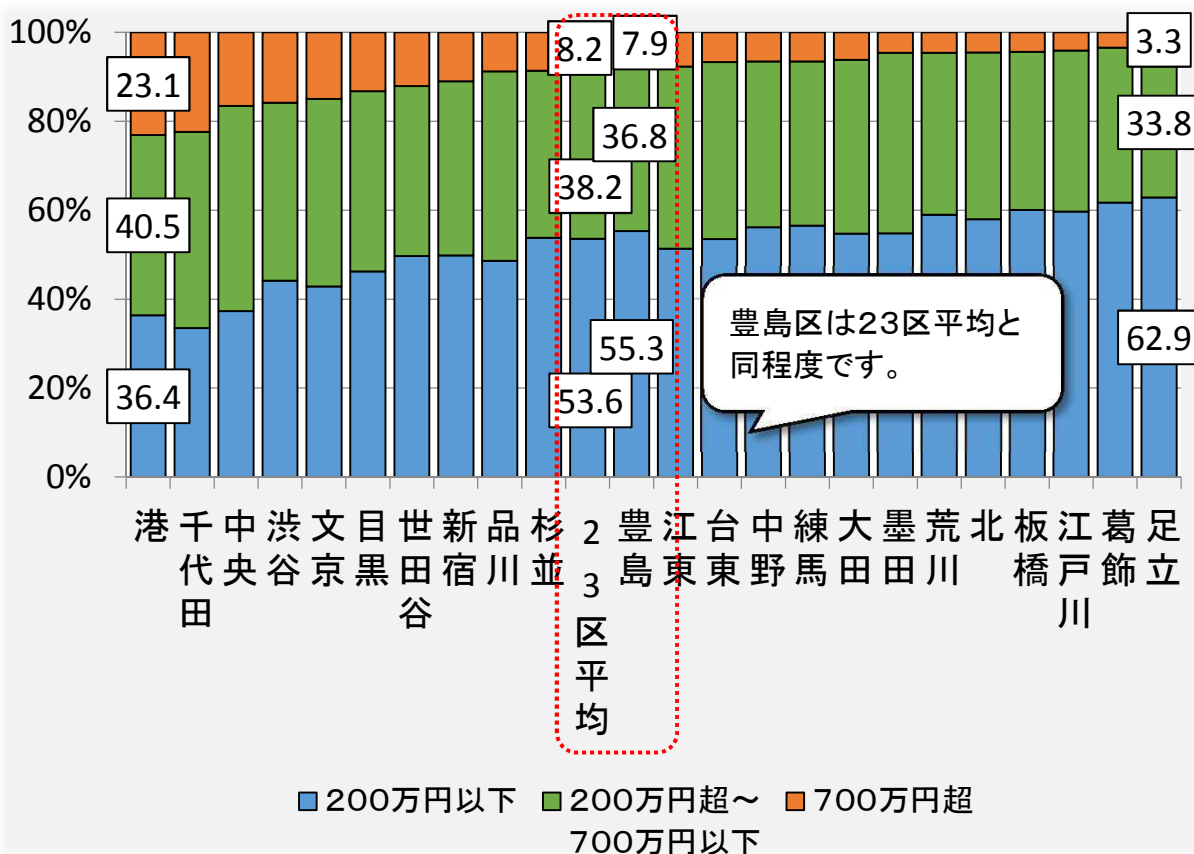


23区の課税標準段階別の納税義務者割合はどのような状況なのでしょうか？

23区の状況は、下表のとおりさまざまです。豊島区は課税標準200万円以下の層が約6割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割となっています。



課税標準段階別構成（23区）〔30年度〕



POINT

23区の課税標準段階別の納税義務者構成を比べて見ると実にさまざまであることがわかります。700万円超の層が23%を超える区もあれば、3%の区もあります。一方で、200万円以下の層は60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。

6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係 (23区)

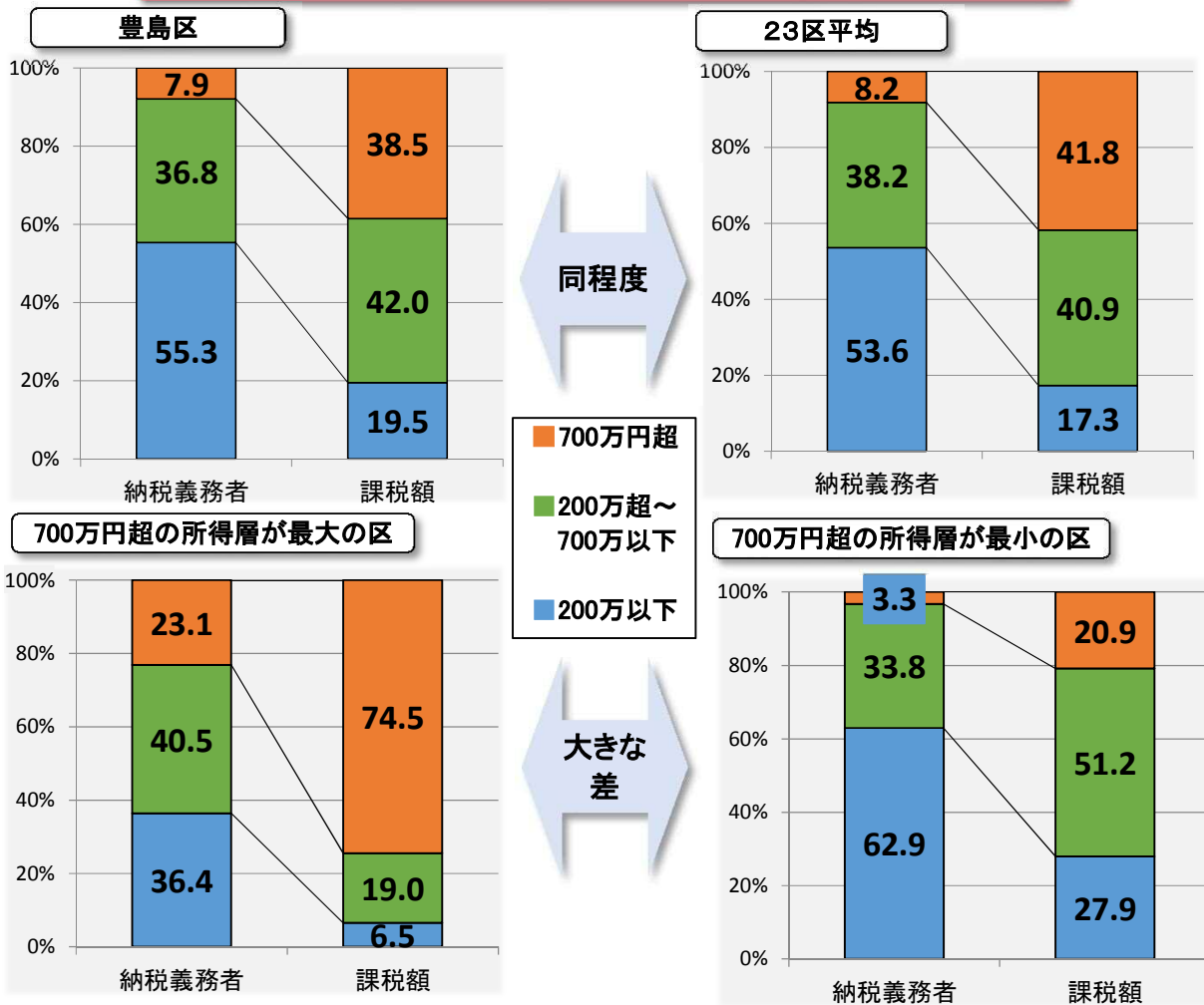


23区の課税標準段階別の税収割合はどのような状況なのですか？

23区によって大きな差があります。豊島区は23区平均と同程度で、人数にして全体の1割である、課税標準700万円超の納税義務者層が課税額の約4割を占めています。



課税標準段階別税収構造 (23区) [30年度]



POINT

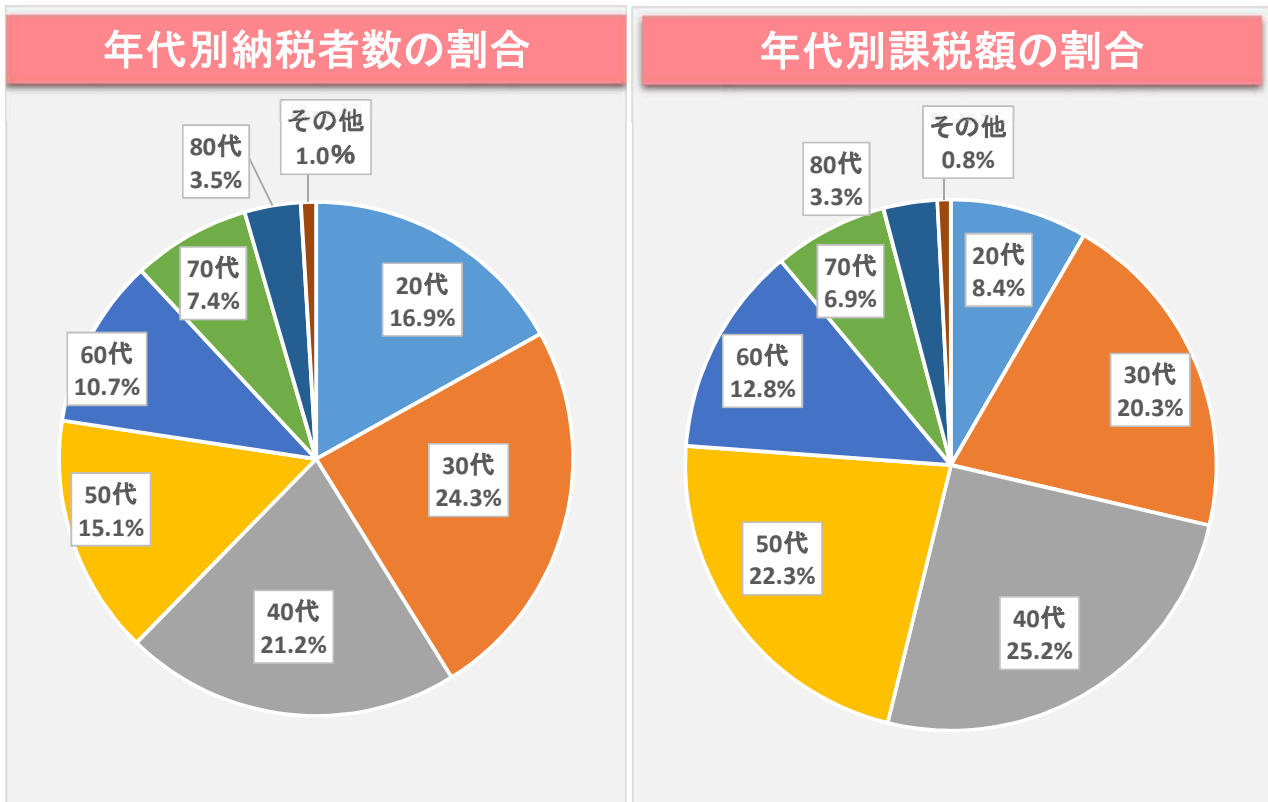
700万円超の所得層が最大の区では、人数にして2割である課税所得700万超の層が課税額の7割を占めています。対して700万円超の所得層が最小の区では、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税額の割合では2割程度です。この結果から、税収構造においては、23区内で非常に大きな差があることがわかります。

7 納税義務者の年齢構成（豊島区）



豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合はどのようになっていますか？

平成30年度においては20代～50代で全体の約77%になりますが、その内訳は「納税義務者数」で見た場合と「課税額」で見た場合とで異なります。



POINT

年代別納税者数の割合は「30代」が最も多く、次いで「40代」、「20代」と続いています。一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約3倍の割合になります。

また、全体の割合から見るとごくわずかですが、その他の中には「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

8 ふるさと納税の推移

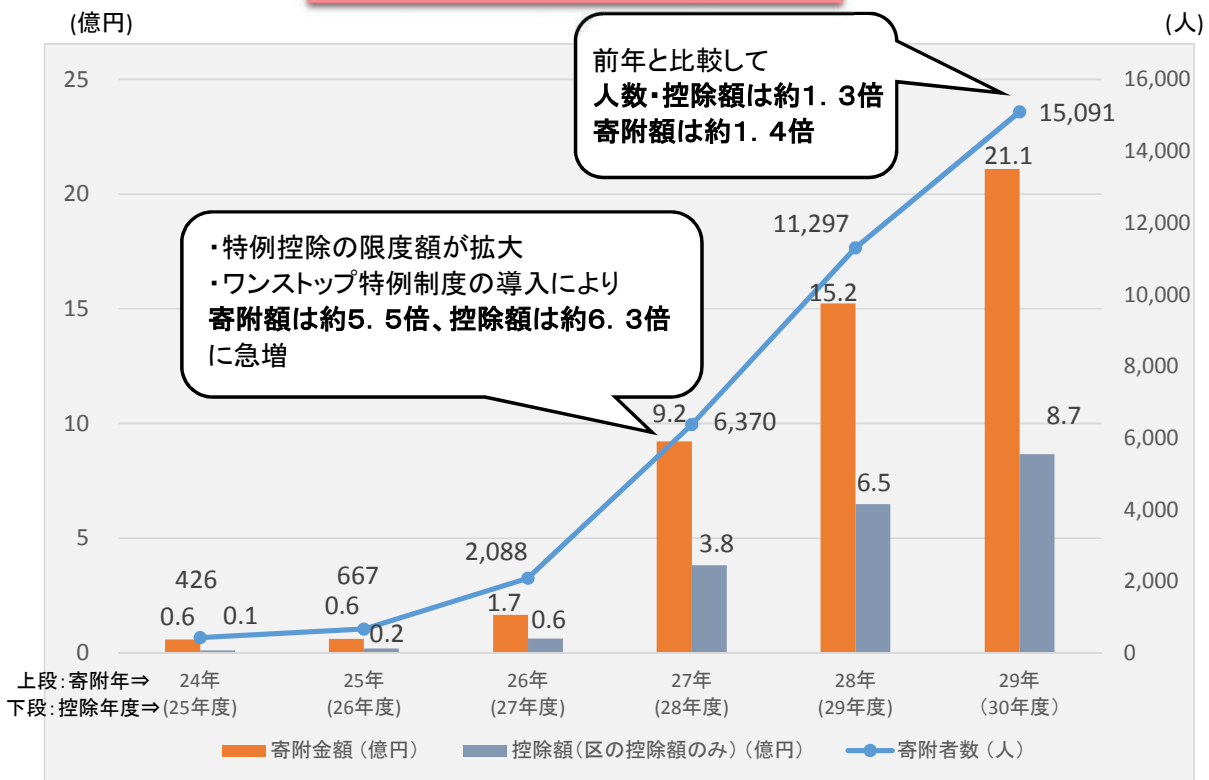


豊島区の納税義務者のふるさと納税の状況はどのようになっていますか？

平成29年中の寄附は、約15,100人、約21億1,000万円でした。これによる30年度区民税からの控除額が約8億7,000万円となり、前年度の約1.3倍となっています。



ふるさと納税の推移



POINT

平成26年は、ふるさと納税に対する返礼品等の注目により、前年と比較して寄附金額が約2.7倍と大幅に増加しました。平成27年は、特例控除の限度額の拡大や、ワンストップ特例制度導入の影響もあり、寄附金額は前年と比較して約5.5倍に急増しました。その後も、ふるさと納税の実績は増大し、平成29年の寄附金額は約21.1億円となりました。これによる翌年度の住民税の控除額は約8.7億円となり、財源流出の影響が懸念されています。



ふるさとと納税とは？

「納税」という言葉がついていますが、実際には、自治体（都道府県・区市町村）への「寄附金」のことをいいます。

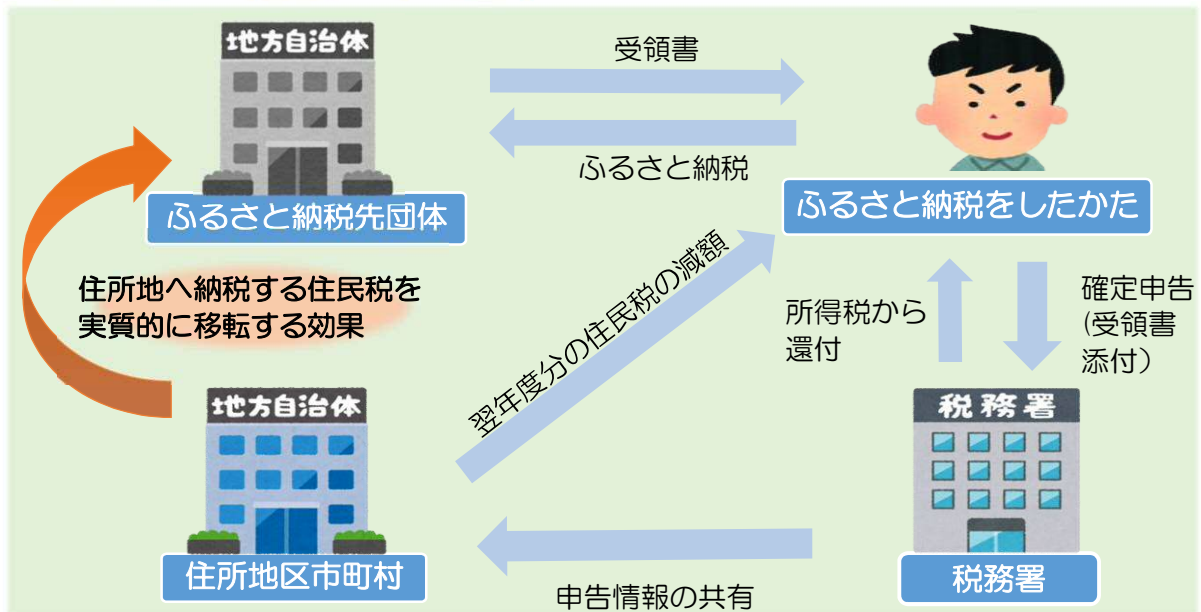
ふるさとと納税の意義



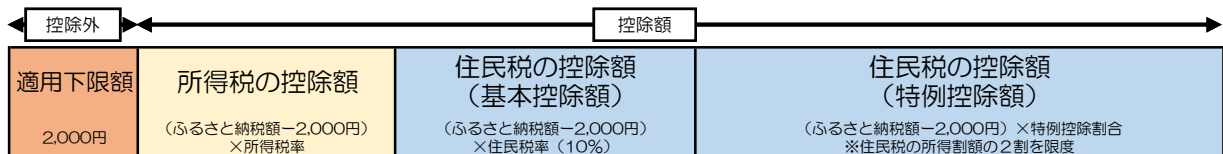
ふるさとと納税には以下の3つの大きな意義があります。
（総務省ふるさとと納税ポータルサイトより）

- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる

ふるさとと納税の仕組み



控除額の内訳のイメージ

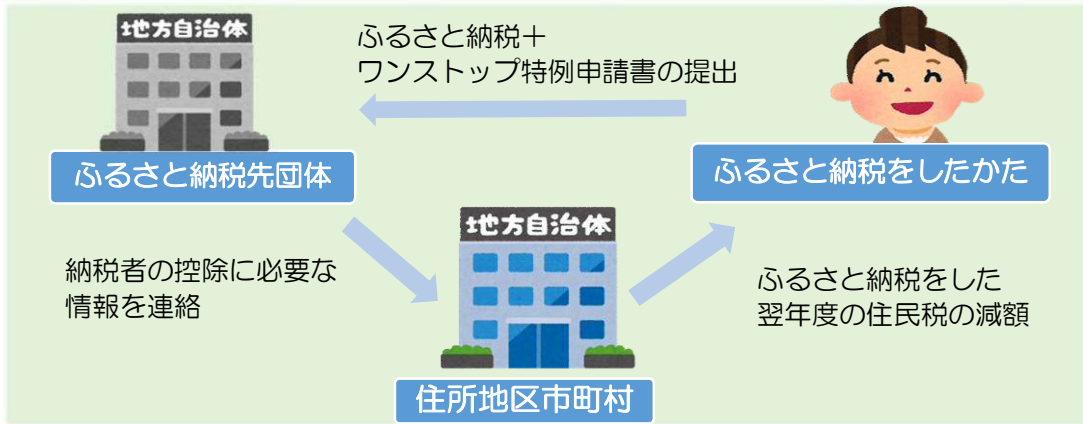


適用下限額を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外の部分は住民税から控除されます。（控除には一定の限度額があります）

住民税から控除されるということは、自分が住んでいる自治体の税収は減少することになります。

ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、一定の条件を満たす給与所得者等について、所定の手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



※以下に該当する場合は、ワンストップ特例は適用されません。

- ・ 確定申告が必要な給与所得者等の方
- ・ 確定申告不要条件に該当するが、寄附金以外の控除（医療費等）の申告をするかた
- ・ 確定申告不要条件に該当するが、6以上の自治体にふるさと納税をするかた

ワンストップ特例の場合の控除額の内訳のイメージ

← 控除外	→ 控除額		
適用下限額 2,000円	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円) × 特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度	住民税の控除額 (申告特例控除額) 特例控除額 × 申告特例控除率

所得税からの控除はなくなり、すべて住民税からの控除となります。

全体の控除額は、原則として確定申告をした場合と変わりません。

(所得税の控除に相当する金額が、「申告特例控除額」として住民税から控除されます)

ワンストップ特例を利用すると手続きは簡素化されますが、所得税の控除分も住民税の控除となるため、自分が住んでいる自治体の税収がさらに減少することになります。

豊島区の税収への影響

平成29年に豊島区の納税義務者がふるさと納税をした額は約21億1,000万円です。

⇒これにより、区民税は約8億7,000万円減収 ↓ しています。

ふるさと納税に関する税制改正の経過

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金による控除が所得控除から税額控除となる ・ 自治体への寄附（ふるさと納税）分は、適用下限額を超える部分について、原則として全額が控除される制度となる。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用下限額が、5,000円から2,000円となる
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特別所得税の導入に伴い、特例控除も計算方法を一部変更
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例控除の限度額が、所得割の10%から20%に拡大 ・ ワンストップ特例制度の導入

コラム4

住民税の納め方とは？



住民税を納める方法は、以下の3種類あります。

【普通徴収】

- ・区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法。
- ・納期は年4回（6・8・10・翌年1月末日が納期）

【特別徴収】

- ・事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引きし、納入する方法。
- ・納期は年に12回（6月から翌年5月に支給される給与から差し引き）

【年金特別徴収】

- ・公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法。
- ・納期は年に6回（4・6・8・10・12・翌年2月に支給される公的年金から差し引き）



特別徴収は、6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者となる事業主の方

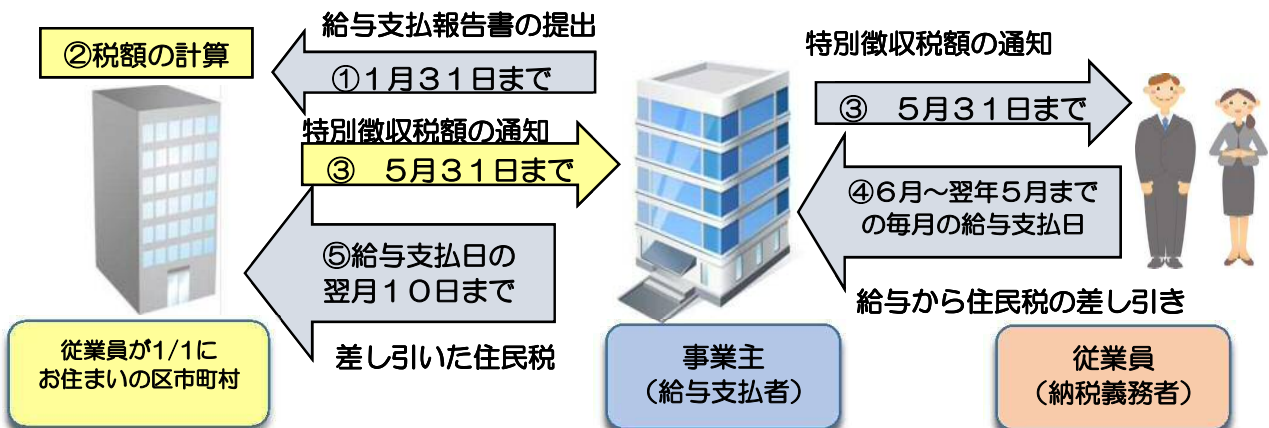
所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収の対象となる従業員の方

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされていますが、これまで普通徴収と特別徴収の区分は事実上選択制となっていました。これを「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとし、東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しています。

特別徴収の仕組み





特別区民税の主な改正内容について (平成31年度適用)

1. 控除対象配偶者の定義の改正

改正前

控除対象配偶者
納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者



改正後

同一生計配偶者
納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者

控除対象配偶者
同一生計配偶者のうち、前年の合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者

2. 配偶者控除の改正

合計所得金額が1,000万円超の納税義務者は、配偶者控除を取ることができなくなります。また、配偶者控除が取れる場合でも、納税義務者の合計所得金額に応じて控除金額が変更になります。

納税義務者の合計所得金額	住民税控除金額	所得税控除金額
900万円以下	33万円 (38万円)	38万円 (48万円)
900万円超950万円以下	22万円 (26万円)	26万円 (32万円)
950万円超1,000万円以下	11万円 (13万円)	13万円 (16万円)
1,000万円超	適用なし	

※ () 内は老人控除対象配偶者の控除金額

3. 配偶者特別控除の改正

控除対象となる配偶者の合計所得金額が、123万円まで拡大され、納税義務者の合計所得金額に応じて控除金額が変更になります。

区分	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
	住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額	
配偶者の 合計 所得 金額	38万円超85万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	85万円超90万円以下		36万円		24万円		12万円
	90万円超95万円以下	31万円		21万円		11万円	
	95万円超100万円以下	26万円		18万円		9万円	
	100万円超105万円以下	21万円		14万円		7万円	
	105万円超110万円以下	16万円		11万円		6万円	
	110万円超115万円以下	11万円		8万円		4万円	
	115万円超120万円以下	6万円		4万円		2万円	
	120万円超123万円以下	3万円		2万円		1万円	
123万円超	適用なし						



特別区民税の主な改正内容について (平成33年度適用)

1. 給与所得控除の改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられるとともに、給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられ、上限額が適用される給与収入金額が850万円となります。

2. 公的年金等控除の改正

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられるとともに、控除額の上限が設けられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は195.5万円となります。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、その金額に応じて公的年金等控除額が引き下げられるようになります。

3. 基礎控除の改正

基礎控除額が一律10万円引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合には金額に応じて控除額が以下の表のとおり逓減し、2,500万円を超える場合には基礎控除の適用がされないこととなります。
また、合計所得金額が2,500万円以下である場合には、基礎控除に係る控除差額は実際の差額に関わらず一律5万円として計算することとなります。

合計所得金額	基礎控除額		控除差額
	住民税	所得税	
2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	5万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	5万円
2,500万円超	適用なし		なし

4. 上記1～3の改正に伴う改正

①非課税限度額

給与・年金所得者の場合に現行と同様の取扱いとなるように以下のように変更されます。前年の収入が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

均等割

$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + \text{本人}) \pm 10\text{万円} + 21\text{万円}$
※21万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算されます。

所得割

$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + \text{本人}) \pm 10\text{万円} + 32\text{万円}$
※32万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算されます。

②配偶者控除

同一生計配偶者の合計所得金額要件が「48万円以下」に引き上げられます。
(現行：38万円以下)



③配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件が以下の通り変更となります。

区分		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額
配偶者の 合計 所得 金額	48万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	95万円超100万円以下		36万円		24万円		12万円
	100万円超105万円以下	31万円		21万円		11万円	
	105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円	
	110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円	
	115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円	
	120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円	
	125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円	
	130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円	

④扶養控除

扶養親族の合計所得金額要件が「48万円以下」に引き上げられます。
(現行：38万円以下)



5. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（新設）

① 制度の概要

給与所得控除が引き下げられたが、子育てや介護を行う世帯等に配慮するため、以下の対象者がいる場合には負担増が生じないようにするため、給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得額から控除されます。

② 対象者

その年の給与収入額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する方です。

- ア 本人が特別障害者に該当する方
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

6. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（新設）

① 制度の概要

給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられたことにより、給与・年金どちらかの所得がある人については負担増は生じないが、給与・年金両方の所得がある人（以下の対象者）については負担増が生じるケースがあり、これをなくすために、給与所得控除後の金額（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。

② 対象者

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方です。

－ 第4章 －

納税状況等

1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

2 収納率の推移

3 滞納者の年齢及び滞納額

4 分割納付と納税の猶予

コラム⑦ こんなときはどうすればいいの？納税Q&A

5 督促・催告の推移

6 差押え件数と滞納額の推移

7 口座振替加入者数・率の推移

8 税証明発行数の推移

コラム⑧ 税金の還付とは？

コラム⑨ 収納率向上のための取り組み

1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

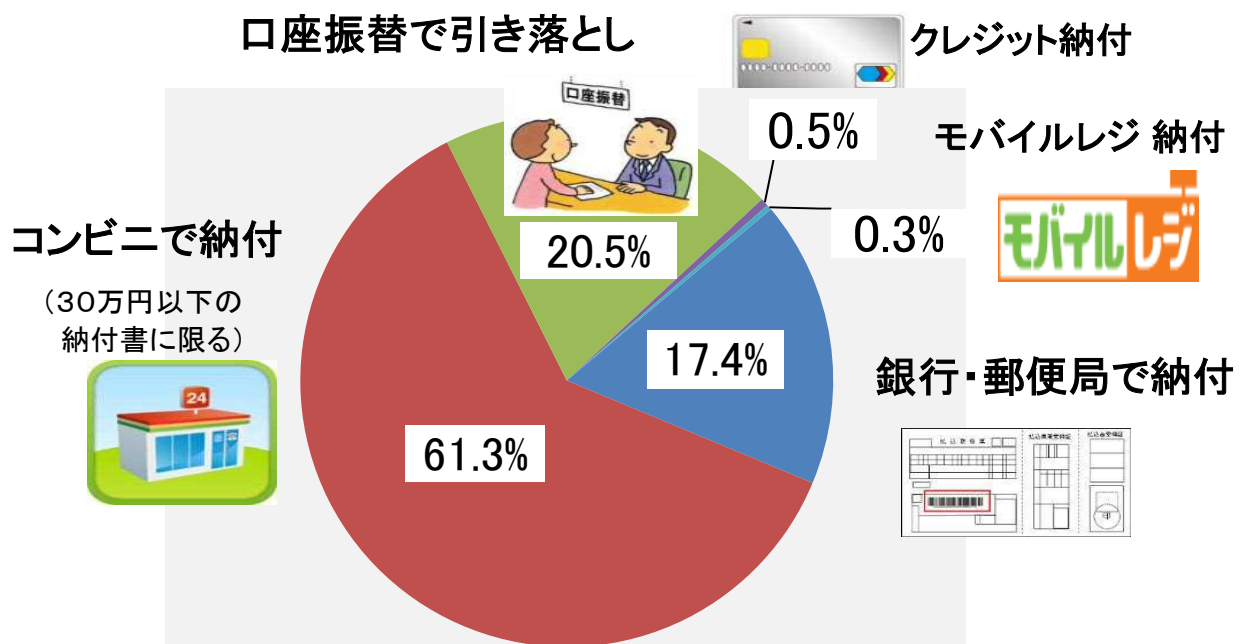


税額通知と一緒に普通徴収の納付書が送られてきましたが、どこで納付すればいいのですか？

普通徴収の場合、納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなく、口座振替・クレジット・モバイルレジでも手続きをすれば納付することができます。



豊島区の納税方法別の収納割合 (平成29年度決算における普通徴収の納付件数割合)



POINT

住民税は様々な方法で納付することが可能です。納付方法を件数で見ると、コンビニ納付の件数が半数以上を占めていることがわかります。

次に口座振替払い、銀行・郵便局での納付が多い状況となっており、口座振替払いの件数が5件に1件の割合となっています。クレジット納付やモバイルレジ納付(※)も最近では増えてきています。

※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。

2 収納率の推移

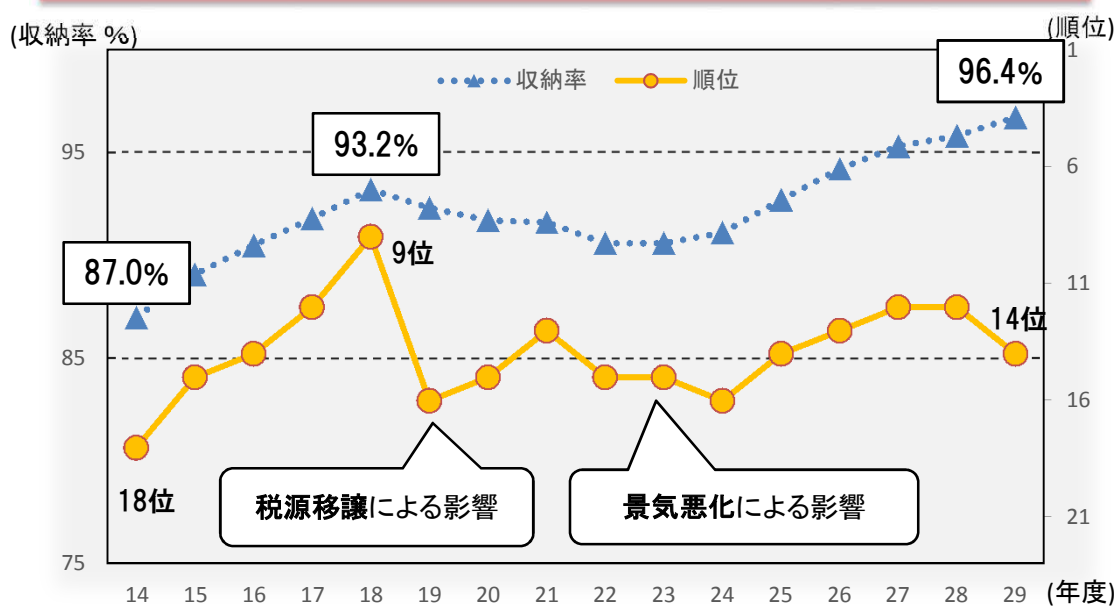


豊島区の収納率はどのくらいですか？

平成29年度の収納率は96.4%で過去最高の収納率でした。傾向としては24年度より7年連続で、収納率が向上しています。



特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法【 $\text{収納額} \div \text{課税額} \times 100 = \text{収納率}$ 】

POINT

平成14年度には87.0% (18位)でしたが、休日・夜間の納税相談や差押えを強化するなどの対策を講じてきた結果、18年度には93.2% (9位)まで上昇しました。19年度以降は税源移譲やリーマンショック等の影響により率・順位ともに下降しましたが、納税方法の多角化(コンビニ・モバイル収納など)や滞納整理業務体制の変更や催告の強化に注力してきました。29年度は96.4% (14位)になっています。

3 滞納者の年齢及び滞納額

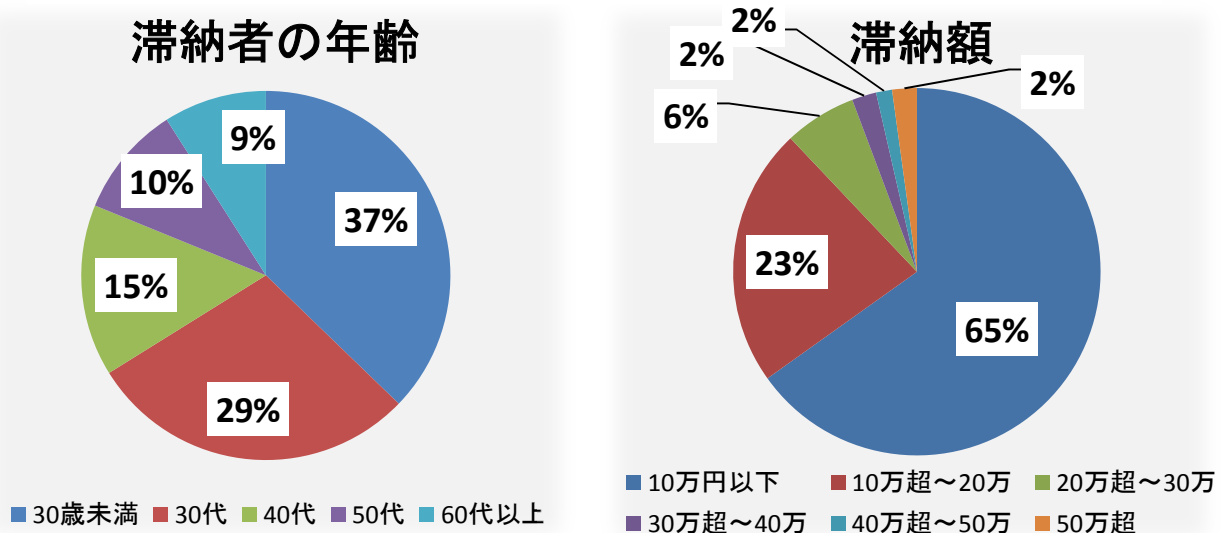


滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況なのですか？

最近の調査結果では、年齢では30歳未満の方が最も多く、滞納額では10万円以下の滞納を抱えている方が半数以上であることが分かりました。



滞納者の年齢・滞納額の構成割合(平成29年度末)



POINT

納税相談の内容を分析すると、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。

【経済的困窮】 失業、倒産などで世帯の収入が減少。
病气、育児、加齢などで就労できない。
就労先が見つからない。

【その他】 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。
個人的債務を優先した。
住民税が翌年度課税であることを知らなかった。
会社のほうで給料から差し引いていると思っていた。

4 分割納付と納税の猶予

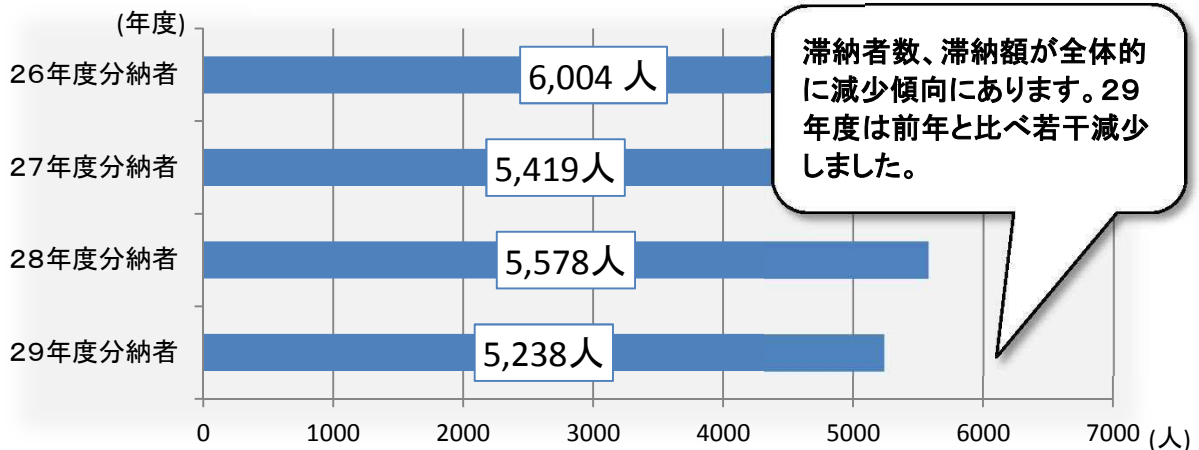


退職したり、入院などで納付書の期限に納付できないときはどうすればいいのですか？

住民税は前年の収入によって決定しているため、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。
納税が困難になったときには、まずはご相談ください。
生活状況をお伺いしたうえで、分割して納付することができます。
ただし、延滞金が発生することがあります。



分納者数の推移



滞納者数、滞納額が全体的に減少傾向にあります。29年度は前年と比べ若干減少しました。

POINT

【地方税法第15条の要旨】

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。



こんなときはどうすればいいの？ 納税Q & A

・納付書を紛失した。・納付期限を過ぎてしまった。

納付書の紛失や期限が過ぎてしまった場合は、必ず税務課へご連絡ください。納付書の再発行をいたします。納付書は窓口でのお渡しまたは郵送での送付をさせていただきます。

★納付書での納付以外にも、便利な納付方法があります★



**クレジットカードでの
納付が可能です★**

便利でスピーディな支払が可能に
納付書を持ってコンビニや区役所に赴くことなく納付できるので、時間を節約できます。

クレジットカードの立替払いの機能を利用
納付期限内にクレジットカードで決済をすれば、実際の引き落としまで支払を猶予できます。

▼クレジットカード納付の注意点▼

- ①支払手続完了から納税証明が発行できるまで【14日から35日程度】要します。
- ②手続完了後は、【取消・返金】はできません。
- ③納付金額に応じて【手数料】が異なります。
(1万円以上は1万円を超える毎に108円の手数料)

**口座振替(自動払込)だと
納付忘れを防げます★**

うっかり忘れの心配なし
納期限の日にご指定の口座から自動で引き落とされるため、確実に納付できます。

安全かつ便利な納付が可能に
金融機関へ出向く必要がないため、現金を持ち歩く必要がなく、安全です。

◎振替方法と申込期限

振替方法		振替日(納期限)	申込期限
各期振替	第1期	6月末	5月中旬
	第2期	8月末	7月中旬
	第3期	10月末	9月中旬
	第4期	1月末	12月中旬
全期分一括振替	第1期	6月末	5月中旬

※申込期限はめやすです。

納税の相談がしたい。

納期限までに納付がされていないと、後日「督促状」が発送されます。督促状を発送してもなお滞納が続き、納税相談がない場合は、法に基づいた財産調査、滞納処分が執行されます。必ず納期限までに納付してください。また止むを得ない事情により、期限内の納付ができない場合は必ず税務課にご相談ください。

住民税は会社給与からの天引きだったが、会社を退職した。

給与所得者の場合、住民税は6月から翌年5月までの12回に分けて、天引きされます。しかし、退職等により差し引くことができなくなった場合は、ご自身で残りの税額(納付書での納付)を納めていただくか、退職時の給与から残りの税額を差し引いて、会社(勤務先)が納めていただくこととなります。

ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！



5 督促・催告の推移

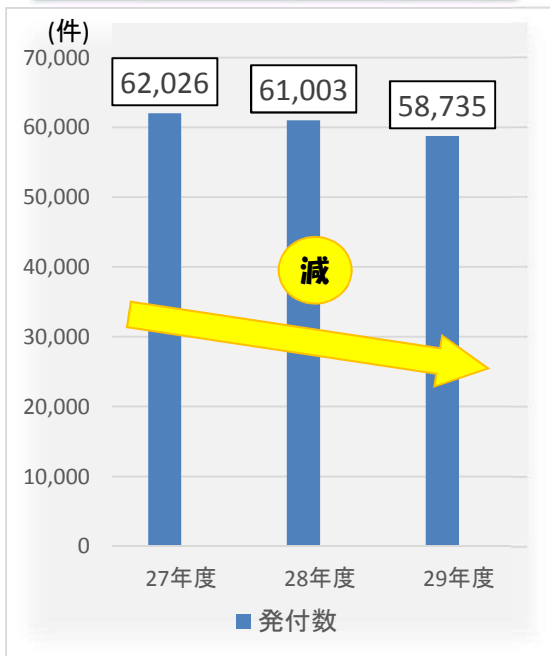


督促状・催告書はどのくらい発付されているのですか？

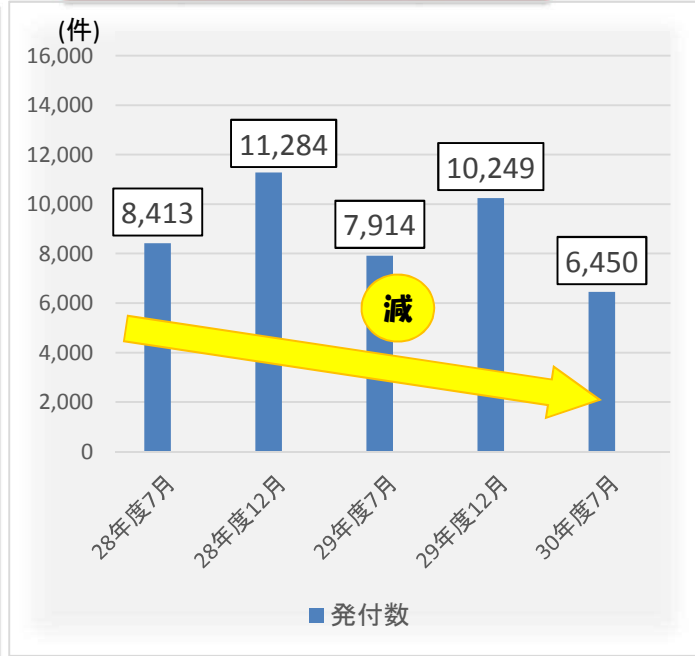
平成29年度は、督促状を約59,000通発付しています。催告書は7・12月の合計で約18,000通発付されています。



督促状の推移



催告書の推移



POINT

◆督促状、催告書ともに発付数は全体的に減少傾向にあります。

①督促状とは

納期限までに納付がない場合、地方税法に基づいて納付がない全ての方に発付されます。近年は納期内に納税していただける方が増加しており、発付数は減少傾向にあります。

②催告書とは

督促状を発付してもなお納付がない方へ送付しています。滞納額減少に伴い、発付数は減少傾向にあります。7月と12月の発付数を比較した場合、12月の発付数が多い理由は催告対象期別が増えるためです。

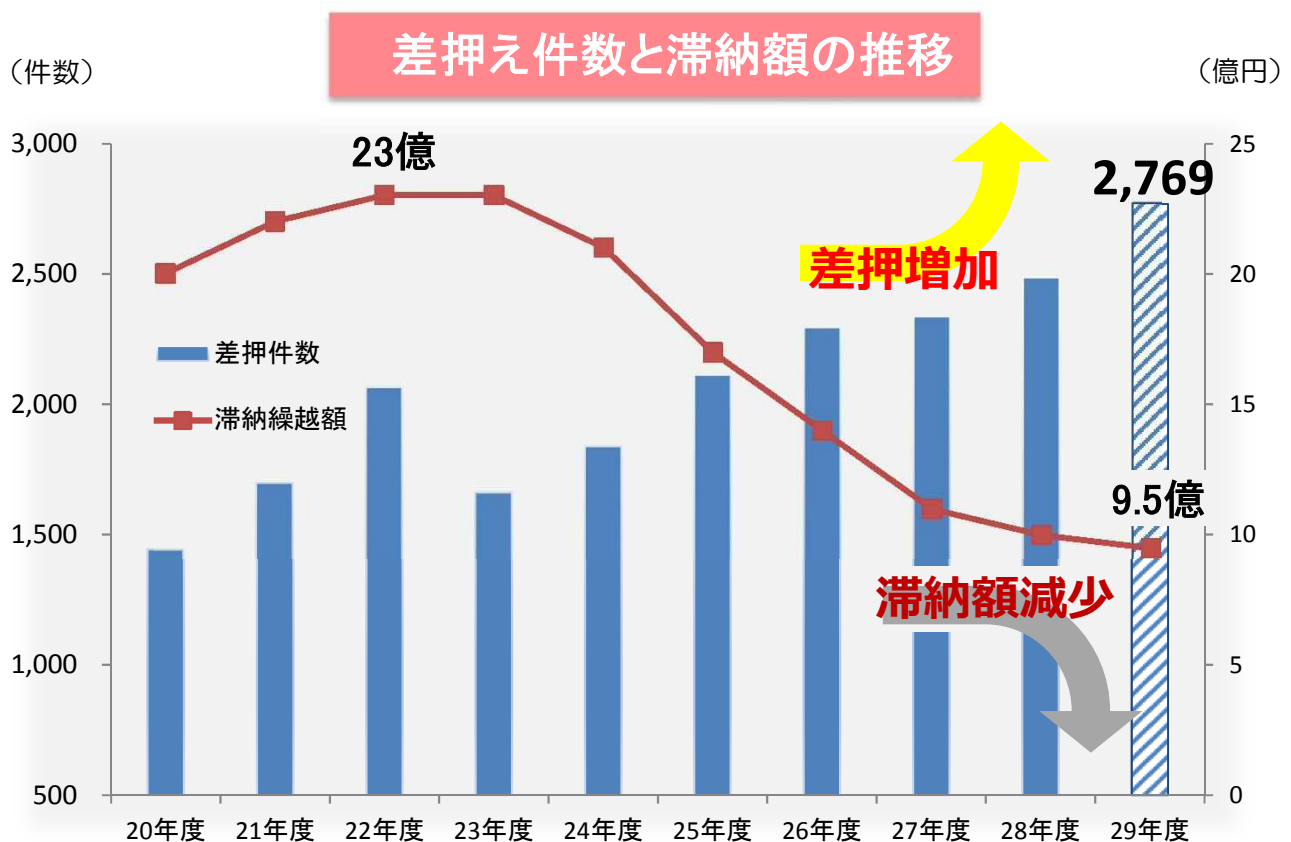
7月催告→滞納繰越分のみ/12月催告→滞納繰越分+現年度第1期、第2期

6 差押え件数と滞納額の推移

豊島区ではどのくらい差押えを実施し、滞納額はどのような推移になっていますか？



平成29年度は約2,800件の差押えを実施しました。差押えの増加により滞納額は減少傾向にあります。



POINT

平成24年度から集中的な財産調査、差押えによる滞納処分を強化しました。窓口、電話での納税交渉、早期的な滞納整理を進めた結果、平成29年度の滞納額は、初めて9億円台まで圧縮することができました。今後も滞納額の更なる減額をすべく、早期的な納税交渉を積極的に進めていきます。

7 口座振替加入者数・率の推移

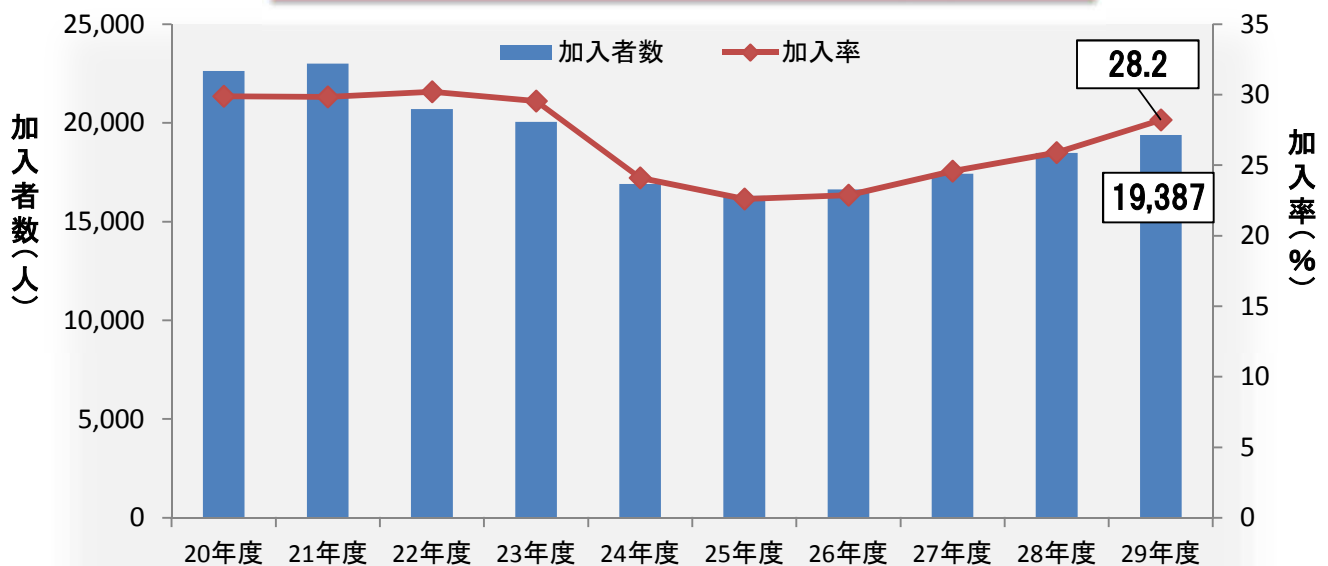


口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？

口座振替加入者は平成29年度で約19,400人で、普通徴収の納税義務者に占める割合は約3割です。



口座振替加入者数(率)の推移



※加入率;現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合

POINT

納税義務者の高齢化に伴い、住民税を年金から差し引いて納める方が増えているため、平成21年度以降は口座振替加入者数が減少傾向にありました。

そのため、口座振替受付に関する手続きを電子化し、区役所の窓口でキャッシュカードがあれば手続きできる「ペイジー」を導入しました。また、督促状通知の中に口座振替申込書を同封するなど口座振替勧奨を行ってきました。その結果、26年度以降は加入者数、口座振替率とも増加傾向にあります。

8 税証明発行数の推移

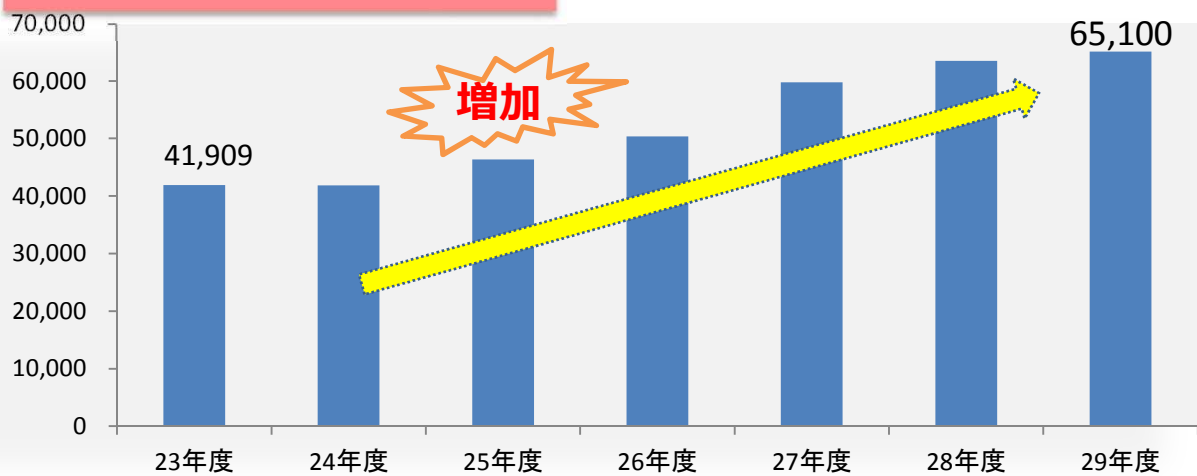


税証明はどれくらい発行されているのですか？

税証明の発行は近年増加傾向にあり、平成29年度は約65,000件を発行しています。

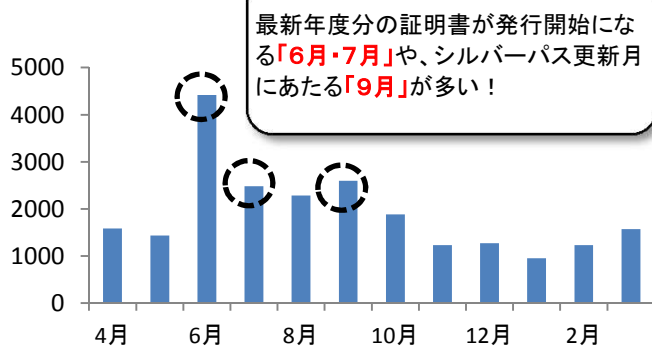


税証明発行数の推移



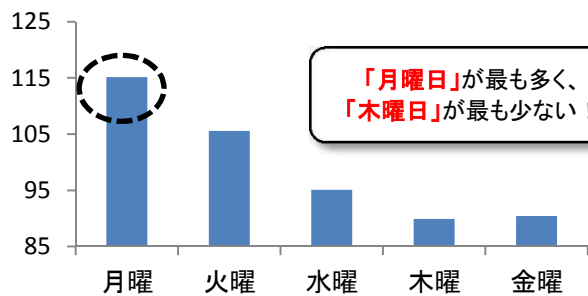
「月別」に見ると…

月別・発行人数



「曜日別」に見ると…

曜日別・平均発行人数



POINT

税証明は、近年、シルバーパスなど収入や所得の制限がある行政サービスが増加し、その審査のため税証明書の発行件数も増加しています。平成28年度からは、マイナンバーカードを利用してコンビニで税証明の発行が出来るようになりました。

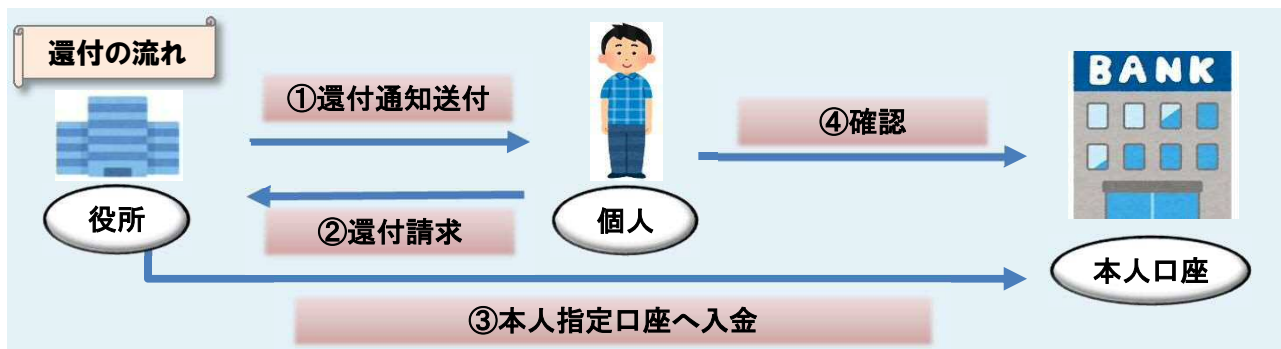
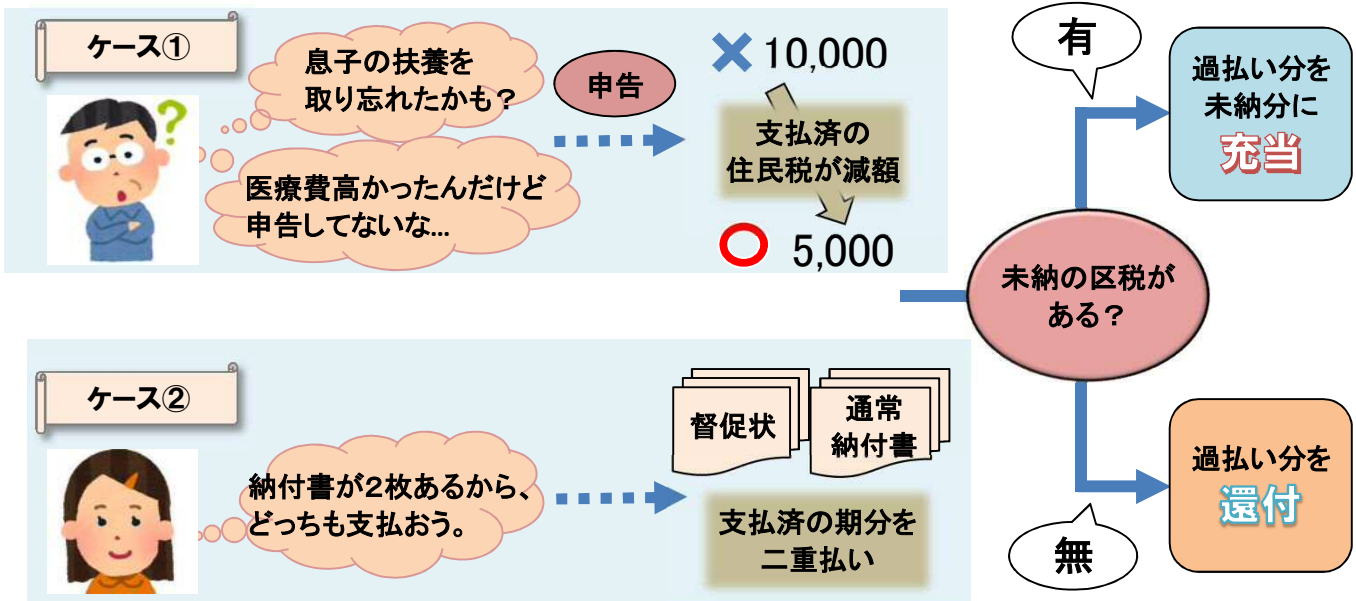
コラム8



税金の還付とは？



税金を多く払いすぎてしまったり、間違っ
てしまった時に、その分を返すことです。



区役所では区税の還付にあたり、次のようなご案内は行っておりません。
悪質な還付金詐欺に注意しましょう！



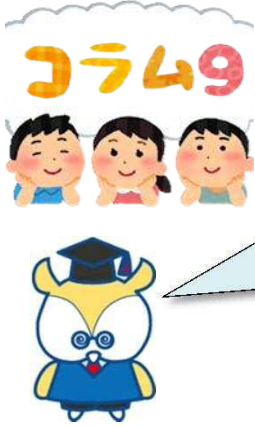
電話のみのご案内

口座番号の電話での聞き取り

非通知での電話

ATMの操作指示

ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！



収納率向上のための取り組み

豊島区では、収納対策として携帯電話、スマートフォンのショートメッセージサービス機能（SMS機能）を活用した催告、納付案内を始めました。その他にも法律事務所（弁護士）への徴収委託、ベトナム語、中国語に対応する相談員による納付案内など特色のある取組を行っています。

豊島区での収納対策事例

ショートメッセージサービス（SMS）による納付案内・催告

SMSは携帯電話の番号だけで、メッセージを送信できる機能です。この機能を活用して納付案内、催告を行っています。従来の訪問や電話、文書による案内と併せることでより確実に情報を区民の方に届けます。

イメージ



法律事務所への業務委託

従来は納付勧奨、催告等に対して納付がない滞納者の方に対し、「法律事務所」名で催告をしたり、納税相談を行うことで、自主的な納付を促し、効率的な滞納解消を図ります。

[委託先]
弁護士法人ブレインハート法律事務所

ベトナム語・中国語専門相談員による納付案内

近年多くの外国籍の方が豊島区に転入し、住民税を滞納するケースが増えています。そのため、ベトナム人、中国人の職員を配置し、電話での納付勧奨と窓口での税に関する相談の通訳等により、住民税への理解（住民税の制度、納付義務、納付方法等）の促進と滞納の抑制を図っています。

ファイナンシャルプランナーによる生活相談業務

税制や住宅ローン、生命保険、年金制度などの幅広い知識を備えた「ファイナンシャルプランナー」による相談を行っています。

住民税の納付が困難な方について、借金、過払い金の債務問題や支出の見直しといった生活改善等の支援を通じて、滞納の解消に繋がります。

－ 第 5 章 －

軽自動車税

- 1 軽自動車税（登録台数・税収）の推移
 - 2 軽自動車税（収納率）の推移
 - 3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
 - 4 23区別人口に対する軽自動車保有率
- コラム⑩ 軽自動車税の歴史と税率の変遷

1 軽自動車税（登録台数・課税額）の推移

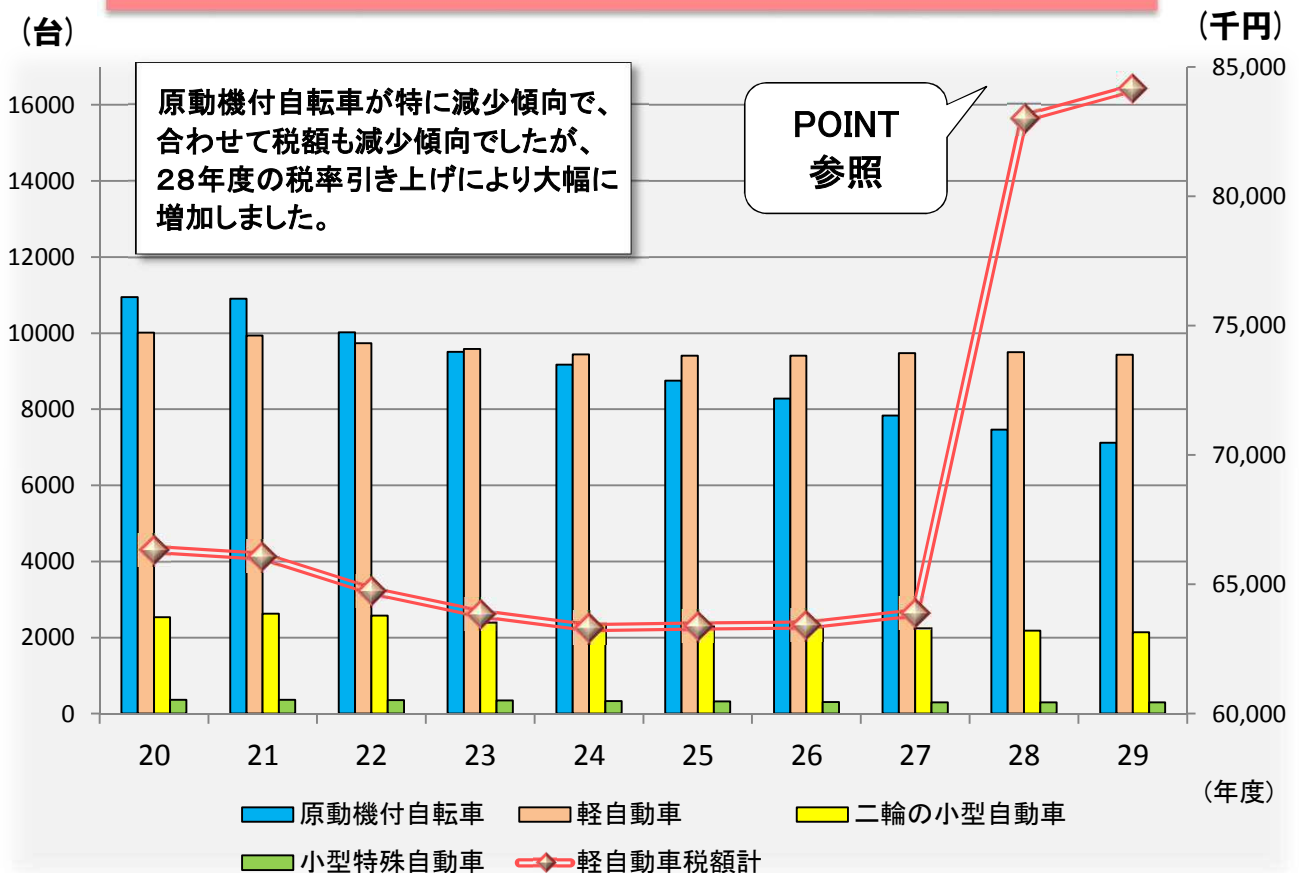


軽自動車税の登録台数・課税額の推移を教えてください。

登録台数の減少に伴い、課税額も減少傾向にありましたが、28年度の税額変更により課税額が増えています。



軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



POINT

29年度軽自動車税の登録台数は、全体で約1万9千台で、税額は8千4百万円です。

28年度から標準税率が引き上げられたこと等により、登録台数はほとんど変わりませんが、課税額が大幅に増加しました。

29年度も、登録台数はほとんど変わりませんが、グリーン化特例(軽課)適用車の軽減期間が終了し、本来の税率へ移行したことにより課税額が増加しています。

2 軽自動車税(収納率)の推移

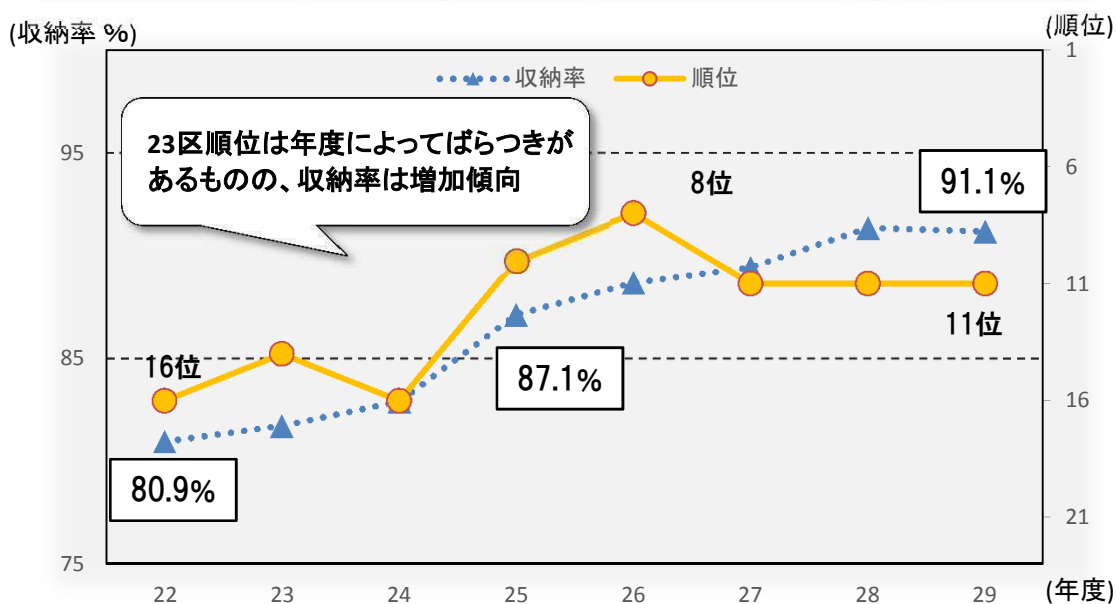


29年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

29年度の収納率は91.1%で、豊島区は23区の中で11位でした。



軽自動車税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法【 $\text{収納額} \div \text{課税額} \times 100 = \text{収納率}$ 】

POINT

収納率は平成22年度には80.9%(16位)でしたが、収納推進の取組み等により年々上昇し、29年度は91.1%(11位)でした。

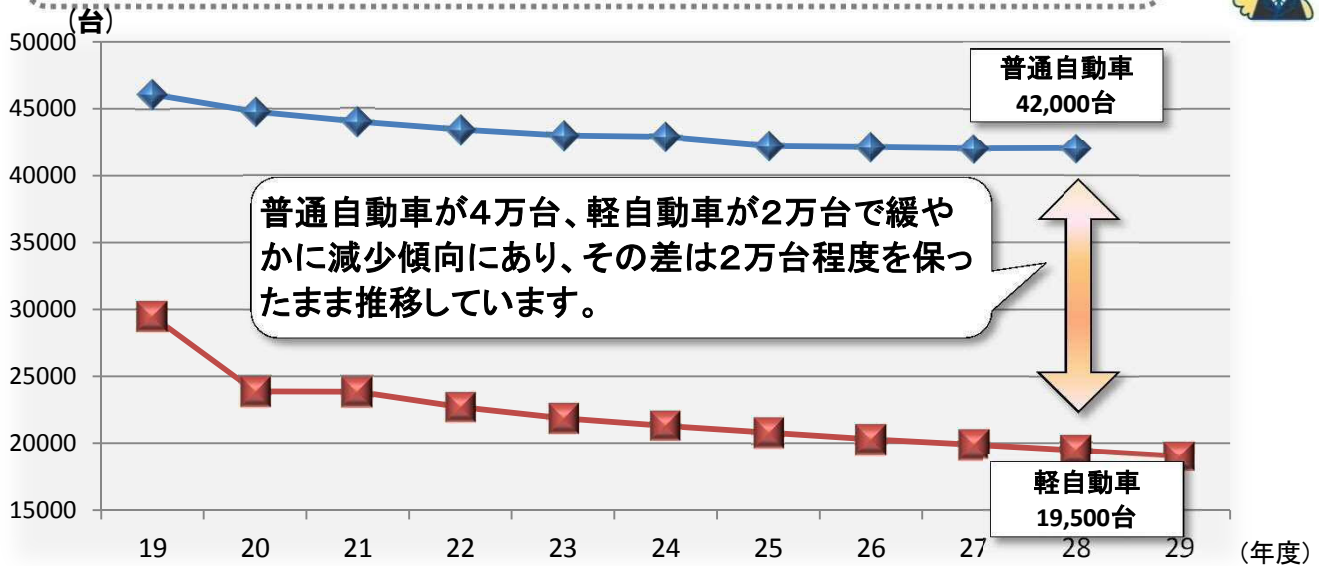
なお、軽自動車税は、納付書その他、コンビニ納付やモバイルレジによる納付も可能となっており、29年度の納付件数を見るとコンビニ納付が約45%、納付書が約55%の割合となっています。

3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較



豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数はどちらが多いのですか？

概ね2対1の割合で普通自動車の保有台数の方が多くなっています。

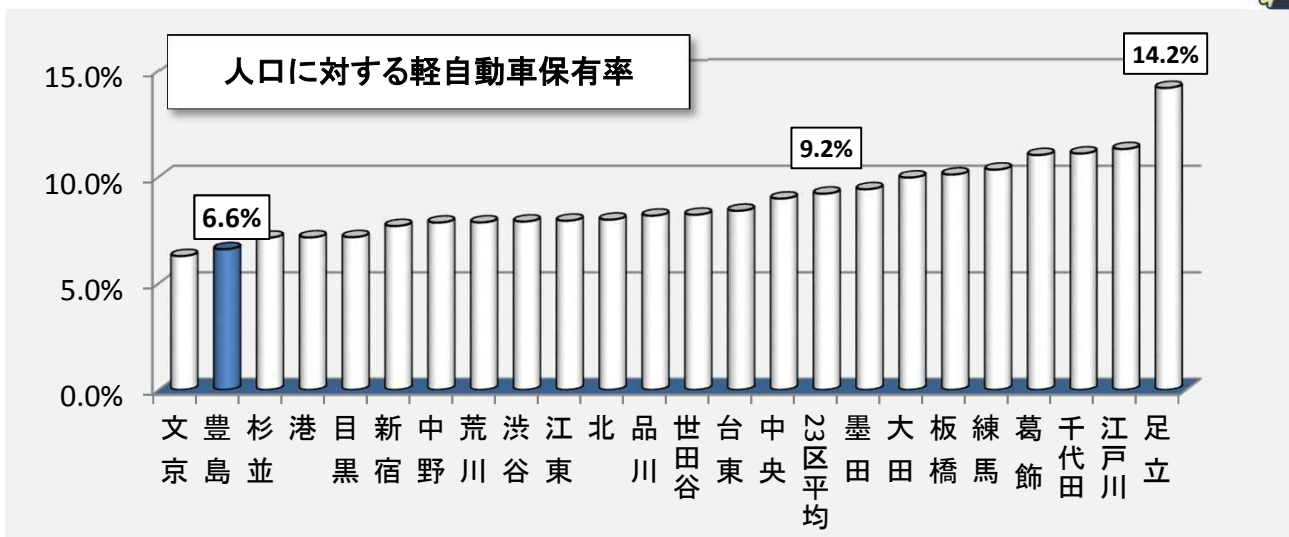


4 23区別人口に対する軽自動車保有率



豊島区では軽自動車を持っている人の割合はどれくらいですか？

豊島区は交通の利便性が良く、また人口密度が高いため、23区で2番目に軽自動車保有率が低くなっています。

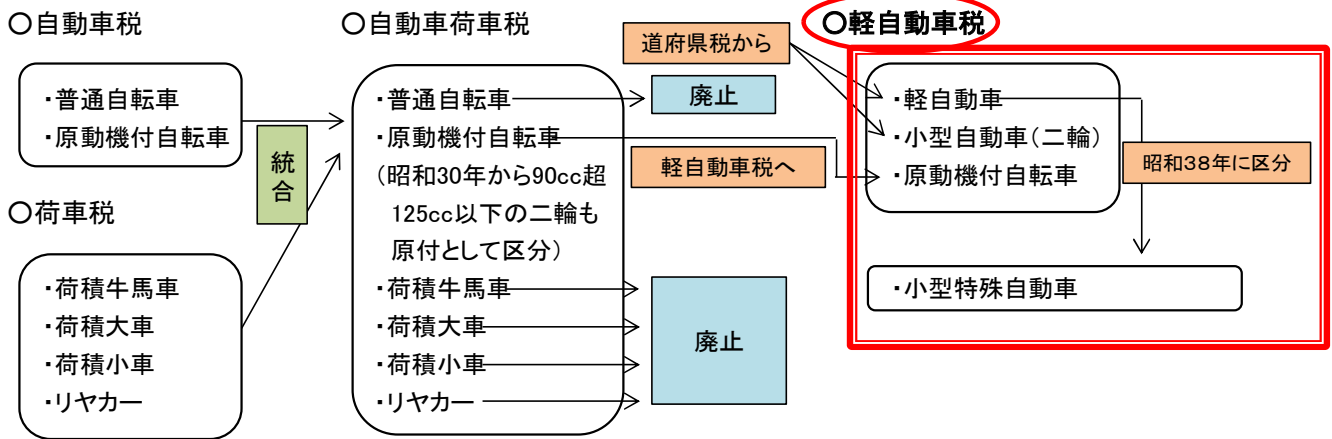




軽自動車税の歴史と税率の変遷



昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。



昭和15年 昭和29年

昭和33年

※上表、下表とも「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照。



昭和33年以降の軽自動車税の税率は下記のとおりです。平成28年度に、約30年ぶりに大幅な改正がありました。

(円)

区 分		昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年	平成28年	
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下	500				650	700	1,000		2,000	
	50cc超90cc以下	800				1,000	1,100	1,200		2,000	
	90cc超	1,000				1,300	1,450	1,600		2,400	
	ミニカー	-	-	-	-	-	-	-	2,500	3,700	
軽自動車 (660cc以下)	二輪(250cc以下)		1,500								
	三輪			1,500							
	四輪	乗用		営業用	2,000			2,600	2,850	3,100	3,900
				自家用	3,000		4,500	5,200	5,500	6,900	
		貨物用		営業用	2,500			2,900	3,000	3,800	
				自家用				3,300	3,650	4,000	5,000
二輪の小型自動車(250cc超)		2,500				3,300	3,650	4,000	6,000		

※平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪について新税額を適用。

－ 第 6 章 －

たばこ税

- 1 たばこ税（売渡本数・税込）の推移
- 2 たばこ税収入の23区比較
- 3 23区の税収に占めるたばこ税の割合
- 4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）

コラム⑪ たばこ税とは？

コラム⑫ たばこ税率改正について
加熱式たばことは？

1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移

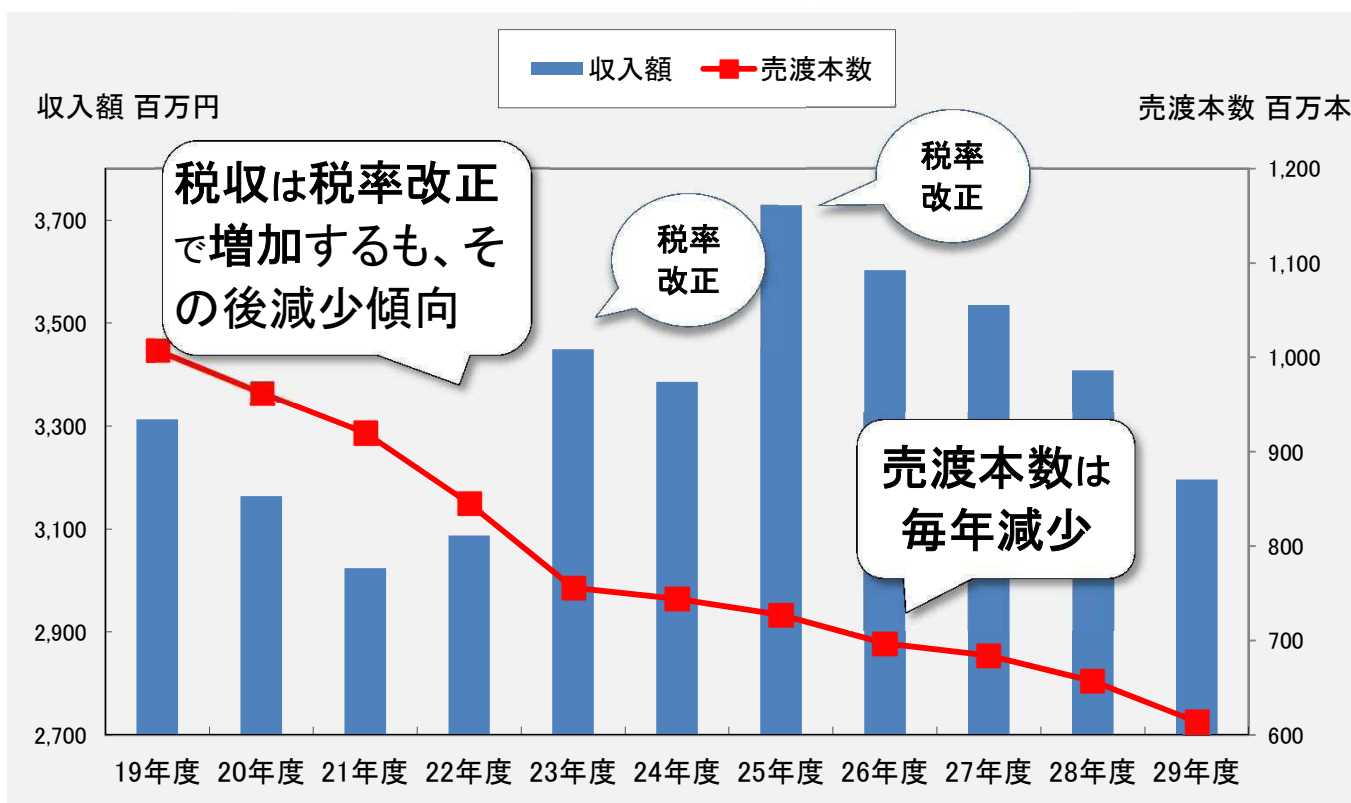


近年、喫煙者が減っていますが、たばこ税収も減っているのですか？

たばこの売り上げは年々減っています。税収は税率の改正により、一時的に増加しますが、ゆるやかに減少しています。



たばこ税の本数と税収の推移



POINT

29年度たばこ税の課税額は約32億円、売渡本数は約6.2億本です。

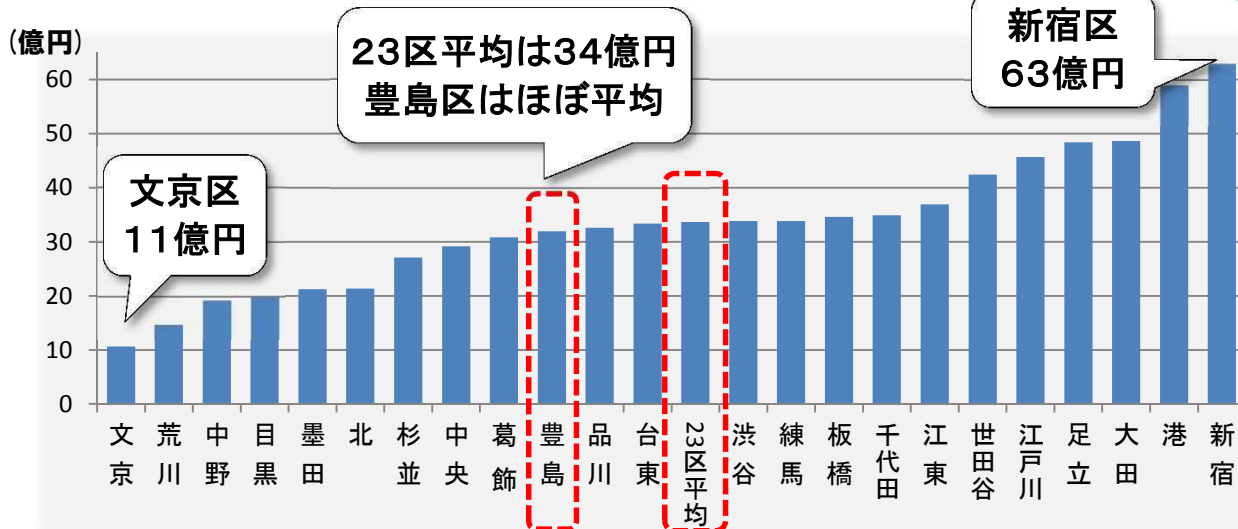
喫煙者の減少に伴い、売渡本数は年々減少していますが、収入額は23年度、25年度に大きく増加しています。これは、23年度、25年度に特別区たばこ税の税率が引き上げられたことによるものです。また、28年度から4年間、旧3級品の手持ち品課税が実施されています。さらに、30年10月1日からは、再度たばこ税の税率が引き上げられます。この改正は、4年間かけ3段階に分けて実施されます。

2 たばこ税収入の23区比較



23区のたばこ税収入の状況を教えてください。

最も税収が多い新宿区と、最も低い文京区では52億円の差があります。豊島区は32億円で、ほぼ23区平均と同じです。

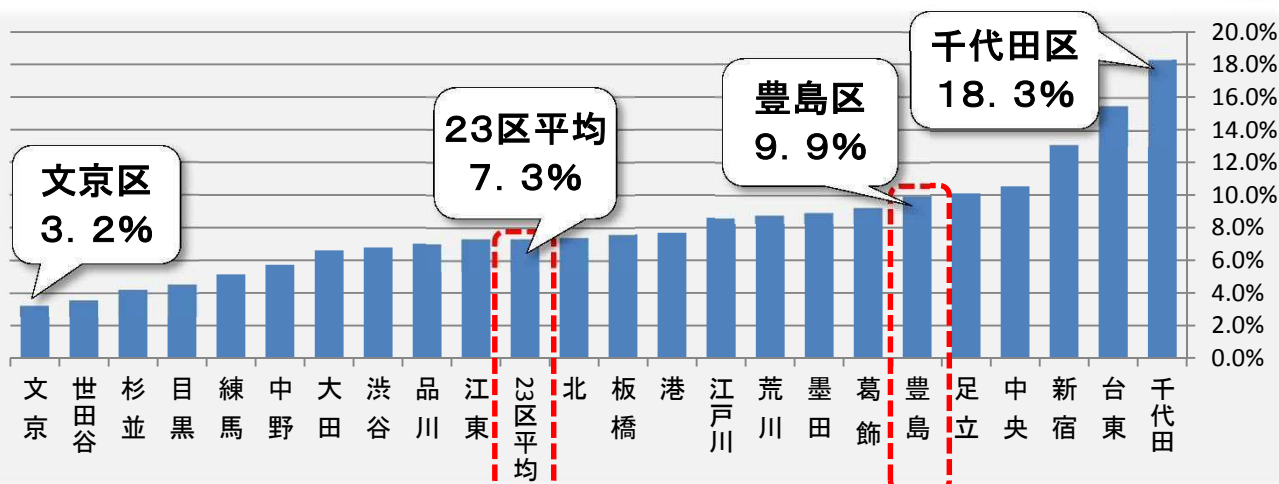


3 23区の税収に占めるたばこ税の割合

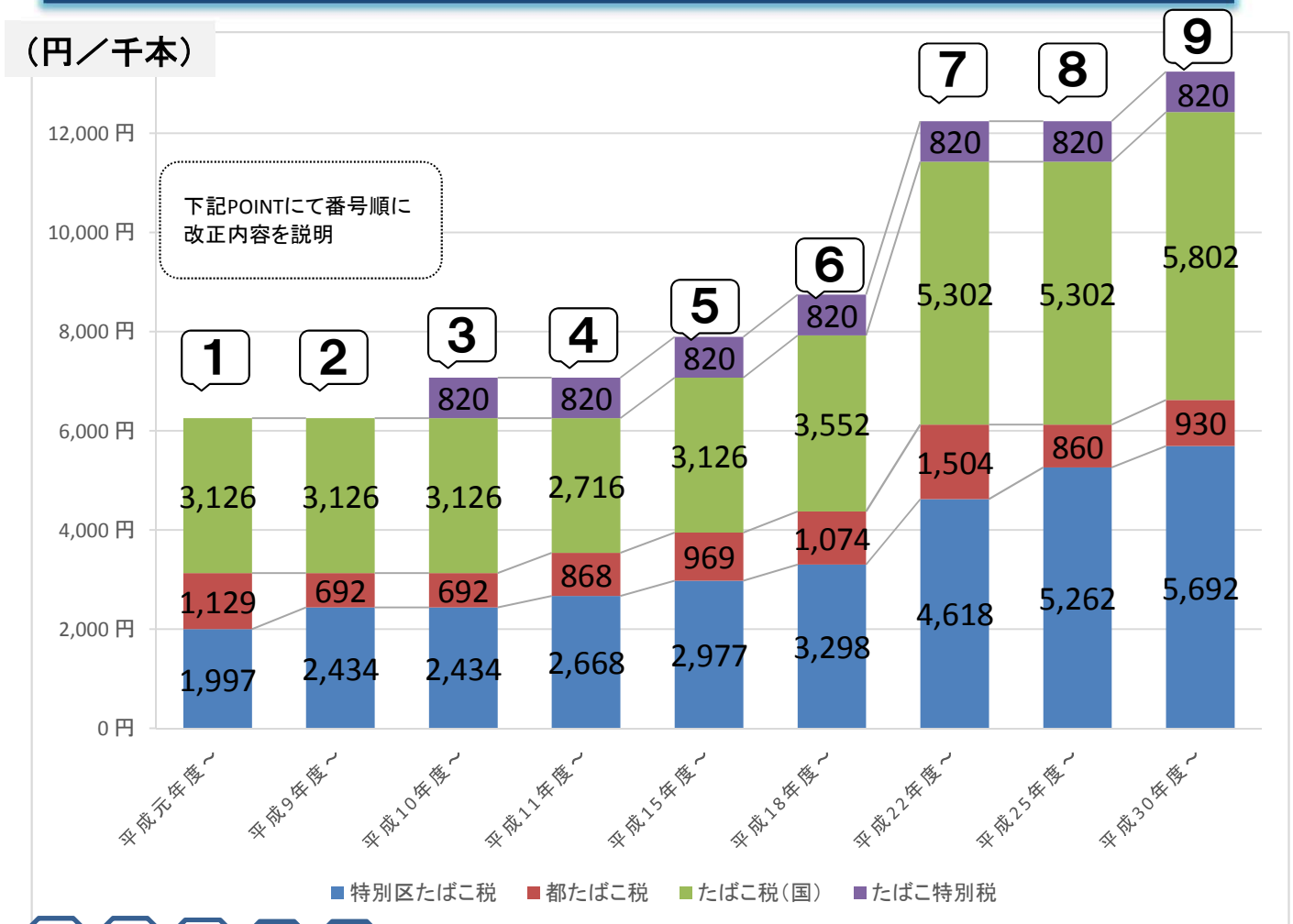


たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

最も割合が大きい千代田区では、税収の約5分の1がたばこ税で、最も小さい文京区では3.2%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。



4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）



POINT

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改変し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤15年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。
- ⑥18年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑦22年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑧25年4月から、都から区への税源移譲。
- ⑨30年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。(32年、33年も税率改正があります)

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。

なお、旧三級品の特例税率の廃止に伴い、28年度から4年間手持ち品課税が実施されています。

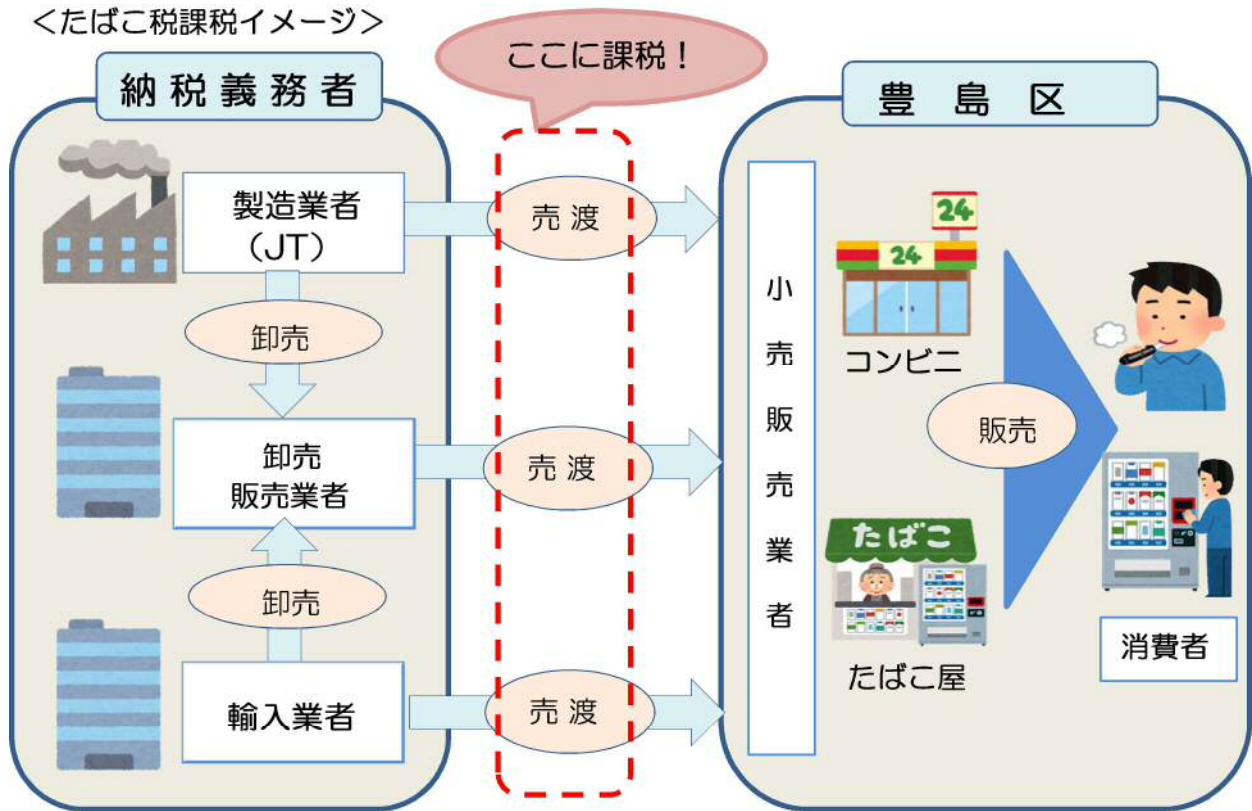


たばこ税とは？

課税概要

納税義務者	たばこ製造者（JT）または輸入業者・卸売販売業者
課税客体	小売販売業者に売り渡す製造たばこ
課税標準	売り渡した製造たばこの本数
納期限	売渡月の翌月末日（3月売渡分は4月末日まで）
税率	下記参照
徴収方法	申告納付

<たばこ税課税イメージ>



たばこ税率

【1箱20本入りの場合】

区内の売り上げが多くなれば、豊島区の収入が増えることとなります。



税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	113.84円	5.692円
都たばこ税	18.60円	0.930円
国たばこ税	116.04円	5.802円
たばこ特別税	16.40円	0.820円
消費税（地方消費税含む）	35.55円	1.7775円
合計	300.43円	15.022円

国税

地方



たばこ税率改正について

たばこ税関係法令の改正により、平成30年10月1日から、製造たばこに係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられます。これに伴い、たばこ販売業者等の方が、店舗、倉庫、居宅等で合計20,000本以上のたばこを販売のために所持している場合には、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。これを「手持品課税」といいます。
 ※旧三級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、ウルマの6銘柄）については、平成28年より4年間かけて税率が改正され、手持ち品課税が実施されています。

税の種類	税率（1,000本あたり）			
	平成30年 9月30日まで	平成30年 10月1日から	平成32年 10月1日から	平成33年 10月1日から
特別区たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
都たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
国たばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
合計	12,244円	13,244円	14,244円	15,244円

4年をかけて、1本あたり3円増税されます。



加熱式たばことは？



加熱式たばこは、葉たばこを燃やすのではなく加熱して発生した蒸気を吸う製品たばこのことです。近年新しいたばこのスタイルとして販売が開始され、急速に市場での拡がりを見せています。

たばこ税は、製造たばこの本数を基準にしており、加熱式たばこはその重量を本数に換算（1グラム=1本）として計算していました。加熱式たばこは、基準となるたばこ葉の重量が製造たばこに比べて少ないために、製造たばこより課税額が低額となっていました。

平成30年10月1日より、「重量」と「価格」を製造たばこの本数に換算する方式に、5年間をかけて段階的に移行することになりました。

平成30年度の加熱式たばこの本数換算は・・・

	紙巻たばこへの本数換算後の 1箱あたりの本数	1箱あたりの 新税額	1箱あたりの 旧税額
アイコス	15本	198.66円	192.23円
グロー	9本	119.20円	119.99円
ブルームテック	3本	39.73円	34.28円

－ 第 7 章 －

狭小住戸集合住宅税

- 1 狭小住戸集合住宅税の課税概要**
- 2 税創設の経緯**
- 3 税収の推移**
- 4 税による効果**

1 狭小住戸集合住宅税の課税概要



狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）とはどのような税ですか？

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。

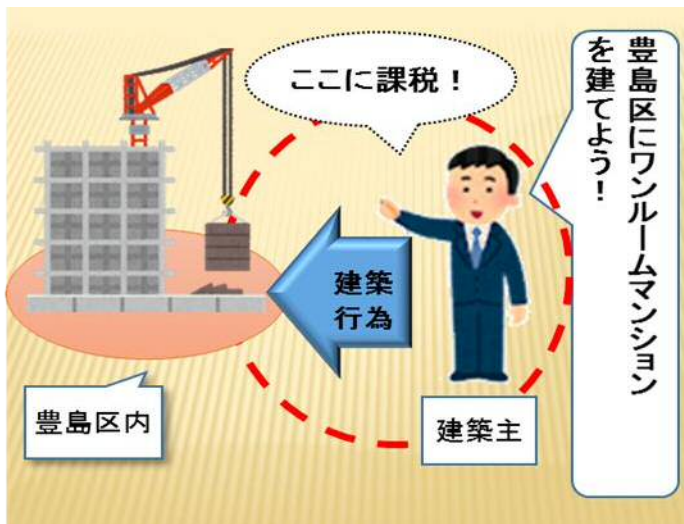


① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

② 課税対象・税率

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等を行うときに課税。
税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

③ 税の性質

- ・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。
- ・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定
されている税

法定外税

狭小住戸
集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に
新設した税

普通税

特にその使途を特定しないで
徴収される税
ex. 住民税など多数の税

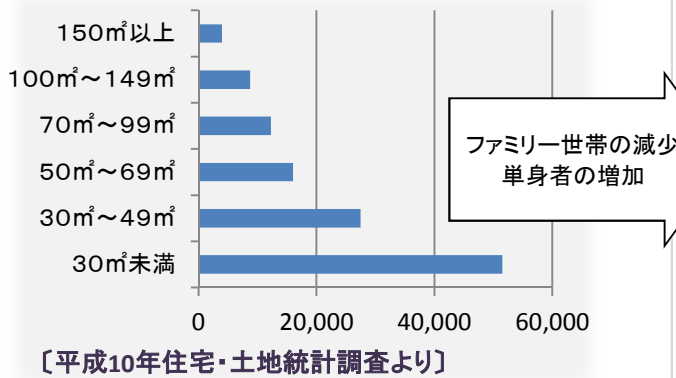
目的税

税収の使いみちが決まっている税
ex. 入湯税
特定施設の整備や、観光の振興に
要する費用に充てる

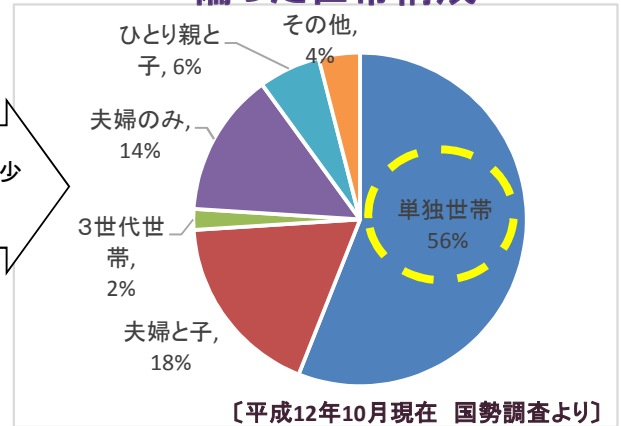
2 税創設の経緯

豊島区特有の住宅事情、世帯構成

狭小なものに偏った住宅ストック



偏った世帯構成



- ・30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- ・小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。

②定住性の一層の低下につながる。

③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新設の同意

”平成16年6月”から本税の条例を施行

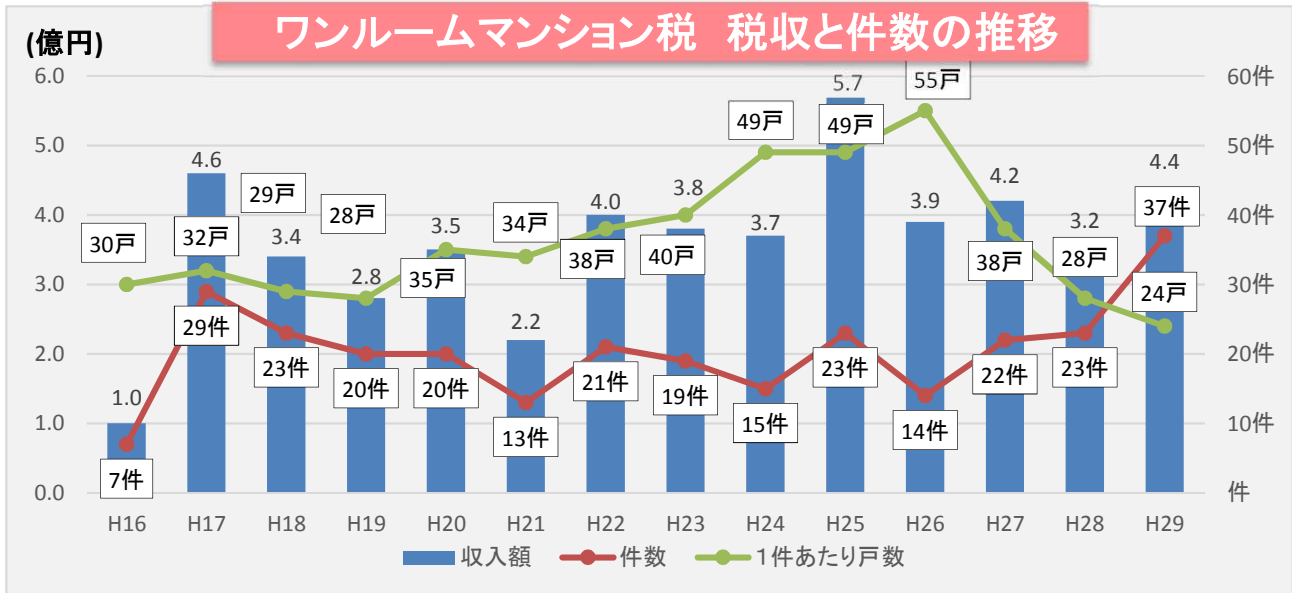
税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**平成30年まで本税が継続することが決定**しています。現在、平成30年度の「税制度調査検討会議」を実施しています。

3 税収の推移



狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績を教えてください。

平成16年の税施行から29年度までの14年間で約50億円、286件の収入実績があります。1年平均で約3.6億円の税収です。



4 税による効果

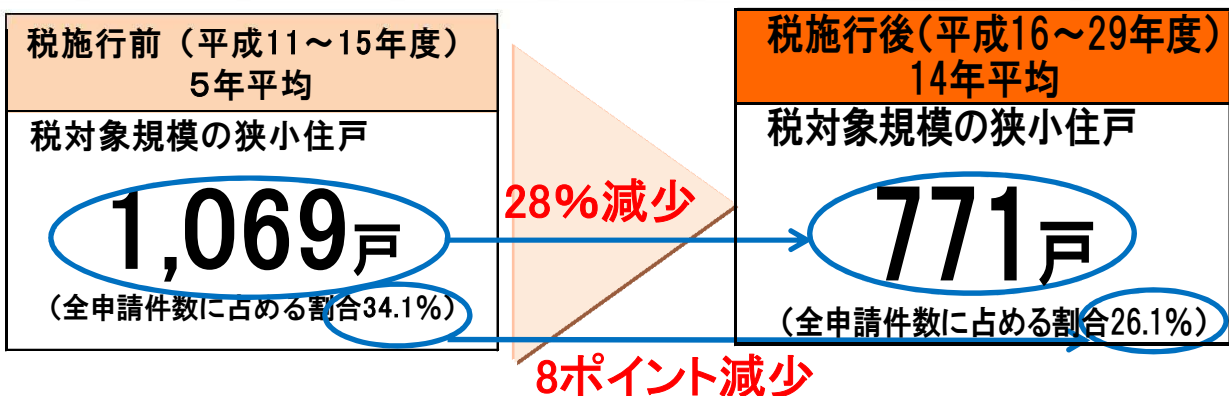



狭小住戸集合住宅税の効果はあるのですか？

税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税の建築抑制効果が確認されています。




税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると…





使用データ



1-1 豊島区の収入【29年度決算】

(単位;千円)

区分	金額	構成比
歳入合計	120,114,251	100.00
特別区税	32,166,538	26.78
地方譲与税	428,984	0.36
利子割交付金	116,400	0.10
配当割交付金	479,751	0.40
株式等譲渡所得割交付金	481,482	0.40
地方消費税交付金	7,676,797	6.39
自動車取得税交付金	245,070	0.20
地方特例交付金	94,475	0.08
特別区交付金	28,799,124	23.98
交通安全対策特別交付金	24,017	0.02
分担金及び負担金	1,185,199	0.99
使用料及び手数料	3,400,977	2.83
国庫支出金	20,690,718	17.23
都支出金	9,577,394	7.97
財産収入	396,328	0.33
寄附金	114,140	0.10
繰入金	7,216,742	6.01
繰越金	138,004	0.11
諸収入	3,675,711	3.06
特別区債	3,206,400	2.66

1-2 特別区(23区)の収入【29年度決算】

(単位:千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位
千代田	19,084,096	33,909,953	52,994,049	36.0%	5
中央	27,712,898	77,676,284	105,389,182	26.3%	13
港	76,743,428	108,067,439	184,810,867	41.5%	3
新宿	47,814,152	97,017,406	144,831,558	33.0%	7
文京	32,878,684	60,490,910	93,369,594	35.2%	6
台東	21,478,529	78,749,212	100,227,741	21.4%	16
墨田	23,698,396	91,419,555	115,117,951	20.6%	18
江東	50,376,892	153,169,810	203,546,702	24.7%	15
品川	46,512,211	122,032,568	168,544,779	27.6%	10
目黒	44,088,789	51,226,125	95,314,914	46.3%	2
大田	73,726,587	181,927,266	255,653,853	28.8%	9
世田谷	119,322,179	183,438,532	302,760,711	39.4%	4
渋谷	49,887,354	55,101,304	104,988,658	47.5%	1
中野	33,775,544	90,472,396	124,247,940	27.2%	11
杉並	64,305,803	131,310,256	195,616,059	32.9%	8
豊島	32,166,538	87,947,713	120,114,251	26.8%	12
北	28,784,548	114,892,128	143,676,676	20.0%	20
荒川	16,890,444	77,553,666	94,444,110	17.9%	21
板橋	45,655,679	168,964,354	214,620,033	21.3%	17
練馬	65,813,977	189,294,038	255,108,015	25.8%	14
足立	47,924,343	231,739,435	279,663,778	17.1%	22
葛飾	33,297,490	174,850,194	208,147,684	16.0%	23
江戸川	53,112,429	211,021,341	264,133,770	20.1%	19
23区計	1,055,050,990	2,772,271,885	3,827,322,875	27.6%	

2-1 特別区税の内訳【29年度決算】

(単位;千円)

区分	税額	構成割合
特別区民税	28,447,064	88.4%
特別区たばこ税	3,195,981	9.9%
軽自動車税	82,993	0.3%
狭小住戸集合住宅税	440,500	1.4%
合計	32,166,538	100.0%

2-2 豊島区の税収の推移【各年度決算】

(単位;千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	狭小住戸集合住宅税	合計
平成20年度	24,931,215	3,163,624	63,174	353,500	28,511,513
平成21年度	25,319,288	3,023,542	64,926	223,000	28,630,756
平成22年度	23,818,276	3,132,834	63,272	403,300	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	62,368	383,350	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	62,987	368,850	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	63,377	582,000	29,860,468
平成26年度	26,176,984	3,603,399	63,295	385,500	30,229,178
平成27年度	27,100,249	3,535,425	63,281	420,500	31,119,455
平成28年度	27,655,302	3,408,054	81,291	323,500	31,468,147
平成29年度	28,447,064	3,195,981	82,993	440,500	32,166,538

3-1 納税義務者数と課税額の推移【各年度決算】

【納税義務者数】 (単位;人)

年度	納税義務者数
平成20年度	141,662
平成21年度	143,392
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570
平成26年度	150,184
平成27年度	153,344
平成28年度	158,558
平成29年度	163,558

【課税額】 (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額 計 (現年課税分)
平成20年度	10,203,521	14,962,769	202,361	25,368,651
平成21年度	10,060,173	15,366,487	170,902	25,597,562
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087
平成26年度	8,758,342	17,163,848	140,715	26,062,905
平成27年度	8,733,222	18,166,638	145,444	27,045,304
平成28年度	8,625,255	18,981,218	127,639	27,734,112
平成29年度	8,258,225	20,078,944	169,093	28,506,262

3-2 区民・課税者1人あたり特別区民税負担額【平成29年度】

区名	①特別区民税税額 (平成29年度) (単位:千円)	②人口 (H29.1.1現在) (単位:人)	③課税対象者 (H29.7.1現在) (単位:人)	①/② 区民1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)	①/③ 課税対象者1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)
千代田	15,883,447	59,788	42,329	265,663	375,238
中央	25,960,814	149,640	92,655	173,488	280,188
港	73,234,859	249,242	143,546	293,830	510,184
新宿	42,971,099	338,488	186,547	126,950	230,350
文京	32,034,042	213,969	121,915	149,713	262,757
台東	18,725,745	193,822	108,751	96,613	172,189
墨田	21,945,489	265,238	147,428	82,739	148,856
江東	47,187,629	506,511	274,817	93,162	171,706
品川	43,569,017	382,761	226,334	113,828	192,499
目黒	43,393,373	273,708	162,929	158,539	266,333
大田	69,754,481	717,295	403,592	97,247	172,834
世田谷	119,654,049	892,535	498,242	134,061	240,152
渋谷	47,698,517	222,278	134,274	214,589	355,233
中野	33,298,749	325,460	187,448	102,313	177,643
杉並	63,912,152	558,950	321,065	114,343	199,063
豊島	29,517,247	284,307	160,908	103,822	183,442
北	27,280,606	345,149	185,836	79,040	146,799
荒川	16,240,599	213,113	109,990	76,207	147,655
板橋	43,696,155	557,309	296,672	78,406	147,288
練馬	64,310,504	723,711	376,880	88,862	170,639
足立	45,038,215	681,281	335,904	66,108	134,081
葛飾	31,663,757	456,893	231,370	69,302	136,853
江戸川	49,289,834	691,514	348,416	71,278	141,468
23区計	1,006,260,379	9,302,962	5,097,848	108,166	197,389

3-3 所得区分別 所得割納税義務者数【平成30年度当初】

(単位:人)

区分	納税義務者数	構成割合
給与所得者	131,334	82.9%
営業等所得者	6,503	4.1%
その他の所得者	17,234	10.9%
分離譲渡所得者等	3,281	2.1%
計	158,352	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移【各年度当初】

【納税義務者数】

年度	課税標準額	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
21年度	人数	74,496	49,320	10,258	134,074
	構成比	55.6	36.8	7.6	100.0
22年度	人数	76,475	47,692	9,552	133,719
	構成比	57.2	35.7	7.1	100.0
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.2	100.0
27年度	人数	80,670	53,214	10,738	144,622
	構成比	55.8	36.8	7.4	100.0
28年度	人数	83,621	54,954	11,319	149,894
	構成比	55.8	36.7	7.5	100.0
29年度	人数	86,560	56,464	11,682	154,706
	構成比	56.0	36.5	7.5	100.0
30年度	人数	87,632	58,333	12,387	158,352
	構成比	55.3	36.8	7.9	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

【所得割課税額】

年度	課税標準額	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
21年度	金額(千円)	4,583,382	10,348,007	9,353,198	24,284,587
	構成比	18.9	42.6	38.5	100.0
22年度	金額(千円)	4,556,486	9,888,709	8,519,011	22,964,206
	構成比	19.8	43.1	37.1	100.0
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0
27年度	金額(千円)	4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
	構成比	19.0	42.8	38.2	100.0
28年度	金額(千円)	5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
	構成比	19.1	42.7	38.2	100.0
29年度	金額(千円)	5,357,660	11,636,320	10,424,250	27,418,230
	構成比	19.6	42.4	38.0	100.0
30年度	金額(千円)	5,525,386	11,931,047	10,917,770	28,374,203
	構成比	19.5	42.0	38.5	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)【30年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,167	33.5	16,018	44.1	8,114	22.4	36,299	100.0
中央	34,840	37.3	43,181	46.2	15,444	16.5	93,465	100.0
港	51,450	36.4	57,256	40.5	32,690	23.1	141,396	100.0
新宿	91,131	49.8	71,633	39.2	20,192	11.0	182,956	100.0
文京	51,710	42.9	50,829	42.1	18,065	15.0	120,604	100.0
台東	57,419	53.5	42,694	39.8	7,205	6.7	107,318	100.0
墨田	80,238	54.8	59,416	40.6	6,781	4.6	146,435	100.0
江東	139,319	51.3	111,329	41.0	20,815	7.7	271,463	100.0
品川	108,583	48.6	95,052	42.6	19,578	8.8	223,213	100.0
目黒	73,818	46.2	64,747	40.5	21,165	13.3	159,730	100.0
大田	218,234	54.8	155,522	39.0	24,785	6.2	398,541	100.0
世田谷	242,967	49.7	186,873	38.2	59,011	12.1	488,851	100.0
渋谷	57,985	44.2	52,638	40.0	20,836	15.8	131,459	100.0
中野	104,488	56.2	69,444	37.3	12,172	6.5	186,104	100.0
杉並	170,552	53.8	118,901	37.5	27,451	8.7	316,904	100.0
豊島	87,632	55.3	58,333	36.8	12,387	7.9	158,352	100.0
北	105,963	58.0	68,452	37.5	8,268	4.5	182,683	100.0
荒川	63,730	59.0	39,359	36.4	4,957	4.6	108,046	100.0
板橋	175,062	60.1	103,718	35.6	12,690	4.4	291,470	100.0
練馬	209,030	56.5	136,772	37.0	24,091	6.5	369,893	100.0
足立	207,349	62.9	111,684	33.8	11,004	3.3	330,037	100.0
葛飾	139,578	61.7	78,839	34.9	7,755	3.4	226,172	100.0
江戸川	204,702	59.7	124,181	36.2	13,957	4.1	342,840	100.0
23区計	2,687,947	53.6	1,916,871	38.2	409,413	8.2	5,014,231	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-6 課税標準段階別 所得割額(23区)【30年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	1,029,984	6.6	3,863,845	24.7	10,738,642	68.7	15,632,471	100.0
中央	2,423,611	9.4	9,590,486	37.2	13,790,928	53.4	25,805,025	100.0
港	4,579,930	6.5	13,417,319	19.0	52,562,940	74.5	70,560,189	100.0
新宿	5,921,145	14.2	15,360,645	36.8	20,488,830	49.0	41,770,620	100.0
文京	3,481,740	11.0	11,314,988	35.9	16,731,939	53.1	31,528,667	100.0
台東	3,602,916	19.7	8,753,544	47.9	5,906,505	32.4	18,262,965	100.0
墨田	4,851,804	22.4	11,750,157	54.3	5,056,900	23.3	21,658,861	100.0
江東	8,288,400	17.7	23,162,191	49.5	15,359,804	32.8	46,810,395	100.0
品川	6,937,298	15.8	19,885,533	45.3	17,063,469	38.9	43,886,300	100.0
目黒	4,990,091	12.0	13,925,707	33.4	22,802,479	54.6	41,718,277	100.0
大田	13,610,989	20.2	31,399,852	46.5	22,494,042	33.3	67,504,883	100.0
世田谷	15,999,156	14.1	40,394,373	35.6	56,938,877	50.3	113,332,406	100.0
渋谷	4,357,306	9.1	11,689,053	24.5	31,752,790	66.4	47,799,149	100.0
中野	6,556,914	21.1	14,074,345	45.2	10,490,479	33.7	31,121,738	100.0
杉並	11,228,364	18.4	24,704,825	40.5	25,099,274	41.1	61,032,463	100.0
豊島	5,525,386	19.5	11,931,047	42.0	10,917,770	38.5	28,374,203	100.0
北	6,274,758	24.0	13,644,190	52.1	6,263,506	23.9	26,182,454	100.0
荒川	3,709,385	24.2	7,799,785	50.8	3,832,396	25.0	15,341,566	100.0
板橋	10,457,362	25.4	20,418,705	49.6	10,281,307	25.0	41,157,374	100.0
練馬	12,675,442	20.8	28,297,584	46.4	19,962,147	32.8	60,935,173	100.0
足立	11,750,940	27.9	21,589,871	51.2	8,792,432	20.9	42,133,243	100.0
葛飾	7,902,062	26.8	15,405,545	52.2	6,182,775	21.0	29,490,382	100.0
江戸川	11,966,641	25.0	24,599,339	51.4	11,320,063	23.6	47,886,043	100.0
23区計	168,121,624	17.3	396,972,929	40.9	404,830,294	41.8	969,924,847	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-7 納税義務者の年齢構成【30年度当初】

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合	課税平均額 円
20代	27,864	16.9%	2,417,535,100	8.4%	86,762
30代	40,013	24.3%	5,867,249,600	20.3%	146,634
40代	34,874	21.2%	7,282,950,200	25.2%	208,836
50代	24,850	15.1%	6,455,476,800	22.3%	259,778
60代	17,614	10.7%	3,704,034,900	12.8%	210,289
70代	12,247	7.4%	2,009,553,200	6.9%	164,085
80代	5,826	3.5%	948,614,300	3.3%	162,824
その他	1,571	1.0%	267,087,900	0.8%	170,011

※上記数値は平成29年7月1日現在の現年課税分の人数・金額である。

3-8 ふるさと納税の推移【各年度当初】

(単位;人)

(単位;千円)

時期		寄附者数	寄附金額	控除額 (区の控除額のみ)
寄附した年	控除適用年度			
21年	22年度	184	11,523	5,914
22年	23年度	119	17,208	5,418
23年	24年度	2,741	188,990	48,917
24年	25年度	426	58,998	11,840
25年	26年度	667	61,263	19,282
26年	27年度	2,088	165,943	63,119
27年	28年度	6,370	922,564	382,527
28年	29年度	11,297	1,523,634	649,232
29年	30年度	15,091	2,110,171	865,612

4-1 収納チャネルの種類と割合【29年度決算】

区分	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	36,120	17.4%
口座振替払い	42,387	20.5%
コンビニ納付	127,130	61.3%
クレジット納付	1,072	0.5%
モバイルレジ納付	523	0.3%
合計(普通徴収)	207,232	100.0%

※上記数値は29年度決算普通徴収における数値である。

4-2 豊島区の収納率、収納率23区中順位の推移【各年度決算】

年度	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成13年度	96.7	17	18.2	13	85.8	19
平成14年度	96.7	19	19.5	8	87.0	18
平成15年度	97.0	19	24.9	4	89.1	15
平成16年度	97.1	17	27.8	2	90.5	14
平成17年度	97.2	16	28.3	5	91.8	12
平成18年度	97.3	17	31.1	4	93.2	9
平成19年度	95.9	23	28.2	12	92.4	16
平成20年度	96.2	16	28.2	7	91.7	15
平成21年度	96.7	14	28.3	5	91.6	13
平成22年度	96.1	19	28.5	3	90.6	15
平成23年度	96.8	17	26.5	7	90.6	15
平成24年度	97.3	17	25.6	15	91.1	16
平成25年度	97.6	16	34.0	8	92.7	14
平成26年度	98.0	14	36.6	8	94.2	13
平成27年度	98.3	16	37.1	8	95.3	12
平成28年度	98.2	18	38.4	11	95.8	12
平成29年度	98.2	20	45.1	8	96.4	14

4-3 滞納者の年齢及び滞納額【平成29年度決算】

【年齢別構成】

(単位:人)

区分 \ 年代	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	4,121	3,202	1,666	1,084	999	11,072
構成比	37.2%	28.9%	15.1%	9.8%	9.0%	100.0%

【滞納額別構成】

(単位:人)

区分 \ 金額	10万以下	10万超 ~20万	20万超 ~30万	30万超 ~40万	40万超 ~50万	50万超	計
滞納者数	7,212	2,524	702	239	154	241	11,072
構成比	65.1%	22.8%	6.3%	2.2%	1.4%	2.2%	100.0%

※上記数値は平成30年6月1日現在で、29年度以前の滞納について抽出した数値である。

4-4 分割納付者数の推移【各年度決算】

(単位:人)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
分割納付者数	5,950	6,004	5,419	5,578	5,238

4-5 督促状、催告書(発付・収納件数)の推移

【督促状(各年度合計)】

(単位:件)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発付数	66,345	62,026	61,003	58,735
収納件数	34,192	30,901	33,669	33,050
収納率 (件数ベース)	51.5%	49.8%	55.2%	56.3%

【催告書(各発付期ごとの集計)】

(単位:件)

区分 \ 年度	H27/7	H27/12	H28/7	H28/12	H29/7	H29/12	H30/7
発付人数	9,185	11,561	8,413	11,284	7,914	10,249	6,450
納付人数	1,385	2,705	1,724	2,313	1,749	2,238	1,532
収納率 (件数ベース)	15.1%	23.4%	20.5%	20.5%	22.1%	21.8%	23.8%

4-6 差押件数の推移【各年度決算】

(単位:件)

年度	差押件数
19年度	840
20年度	1,444
21年度	1,700
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112
26年度	2,294
27年度	2,336
28年度	2,484
29年度	2,769

4-7 口座振替加入者数・加入率の推移【各年度決算】

【口座振替加入者数】

(単位:人)

年度	加入者数
19年度	21,846
20年度	22,633
21年度	22,998
22年度	20,699
23年度	20,050
24年度	16,904
25年度	16,309
26年度	16,623
27年度	17,424
28年度	18,482
29年度	19,387

【口座振替加入率】

(単位:%)

年度	加入率
19年度	28.3
20年度	29.9
21年度	29.8
22年度	30.2
23年度	29.6
24年度	24.1
25年度	22.6
26年度	22.9
27年度	24.6
28年度	25.9
29年度	28.2

4-8 税証明書発行数の推移

【税証明書発行数】【各年度決算】

年度	発行数(枚)
21年度	39,859
22年度	41,909
23年度	41,825
24年度	46,330
25年度	50,357
26年度	59,750
27年度	61,458
28年度	63,477
29年度	65,100

【29年度月別 税証明書発行人数(税務課窓口のみ)】

月	人数(人)
29年4月	1,581
5月	1,437
6月	4,419
7月	2,483
8月	2,284
9月	2,599
10月	1,880
11月	1,229
12月	1,273
30年1月	952
2月	1,227
3月	1,567

【29年度曜日別 税証明書平均発行人数(税務課窓口のみ)】

曜日	人数(人)
月曜	115
火曜	106
水曜	95
木曜	90
金曜	90
日曜	25

5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移【各年度決算】

【登録台数】

(単位:台)

年度	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
20年度	10,945	10,011	2,539	368	23,863
21年度	10,903	9,942	2,626	366	23,837
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774
26年度	8,278	9,409	2,277	309	20,273
27年度	7,838	9,473	2,258	300	19,869
28年度	7,469	9,501	2,186	298	19,454
29年度	7,123	9,430	2,142	295	18,990

【軽自動車税課税額】

(単位:千円)

年度	軽自動車税額計
20年度	66,340
21年度	66,080
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390
26年度	63,430
27年度	63,896
28年度	83,003
29年度	84,170

5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較【各年度決算】

(単位:台)

年度	普通自動車(※)	軽自動車
平成20年度	44,767	23,863
平成21年度	44,036	23,837
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	42,214	20,774
平成26年度	42,145	20,273
平成27年度	42,044	19,869
平成28年度	42,060	19,454
平成29年度	-	18,990

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑によるものである。
普通自動車の平成29年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数【29年度当初】

区名	台数			人口 (H29.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	3,838	2,912	6,750	60,842	6.3%	4.8%	11.1%
中央	9,807	4,022	13,829	154,029	6.4%	2.6%	9.0%
港	12,901	5,153	18,054	252,333	5.1%	2.0%	7.2%
新宿	18,059	8,188	26,247	341,330	5.3%	2.4%	7.7%
文京	9,552	4,005	13,557	215,876	4.4%	1.9%	6.3%
台東	10,189	6,228	16,417	195,340	5.2%	3.2%	8.4%
墨田	16,364	8,816	25,180	267,358	6.1%	3.3%	9.4%
江東	27,465	13,085	40,550	510,839	5.4%	2.6%	7.9%
品川	22,715	8,887	31,602	386,519	5.9%	2.3%	8.2%
目黒	14,434	5,360	19,794	276,185	5.2%	1.9%	7.2%
大田	49,733	22,323	72,056	723,095	6.9%	3.1%	10.0%
世田谷	50,961	22,883	73,844	898,415	5.7%	2.5%	8.2%
渋谷	12,600	5,095	17,695	224,001	5.6%	2.3%	7.9%
中野	17,676	8,077	25,753	328,020	5.4%	2.5%	7.9%
杉並	25,986	14,244	40,230	563,685	4.6%	2.5%	7.1%
豊島	12,086	6,837	18,923	286,644	4.2%	2.4%	6.6%
北	18,354	9,403	27,757	347,494	5.3%	2.7%	8.0%
荒川	10,458	6,365	16,823	214,081	4.9%	3.0%	7.9%
板橋	36,773	19,921	56,694	560,961	6.6%	3.6%	10.1%
練馬	44,232	30,926	75,158	727,002	6.1%	4.3%	10.3%
足立	53,221	43,736	96,957	684,159	7.8%	6.4%	14.2%
葛飾	28,573	22,027	50,600	459,099	6.2%	4.8%	11.0%
江戸川	46,042	32,497	78,539	694,812	6.6%	4.7%	11.3%
23区計	552,019	310,990	863,009	9,372,119	5.9%	3.3%	9.2%

※台数は平成29年度課税状況調によるものである。

6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移【各年度決算】

年度	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
20年度	3,164	963
21年度	3,024	920
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727
26年度	3,603	697
27年度	3,535	684
28年度	3,408	657
29年度	3,196	614

6-2 たばこ税収入の23区比較【29年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収入 (平成29年度決算)
文京	1,063,421
荒川	1,482,966
中野	1,929,358
目黒	1,998,018
墨田	2,120,161
北	2,135,306
杉並	2,707,714
中央	2,918,163
葛飾	3,080,490
豊島	3,195,981
品川	3,261,671
台東	3,334,025
23区平均	3,362,691
渋谷	3,380,518
練馬	3,382,146
板橋	3,460,849
千代田	3,491,639
江東	3,692,671
世田谷	4,239,968
江戸川	4,569,368
足立	4,836,536
大田	4,864,871
港	5,902,419
新宿	6,293,641

6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合【29年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	3,491,639	19,084,096	18.3%
台 東	3,334,025	21,478,529	15.5%
新 宿	6,293,641	47,814,152	13.2%
中 央	2,918,163	27,712,898	10.5%
足 立	4,836,536	47,924,343	10.1%
豊 島	3,195,981	32,166,538	9.9%
葛 飾	3,080,490	33,297,490	9.3%
墨 田	2,120,161	23,698,396	8.9%
荒 川	1,482,966	16,890,444	8.8%
江戸川	4,569,368	53,112,429	8.6%
港	5,902,419	76,743,428	7.7%
板 橋	3,460,849	45,655,679	7.6%
北	2,135,306	28,784,548	7.4%
23区平均	3,362,691	45,871,782	7.3%
江 東	3,692,671	50,376,892	7.3%
品 川	3,261,671	46,512,211	7.0%
澁 谷	3,380,518	49,887,354	6.8%
大 田	4,864,871	73,726,587	6.6%
中 野	1,929,358	33,775,544	5.7%
練 馬	3,382,146	65,813,977	5.1%
目 黒	1,998,018	44,088,789	4.5%
杉 並	2,707,714	64,305,803	4.2%
世田谷	4,239,968	119,322,179	3.6%
文 京	1,063,421	32,878,684	3.2%

7-1 狭小住戸集合住宅税の収税等の推移【各年度決算】

年度	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
16年度	104,500	209戸	7件	30戸
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸
26年度	385,500	771戸	14件	55戸
27年度	420,500	841戸	22件	38戸
28年度	317,500	635戸	23件	28戸
29年度	440,500	881戸	37件	24戸

■ 図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	小林 朝子
	宮崎 正
	沢田 美穂
税務課 課税調整グループ	若杉 和枝
税務課 課税第二グループ	栗原 文菜
税務課 整理第二グループ	石川 大樹
税務課 収納グループ	轟 花帆

税 務 概 要

(データ版)

平 成 30 年 度

目 次

I	豊島区の概要	
1	位 置	78
2	人口、世帯数	79
3	年齢別人口構成調 (図)	79
II	財 政	
1	一般会計決算額 (歳入)	80
2	一般会計決算額 (歳出)	80
3	一般会計歳入額の推移 (決算額) (図)	82
4	決算収入額に占める特別区税収入額の割合 (図)	83
III	特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1	当初予算額	84
2	決算額	84
3	特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (図)	87
4	特別区税税目別構成比 (図)	87
5	特別区税当初予算対決算	88
IV	賦 課	
1	特別区民税	
(1)	現年度納税義務者数	89
(2)	所得区分別納税義務者数	89
(3)	給与所得者の特別徴収比率に関する調	89
(4)	特別区民税決算調定額	90
(5)	賦課徴収別調定額の推移 (図)	91
(6)	人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移 (図)	91
(7)	所得区分別所得金額	92
(8)	特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	92
(9)	特別区民税 課税標準段階別 所得割額	92
(10)	法第 295 条等による非課税者数	92
(11)	退職分離分調定額・調定件数	94
(12)	分離譲渡所得に係る調定額	94
(13)	減免税額及び該当人数	94
(14)	納税義務者・人口 1 人当りの特別区民税課税額・収入額	94

2	軽自動車税	
(1)	車種別台数	96
(2)	車種別調定額	96
(図)	車種別台数および調定額の推移	97
3	特別区たばこ税	
(1)	現年課税分 調定額・収入額等	98
(2)	滞納繰越分 調定額・収入額等	98
(3)	売渡し本数	98
(図)	特別区たばこ税額、売渡し本数の推移（現年度）	98
V	徴収等	
1	徴収	
(1)	特別区税の納付状況	99
(2)	前納報奨金交付状況	99
(3)	差押処分状況	99
(4)	督促状、催告書の発付状況	100
(5)	滞納繰越状況	100
(6)	処分停止状況	100
(7)	不納欠損処分状況	101
2	口座振替	
(1)	口座振替加入状況	101
(2)	口座振替収入金額状況	101
3	証明	
(1)	税証明発行状況	101
VI	法定外税	
1	経緯	102
2	狭小住戸集合住宅税	102
(1)	課税概要	102
(2)	狭小住戸集合住宅税の課税状況	103
VII	機構	
1	区の機構	104
2	税務課分掌事務	105
VIII	その他	
1	税率の変遷	106
◎	所得税及び住民税における所得控除等一覧	130
2	23区の状況	
(1)	特別区税徴収実績調	132
(2)	人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額	140

I 豊島区の概要

1. 位置

- ・位置：都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
- ・面積：13.01km²
- ・人口：287,111人
(平成30年1月1日現在 住民基本台帳による人口(24年7月9日より、外国人住民も住民基本台帳に登録されている。))
- ・世帯数：177,671世帯
(平成30年1月1日現在 住民基本台帳による世帯)
- ・環境：副都心地域とそれを取りまく高密度住宅地の商業都市

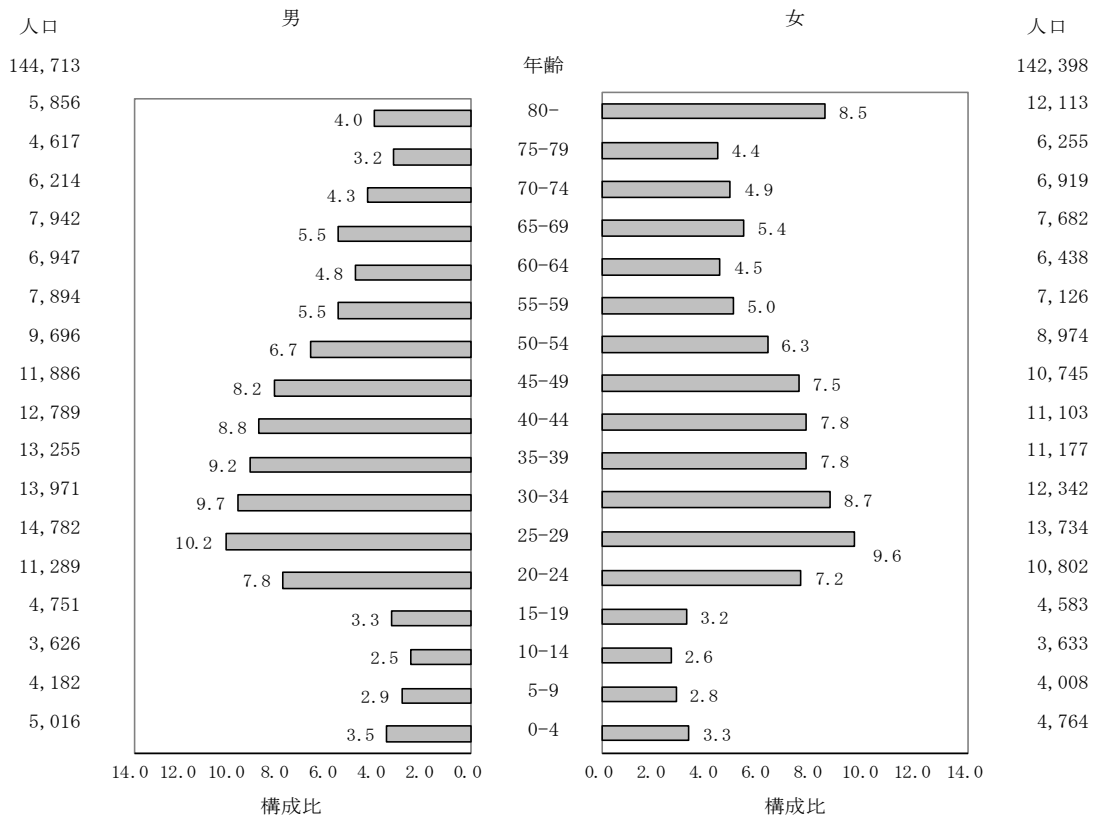


2. 人口、世帯数（各年1月1日現在）（単位：人、世帯：％）

区分 年		住民基本台帳									
		日本人				外国人		世帯数		合計	
		人口	伸率	人口	伸率	人口	伸率	世帯数	伸率	人口	伸率
平成 25	249,894	0.6	174,992	△0.1	19,065	△1.3	161,197	9.9	268,959	0.5	
26	252,110	0.9	175,437	0.3	19,533	2.5	163,481	1.4	271,643	1.0	
27	253,891	0.7	175,394	△0.0	21,616	10.7	166,782	2.0	275,507	1.4	
28	256,099	0.9	176,328	0.5	24,540	13.5	171,610	2.9	280,639	1.9	
29	257,247	0.5	176,776	0.3	27,060	10.3	175,018	2.0	284,307	1.3	
30	258,101	0.3	177,174	0.2	29,010	7.2	177,671	1.5	287,111	1.0	

※平成25年度の世帯数の増は、平成24年7月9日より外国人が住民基本台帳に登録されたことによる。

3. 年齢別人口構成調（平成30年1月1日現在・住民基本台帳より）



Ⅱ 財 政

1. 一般会計決算額（歳入）

区分	年度	25 年度決算		26 年度決算		27 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳入合計		104,780,593	100.00	132,353,330	100.00	140,040,704	100.00
特別区税		29,860,468	28.50	30,229,178	22.84	31,119,455	22.22
地方譲与税		437,413	0.42	416,331	0.31	435,949	0.31
利子割交付金		431,156	0.41	441,994	0.33	385,951	0.28
配当割交付金		294,517	0.28	560,557	0.42	465,992	0.33
株式等譲渡所得割交付金		384,809	0.37	473,125	0.36	460,530	0.33
地方消費税交付金		4,449,726	4.25	5,253,493	3.97	8,361,454	5.97
自動車取得税交付金		269,657	0.26	138,362	0.10	195,308	0.14
地方特例交付金		113,416	0.11	98,418	0.07	93,828	0.07
特別区交付金		29,236,878	27.90	30,309,038	22.90	30,678,312	21.91
交通安全対策特別交付金		29,692	0.03	25,113	0.02	26,478	0.02
分担金及び負担金		1,426,760	1.36	1,451,849	1.10	878,303	0.63
使用料及び手数料		3,024,024	2.89	2,956,311	2.23	3,512,733	2.51
国庫支出金		19,685,514	18.79	19,607,187	14.81	18,831,891	13.45
都支出金		6,635,618	6.33	6,683,812	5.05	7,241,526	5.17
財産収入		65,290	0.06	258,086	0.19	19,379,911	13.84
寄附金		9,330	0.01	59,368	0.04	14,012	0.01
繰入金		4,763,094	4.55	28,062,810	21.20	10,864,681	7.76
繰越金		1,213,135	1.16	49,462	0.04	800,085	0.57
諸収入		2,140,096	2.04	2,215,836	1.67	3,553,305	2.54
特別区債		310,000	0.30	3,063,000	2.31	2,741,000	1.96
運用金		-----	----	-----	----	-----	----

2. 一般会計決算額（歳出）

区分	年度	25 年度決算		26 年度決算		27 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳出合計		102,075,621	100.00	129,579,385	100.00	136,717,628	100.00
議会費		671,462	0.66	648,434	0.50	858,268	0.63
総務費		12,293,748	12.04	26,842,971	20.72	15,807,673	11.56
福祉費		38,940,397	38.15	41,721,905	32.20	43,738,684	31.99
衛生費		3,070,641	3.01	3,219,839	2.48	3,463,328	2.53
環境清掃費		3,973,136	3.89	3,823,122	2.95	3,720,300	2.72
都市整備費		8,070,073	7.91	6,613,761	5.10	4,100,873	3.00
土木費		4,723,537	4.63	4,916,546	3.79	5,088,437	3.72
文化商工費		2,714,898	2.66	3,449,374	2.66	3,921,523	2.87
教育費		6,984,912	6.84	10,116,510	7.81	9,949,396	7.28
公債費		4,239,091	4.15	3,241,494	2.50	4,111,773	3.01
諸支出金		16,393,726	16.06	24,985,429	19.28	41,957,373	30.69
予備費		0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳入歳出差引額		2,704,972		2,773,945		3,323,076	

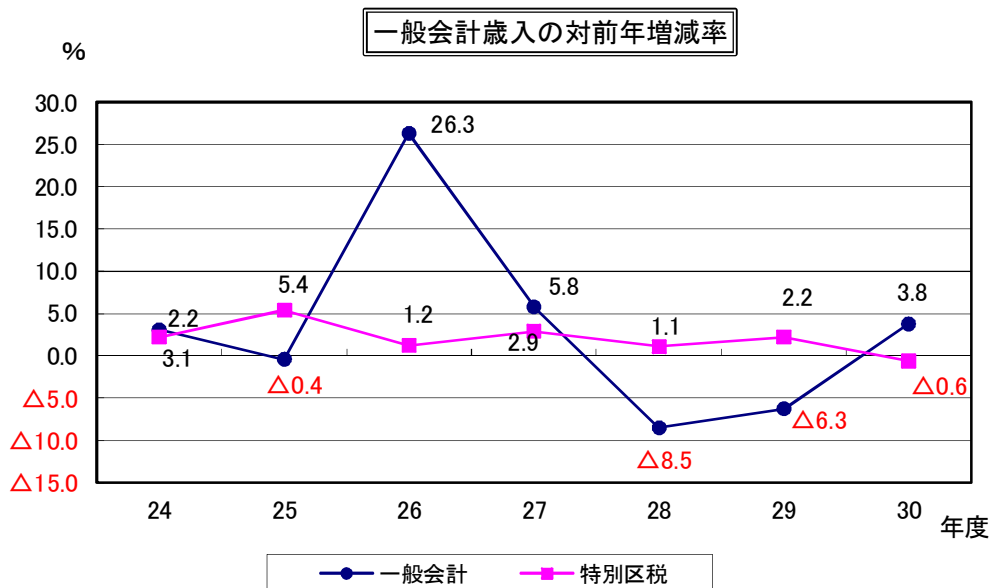
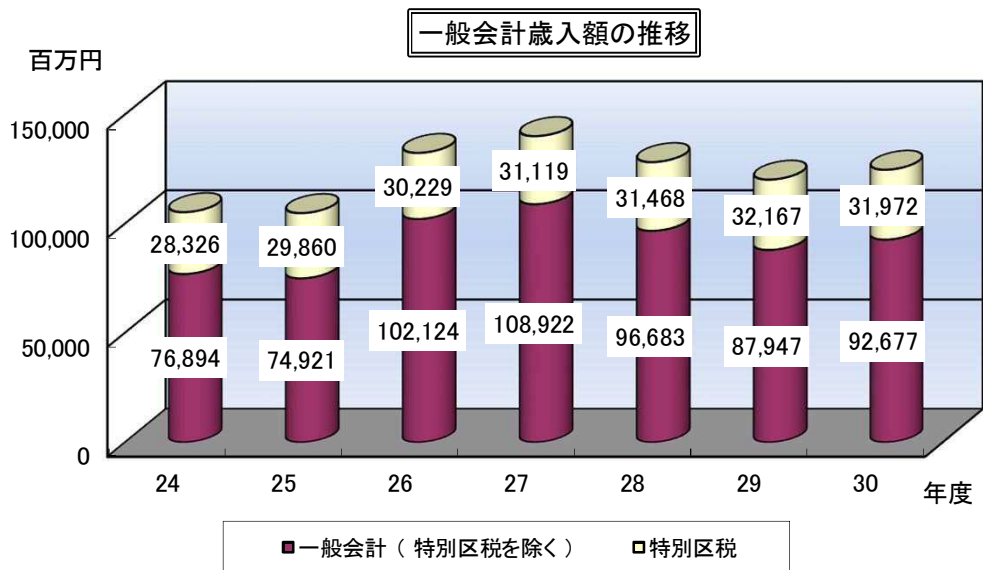
(単位：千円、%) *平成30年度は当初予算

28年度決算		29年度決算		30年度予算	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
128,151,433	100.00	120,114,251	100.00	124,649,195	100.00
31,468,146	24.56	32,166,538	26.78	31,971,582	25.65
430,717	0.34	428,984	0.36	428,000	0.34
108,317	0.08	116,400	0.10	100,000	0.08
354,198	0.28	479,751	0.40	350,000	0.28
207,035	0.16	481,482	0.40	200,000	0.16
7,513,766	5.86	7,676,797	6.39	6,146,000	4.93
195,312	0.15	245,070	0.20	253,000	0.20
92,102	0.07	94,475	0.08	94,000	0.08
30,404,900	23.73	28,799,124	23.98	30,700,000	24.63
24,722	0.02	24,017	0.02	25,000	0.02
962,598	0.75	1,185,199	0.99	1,351,382	1.08
3,521,919	2.75	3,400,977	2.83	3,384,321	2.72
20,625,668	16.09	20,690,718	17.23	22,216,697	17.82
8,281,948	6.46	9,577,394	7.97	10,641,409	8.54
375,096	0.29	396,328	0.33	402,041	0.32
13,696	0.01	114,140	0.10	63,101	0.05
11,173,710	8.72	7,216,742	6.01	6,513,544	5.23
373,155	0.29	138,004	0.11	1	0.00
3,862,126	3.01	3,675,711	3.06	3,827,117	3.07
8,162,300	6.37	3,206,400	2.67	5,982,000	4.80
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(単位：千円、%) *平成30年度は当初予算

28年度決算		29年度決算		平成30年度より、 予算科目に変更あり	30年度予算	
金額	構成比	金額	構成比		金額	構成比
125,549,433	100.00	117,286,332	100.00		124,649,195	100.00
686,566	0.55	673,381	0.57	議会費	679,327	0.54
12,958,574	10.32	12,437,038	10.60	政策経営費	3,840,966	3.08
45,782,424	36.47	49,016,910	41.79	総務費	6,893,253	5.53
3,529,518	2.81	3,586,427	3.06	区民費	11,828,376	9.49
3,877,537	3.09	3,934,771	3.35	文化商工費	6,363,491	5.11
4,882,161	3.89	4,902,680	4.18	環境清掃費	4,318,415	3.46
7,820,277	6.23	6,834,112	5.83	福祉費	30,844,943	24.75
4,909,371	3.91	4,038,961	3.44	衛生費	4,025,178	3.23
15,844,676	12.62	9,747,235	8.31	子ども家庭費	25,783,624	20.68
2,652,198	2.11	4,604,662	3.93	都市整備費	17,125,131	13.74
22,606,130	18.01	17,510,154	14.93	教育費	9,795,033	7.86
0	0.00	0	0.00	公債費	2,951,458	2.37
				予備費	200,000	0.16
2,602,000		2,827,919			0	

3. 一般会計歳入額の推移（決算額）

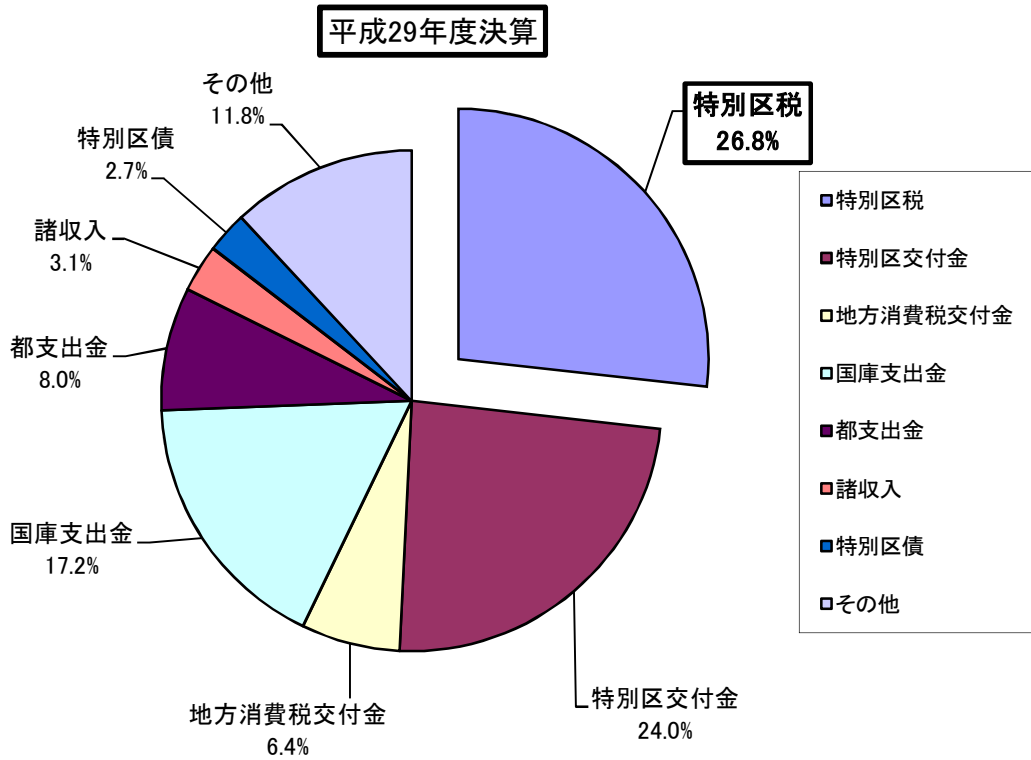
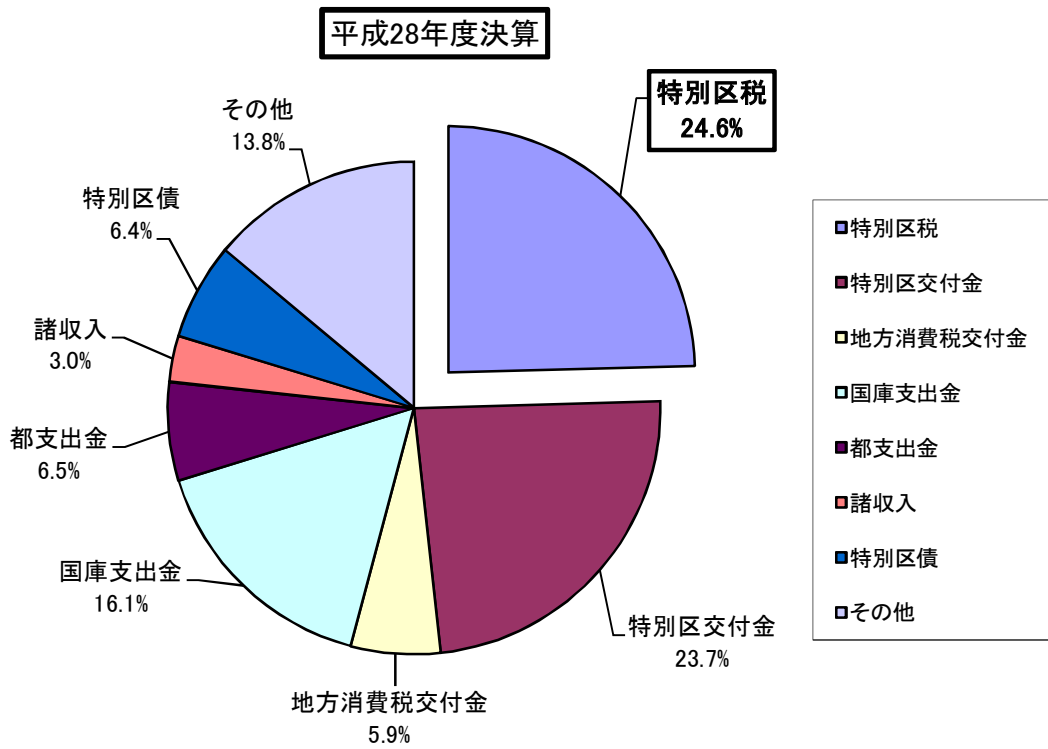


(単位: 百万円、%)

年 度	24	25	26	27	28	29	30
一般会計歳入決算額	105,220	104,781	132,353	140,041	128,151	120,114	124,649
対前年比	3.1	△0.4	26.3	5.8	△8.5	△6.3	3.8
特別区税除く	76,894	74,921	102,124	108,922	96,683	87,947	92,677
対前年比	3.4	△2.6	36.3	6.7	△11.2	△9.0	5.4
特別区税歳入額	28,326	29,860	30,229	31,119	31,468	32,167	31,972
対前年比	2.2	5.4	1.2	2.9	1.1	2.2	△0.6

※最新年度は、当初予算額である。

4. 決算収入額に占める特別区税収入額の割合（決算額）



Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

1. 当初予算額

（単位：千円、％）

年度 区分		平成25年度				平成26年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,376,566	23,676,382	97.13%	1.09	25,740,527	25,122,104	97.60%	6.11	
	内 訳	普通徴収	8,337,053	7,695,101	92.30%	△ 0.09	8,844,218	8,272,741	93.54%	7.51
		特別徴収	16,039,513	15,981,281	99.64%	1.68	16,896,309	16,849,363	99.72%	5.43
	過年度	163,203	110,978	68.00%	△ 14.13	161,712	109,965	68.00%	△ 0.91	
	現年課税分	24,539,769	23,787,360	96.93%	1.01	25,902,239	25,232,069	97.41%	6.07	
	滞納繰越分	2,378,450	631,240	26.54%	△ 2.39	1,983,097	594,929	30.00%	△ 5.75	
	計	26,918,219	24,418,600	90.71%	0.92	27,885,336	25,826,998	92.62%	5.77	
軽 自 動 車 税	現年課税分	62,642	59,291	94.65%	△ 0.77	62,368	59,605	95.57%	0.53	
	滞納繰越分	12,700	1,867	14.70%	9.44	10,121	1,984	19.60%	6.27	
	計	75,342	61,158	81.17%	△ 0.49	72,489	61,589	84.96%	0.70	
た ば こ 税	現年課税分	3,676,617	3,676,617	100.00%	16.28	3,573,972	3,573,972	100.00%	△ 2.79	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,676,618	3,676,618	100.00%	16.28	3,573,973	3,573,973	100.00%	△ 2.79	
現年課税分計		28,279,028	27,523,268	97.33%	2.81	29,538,579	28,865,646	97.72%	4.88	
滞納繰越分計		2,391,151	633,108	26.48%	△ 2.36	1,993,219	596,914	29.95%	△ 5.72	
合計		30,670,179	28,156,376	91.80%	2.69	31,531,798	29,462,560	93.44%	4.64	

2. 決算額

（単位：千円、％）

年度 区分		平成25年度				平成26年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,218,079	24,637,187	97.70%	3.43	25,922,190	25,432,452	98.11%	3.23	
	内 訳	普通徴収	8,654,052	8,083,749	93.41%	3.18	8,758,342	8,282,763	94.57%	2.46
		特別徴収	16,564,027	16,553,438	99.94%	3.55	17,163,848	17,149,689	99.92%	3.60
	過年度	163,008	132,120	81.05%	43.82	140,715	110,454	78.49%	△ 16.40	
	現年課税分	25,381,087	24,769,307	97.59%	3.59	26,062,905	25,542,906	98.00%	3.12	
	滞納繰越分	2,111,594	717,086	33.96%	20.31	1,734,621	634,078	36.55%	△ 11.58	
	計	27,492,681	25,486,393	92.70%	3.99	27,797,526	26,176,984	94.17%	2.71	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,390	61,063	96.33%	0.92	63,430	61,586	97.09%	0.86	
	滞納繰越分	9,346	2,314	24.76%	△ 6.66	7,937	1,709	21.53%	△ 26.15	
	計	72,736	63,377	87.13%	0.62	71,367	63,295	88.69%	△ 0.13	
た ば こ 税	現年課税分	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	
現年課税分計		29,173,175	28,559,068	97.89%	4.39	29,729,734	29,207,891	98.24%	2.27	
滞納繰越分計		2,120,940	719,400	33.92%	20.20	1,742,558	635,787	36.49%	△ 11.62	
合計		31,294,115	29,278,468	93.56%	4.73	31,472,292	29,843,678	94.83%	1.93	

当初予算額

(単位：千円、%)

区分		年度	平成27年度				平成28年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	26,263,348	25,665,888	97.73%	2.16	27,121,533	26,597,865	98.07%	3.63
		普通徴収	8,780,446	8,231,619	93.75%	△ 0.50	8,696,539	8,224,317	94.57%	△ 0.09
		特別徴収	17,482,902	17,434,269	99.72%	3.47	18,424,994	18,373,547	99.72%	5.39
		過年度	160,858	109,384	68.00%	△ 0.53	140,470	95,521	68.00%	△ 12.67
		現年課税分	26,424,206	25,775,272	97.54%	2.15	27,262,003	26,693,386	97.91%	3.56
		滞納繰越分	1,637,766	577,476	35.26%	△ 2.93	1,359,453	496,880	36.55%	△ 13.96
		計	28,061,972	26,352,748	93.91%	2.04	28,621,456	27,190,266	95.00%	3.18
軽 自 動 車 税		現年課税分	63,320	60,996	96.33%	2.33	77,816	74,960	96.33%	22.89
		滞納繰越分	7,313	1,811	24.76%	△ 8.72	5,959	1,475	24.75%	△ 18.55
		計	70,633	62,807	88.92%	1.98	83,775	76,435	91.24%	21.70
た ば こ 税		現年課税分	3,432,317	3,432,317	100.00%	△ 3.96	3,374,068	3,374,068	100.00%	△ 1.70
		滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00
		計	3,432,318	3,432,318	100.00%	△ 3.96	3,374,069	3,374,069	100.00%	△ 1.70
	現年課税分計	29,919,843	29,268,585	97.82%	1.40	30,713,887	30,142,414	98.14%	2.99	
	滞納繰越分計	1,645,080	579,288	35.21%	△ 2.95	1,365,413	498,356	36.50%	△ 13.97	
	合計	31,564,923	29,847,873	94.56%	1.31	32,079,300	30,640,770	95.52%	2.66	

決算額

(単位：千円、%)

区分		年度	平成27年度				平成28年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	26,899,860	26,450,901	98.33%	4.00	27,606,473	27,115,387	98.22%	2.51
		普通徴収	8,733,222	8,301,800	95.06%	0.23	8,625,255	8,162,077	94.63%	△ 1.68
		特別徴収	18,166,638	18,149,101	99.90%	5.83	18,981,218	18,953,310	99.85%	4.43
		過年度	145,444	131,396	90.34%	18.96	127,639	105,386	82.57%	△ 19.80
		現年課税分	27,045,304	26,582,297	98.29%	4.07	27,734,112	27,220,773	98.15%	2.40
		滞納繰越分	1,398,046	517,952	37.05%	△ 18.31	1,131,351	434,529	38.41%	△ 16.11
		計	28,443,350	27,100,249	95.28%	3.53	28,865,463	27,655,302	95.81%	2.05
軽 自 動 車 税		現年課税分	63,896	61,993	97.02%	0.66	83,003	80,170	96.59%	29.32
		滞納繰越分	6,880	1,288	18.72%	△ 24.63	5,997	1,121	18.69%	△ 12.97
		計	70,776	63,281	89.41%	△ 0.02	89,000	81,291	91.34%	28.46
た ば こ 税		現年課税分	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	3,408,054	3,408,054	100.00%	△ 3.60
		滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--
		計	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	3,408,054	3,408,054	100.00%	△ 3.60
	現年課税分計	30,644,625	30,179,715	98.48%	3.33	31,225,169	30,708,997	98.35%	1.75	
	滞納繰越分計	1,404,926	519,240	36.96%	△ 18.33	1,137,348	435,650	38.30%	△ 16.10	
	合計	32,049,551	30,698,955	95.79%	2.87	32,362,517	31,144,647	96.24%	1.45	

当初予算額

(単位：千円、%)

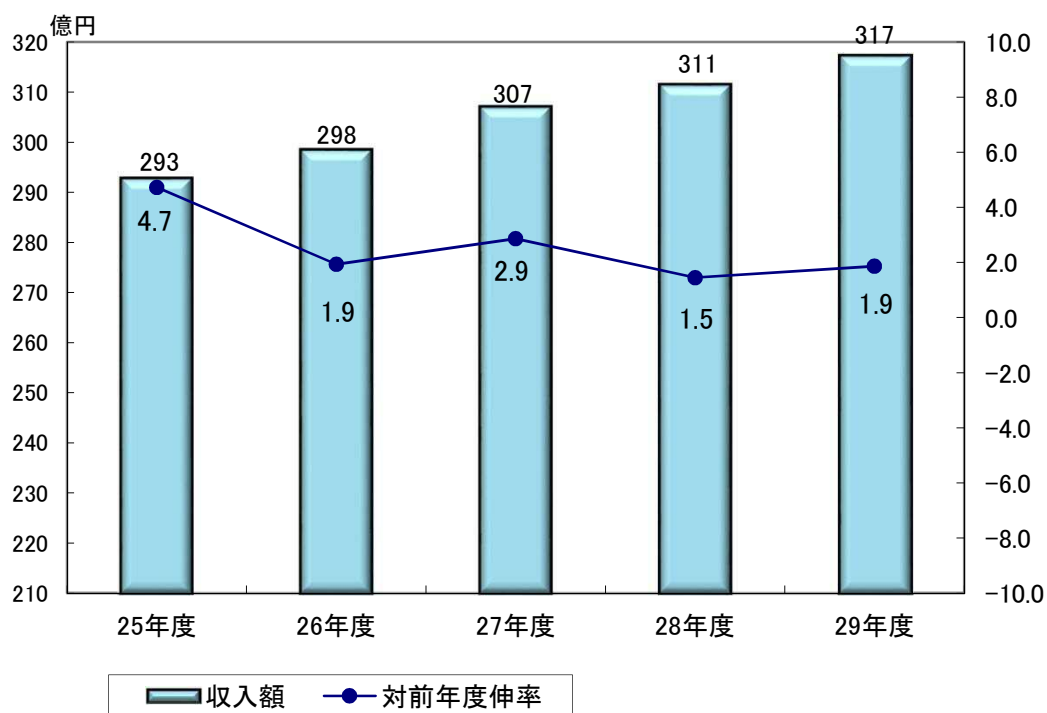
年度 区分		平成29年度				平成30年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	27,406,368	26,969,047	98.40%	1.40	28,508,868	28,011,070	98.25%	3.86	
	内 訳	普通徴収	7,001,005	6,620,850	94.57%	△ 19.50	8,116,869	7,676,123	94.57%	15.94
		特別徴収	20,405,363	20,348,197	99.72%	10.75	20,391,999	20,334,947	99.72%	△ 0.07
	過年度	140,381	95,459	68.00%	△ 0.06	121,578	82,673	68.00%	△ 13.39	
	現年課税分	27,546,749	27,064,506	98.25%	1.39	28,630,446	28,093,743	98.13%	3.80	
	滞納繰越分	1,146,355	418,993	36.55%	△ 15.68	1,071,827	411,689	38.41%	△ 1.74	
	計	28,693,104	27,483,499	95.78%	1.08	29,702,273	28,505,432	95.97%	3.72	
軽 自 動 車 税	現年課税分	80,743	77,780	96.33%	3.76	83,315	80,257	96.33%	3.18	
	滞納繰越分	5,849	1,095	18.72%	△ 25.76	7,718	1,445	18.72%	31.96	
	計	86,592	78,875	91.09%	3.19	91,033	81,702	89.75%	3.58	
た ば こ 税	現年課税分	3,268,409	3,268,409	100.00%	△ 3.13	3,084,446	3,084,446	100.00%	△ 5.63	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,268,410	3,268,410	100.00%	△ 3.13	3,084,447	3,084,447	100.00%	△ 5.63	
現年課税分計		30,895,901	30,410,695	98.43%	0.89	31,798,207	31,258,446	98.30%	2.79	
滞納繰越分計		1,152,205	420,089	36.46%	△ 15.71	1,079,546	413,135	38.27%	△ 1.66	
合計		32,048,106	30,830,784	96.20%	0.62	32,877,753	31,671,581	96.33%	2.73	

決算額

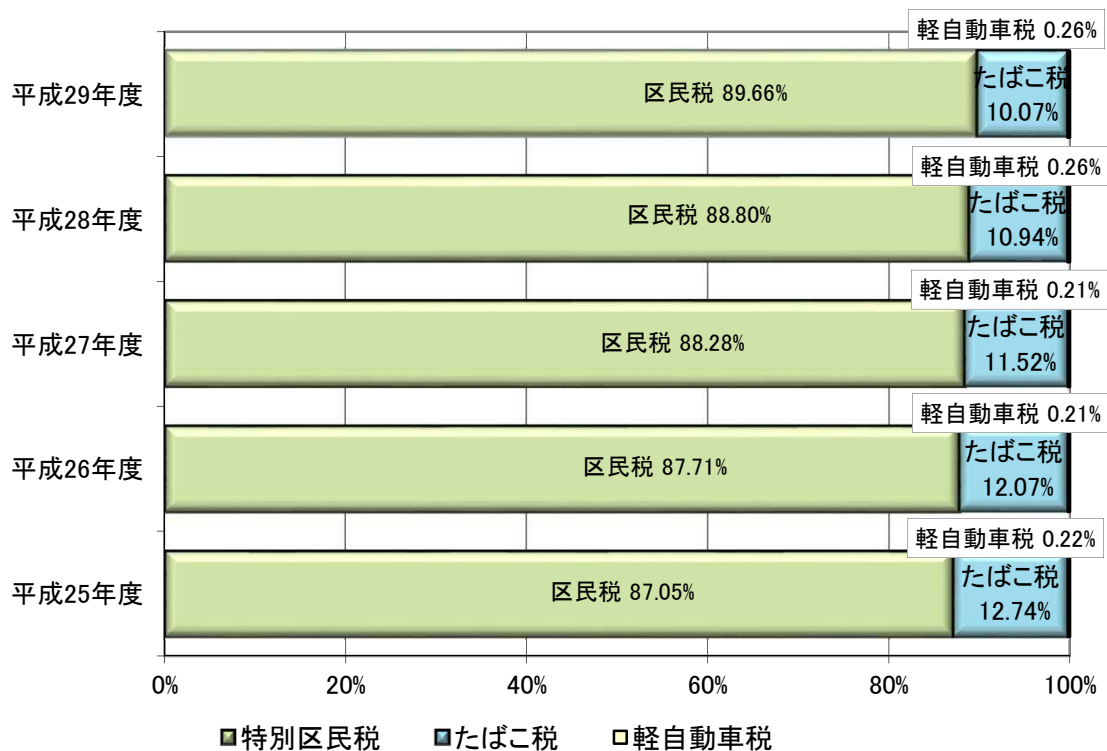
(単位：千円、%)

年度 区分		平成29年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	28,337,169	27,849,853	98.28%	2.71	
	内 訳	普通徴収	8,258,225	7,802,370	94.48%	△ 4.41
		特別徴収	20,078,944	20,047,483	99.84%	5.77
	過年度	169,093	141,108	83.45%	33.90	
	現年課税分	28,506,262	27,990,961	98.19%	2.83	
	滞納繰越分	1,010,985	456,103	45.11%	4.96	
	計	29,517,247	28,447,064	96.37%	2.86	
軽 自 動 車 税	現年課税分	84,170	81,416	96.73%	1.55	
	滞納繰越分	6,868	1,577	22.96%	40.68	
	計	91,038	82,993	91.16%	2.09	
た ば こ 税	現年課税分	3,195,981	3,195,981	100.00%	△ 6.22	
	滞納繰越分	0	0	--	--	
	計	3,195,981	3,195,981	100.00%	△ 6.22	
現年課税分計		31,786,413	31,268,358	98.37%	1.82	
滞納繰越分計		1,017,853	457,680	44.97%	5.06	
合計		32,804,266	31,726,038	96.71%	1.87	

3. 特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (法定外税除く)



4. 特別区税税目別構成比 (決算収入額) (法定外税除く)



5. 特別区税当初予算対決算 (法定外税除く)

(1) 調定額

(単位：千円、%)

年度	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成25年度	30,670,179	31,294,115	2.03	26,918,219	27,492,681	2.13
平成26年度	31,531,798	31,472,292	△0.19	27,885,336	27,797,526	△0.31
平成27年度	31,564,923	32,049,551	1.54	28,061,972	28,443,350	1.36
平成28年度	32,079,300	32,362,517	0.88	28,621,456	28,865,463	0.85
平成29年度	32,048,106	32,804,266	2.36	28,693,104	29,517,247	2.87

(単位：千円、%)

年度	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成25年度	75,342	72,736	△3.46	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	72,489	71,367	△1.55	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	70,633	70,776	0.20	3,432,318	3,535,425	3.00
平成28年度	83,775	89,000	6.24	3,374,069	3,408,054	1.01
平成29年度	86,592	91,038	5.13	3,268,410	3,195,981	△2.22

(2) 収入額

(単位：千円、%)

年度	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成25年度	28,156,376	29,278,468	3.99	24,418,600	25,486,393	4.37
平成26年度	29,462,560	29,843,678	1.29	25,826,998	26,176,984	1.36
平成27年度	29,847,873	30,698,955	2.85	26,352,748	27,100,249	2.84
平成28年度	30,640,770	31,144,647	1.64	27,190,266	27,655,302	1.71
平成29年度	30,830,784	31,726,038	2.90	27,483,499	28,447,064	3.51

(単位：千円、%)

年度	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成25年度	61,158	63,377	3.63	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	61,589	63,295	2.77	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	62,807	63,281	0.75	3,432,318	3,535,425	3.00
平成28年度	76,435	81,291	6.35	3,374,069	3,408,054	1.01
平成29年度	78,875	82,993	5.22	3,268,410	3,195,981	△2.22

IV 賦 課

1. 特別区民税

(1) 現年度納税義務者数(決算)

(単位：人、%)

年度	実際納税義務者数 (A + B - C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成25年度	146,570	1.77	72,169	2.92	80,400	0.68	5,999	0.62
平成26年度	150,184	2.47	72,673	0.70	83,810	4.24	6,299	5.00
平成27年度	153,344	2.10	70,874	△2.48	89,085	6.29	6,615	5.02
平成28年度	158,558	3.40	71,384	0.72	94,263	5.81	7,089	7.17
平成29年度	163,558	3.15	68,768	△3.66	102,264	8.49	7,474	5.43

年度	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成25年度	146,570	1.77	6,421	1.39	0	-----	140,149	1.79
平成26年度	150,184	2.47	6,906	7.55	0	-----	143,278	2.23
平成27年度	153,344	2.10	6,831	△1.09	0	-----	146,513	2.26
平成28年度	158,558	3.40	6,815	△0.23	0	-----	151,743	3.57
平成29年度	163,558	3.15	6,775	△0.59	0	-----	156,783	3.32

(2) 所得区分別納税義務者数(各年7月1日現在、市町村課税状況調 第2表による)

(単位：人、%)

年度	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成26年度	147,753	2.54	6,315	8.82	0	-----	141,438	2.28
平成27年度	150,818	2.07	6,196	△1.88	0	-----	144,622	2.25
平成28年度	156,090	3.50	6,196	0.00	0	-----	149,894	3.65
平成29年度	160,908	3.09	6,202	0.10	0	-----	154,706	3.21
平成30年度	164,859	2.46	6,507	4.92	0	-----	158,352	2.36
給与所得者	135,404	-----	2,573	-----	0	-----	132,831	-----
営業等所得者	7,299	-----	684	-----	0	-----	6,615	-----
農業所得者	0	-----	0	-----	0	-----	0	-----
その他所得者	21,249	-----	2,343	-----	0	-----	18,906	-----
家屋敷等のみ	907	-----	907	-----		-----		-----

(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調(各年7月1日現在、市町村課税状況調 調書3より)

(単位：人、%)

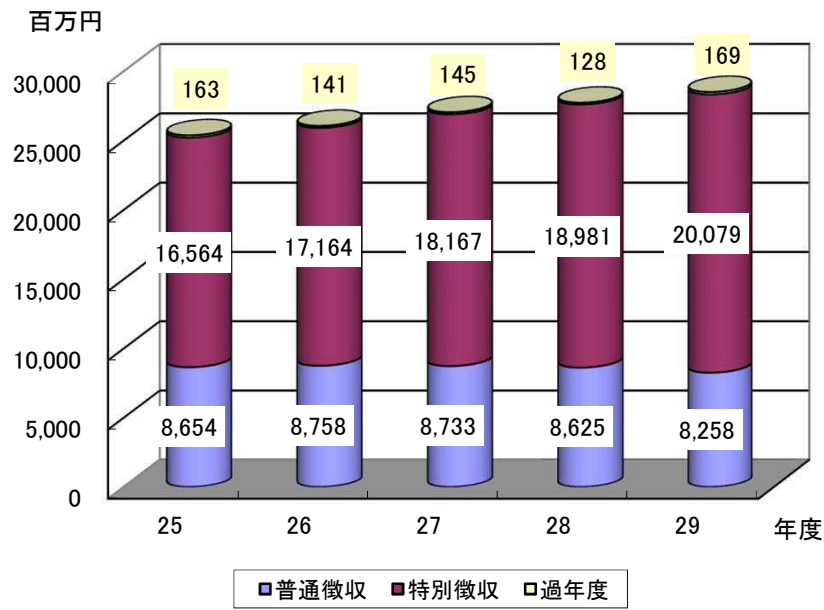
年度	給与特徴比率 (A/B)		給与特徴に係る 納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		前年比		前年比		前年比
平成26年度	66.90%	1.72	81,893	4.46	122,418	2.69
平成27年度	69.75%	4.26	87,668	7.05	125,697	2.68
平成28年度	71.55%	2.58	93,757	6.95	131,042	4.25
平成29年度	74.91%	4.69	101,704	8.48	135,776	3.61
平成30年度	75.51%	0.81	105,352	3.59	139,517	2.76

(4) 特別区民税決算調定額 (現年課税分)

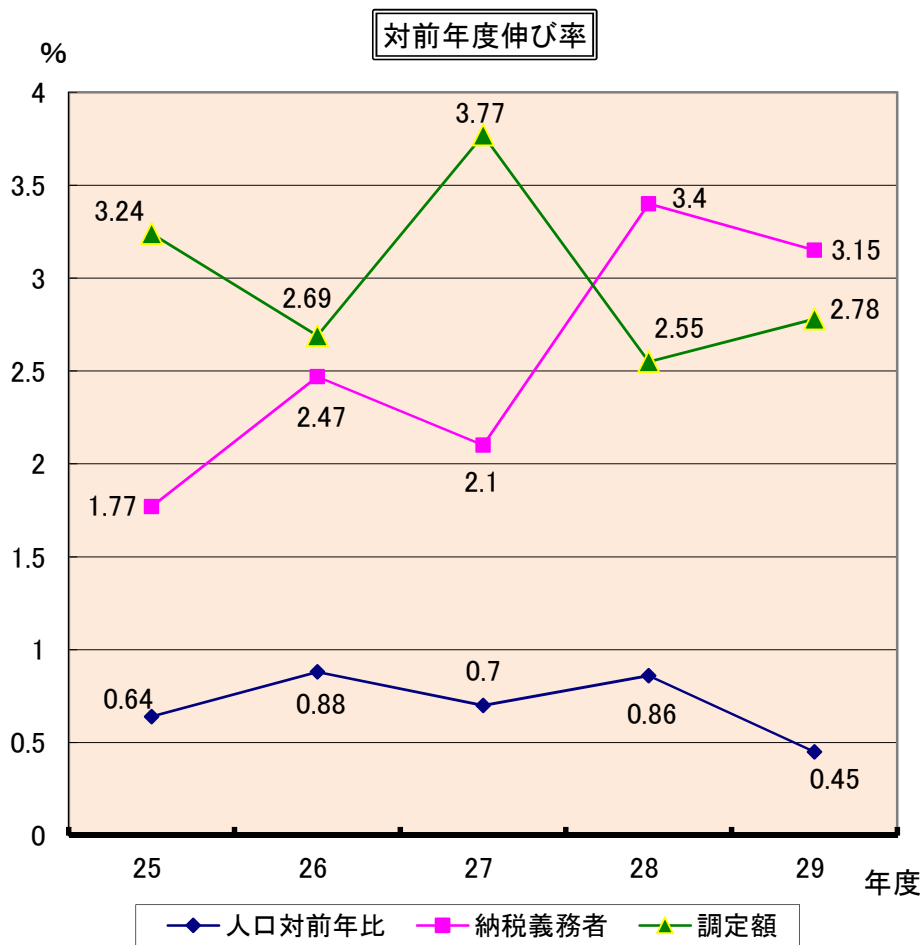
(単位：千円、%)

年度	区分	総計			均等割			所得割			
			構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比	
平成25年度		25,381,087	100.00	3.24	439,907	100.00	1.91	24,941,180	100.00	3.26	
	普通徴収	8,654,052	34.10	2.30	182,742	41.54	0.37	8,471,310	33.97	2.34	
	特別徴収	16,564,027	65.26	3.53	254,663	57.89	3.03	16,309,364	65.39	3.54	
	給与	現年度分	13,382,887	52.73	3.53	189,198	43.01	3.44	13,193,689	52.90	3.53
		前年度分	2,473,377	9.74	4.93	34,654	7.88	2.78	2,438,723	9.78	4.97
	年金	年金特徴	707,763	2.79	-----	30,811	7.00	-----	676,952	2.71	-----
		過年度	163,008	0.64	30.02	2,502	0.57	4.12	160,506	0.64	30.52
平成26年度		26,062,905	100.00	2.69	518,012	100.00	17.75	25,544,893	100.00	2.42	
	普通徴収	8,758,342	33.60	1.21	212,584	41.04	16.33	8,545,758	33.45	0.88	
	特別徴収	17,163,848	65.86	3.62	302,744	58.44	18.88	16,861,104	66.01	3.38	
	給与	現年度分	13,907,302	53.36	3.92	230,339	44.47	21.74	13,676,963	53.54	3.66
		前年度分	2,544,278	9.76	2.87	35,799	6.91	3.30	2,508,479	9.82	2.86
	年金	年金特徴	712,268	2.73	-----	36,606	7.07	-----	675,662	2.64	-----
		過年度	140,715	0.54	△13.68	2,684	0.52	7.27	138,031	0.54	△14.00
平成27年度		27,045,304	100.00	3.77	534,487	100.01	3.18	26,510,817	100.00	3.78	
	普通徴収	8,733,222	32.29	△0.29	206,019	38.55	△3.09	8,527,203	32.16	△0.22	
	特別徴収	18,166,638	67.17	5.84	325,915	60.98	7.65	17,840,723	67.30	5.81	
	給与	現年度分	14,820,119	54.80	6.56	245,667	45.96	6.65	14,574,452	54.98	6.56
		前年度分	2,661,233	9.84	4.60	43,490	8.14	21.48	2,617,743	9.87	4.36
	年金	年金特徴	685,286	2.53	-----	36,758	6.88	-----	648,528	2.45	-----
		過年度	145,444	0.54	3.36	2,553	0.48	△4.88	142,891	0.54	3.52
平成28年度		27,734,112	100.00	2.55	552,514	100.00	3.37	27,181,598	100.00	2.53	
	普通徴収	8,625,255	31.10	△1.24	204,978	37.10	△0.51	8,420,277	30.98	△1.25	
	特別徴収	18,981,218	68.44	4.48	344,620	62.37	5.74	18,636,598	68.56	4.46	
	給与	現年度分	15,452,635	55.72	4.27	260,853	47.21	6.18	15,191,782	55.89	4.24
		前年度分	2,835,172	10.22	6.54	46,366	8.39	6.61	2,788,806	10.26	6.53
	年金	年金特徴	693,411	2.50	-----	37,401	6.77	-----	656,010	2.41	-----
		過年度	127,639	0.46	△12.24	2,916	0.53	14.22	124,723	0.46	△12.71
平成29年度		28,506,262	100.00	2.78	569,486	100.00	3.07	27,936,776	100.00	2.78	
	普通徴収	8,258,225	28.97	△4.26	195,226	34.28	△4.76	8,062,999	28.86	△4.24	
	特別徴収	20,078,944	70.44	5.78	370,742	65.10	7.58	19,708,202	70.55	5.75	
	給与	現年度分	16,398,457	57.53	6.12	282,388	49.59	8.26	16,116,069	57.69	6.08
		前年度分	2,961,737	10.39	4.46	49,185	8.64	6.08	2,912,552	10.43	4.44
	年金	年金特徴	718,750	2.52	-----	39,169	6.88	-----	679,581	2.43	-----
		過年度	169,093	0.59	32.48	3,518	0.62	20.64	165,575	0.59	32.75

(5) 賦課徴収別調定額の推移



(6) 人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移



(7) 所得区分別所得金額（各年7月1日現在、市町村課税状況調 第12表による）

年度	区分	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
			対前年比		対前年比		対前年比
平成25年度		547,741,911	2.72	13,013,823	12.01	136,010	△3.50
平成26年度		563,838,106	2.94	13,598,392	4.49	147,805	8.67
平成27年度		584,511,756	3.67	17,660,736	29.87	555,796	276.03
平成28年度		609,528,757	4.28	13,998,086	△20.74	758,427	36.46
平成29年度		628,558,048	3.12	22,545,029	61.06	335,224	△55.80
平成30年度		653,069,465	3.90	24,138,404	7.07	340,368	1.53

(8) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	79,420	56.2	80,670	55.8	83,621	55.8
200万円～700万円	51,760	36.6	53,214	36.8	54,954	36.7
700万円～	10,258	7.3	10,738	7.4	11,319	7.6
計	141,438	100.0	144,622	100.0	149,894	100.0

(9) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	4,876,334	19.4	4,951,074	19.0	5,088,987	19.1
200万円～700万円	10,815,046	43.1	11,173,828	42.8	11,395,327	42.7
700万円～	9,417,788	37.5	9,963,306	38.2	10,201,132	38.2
計	25,109,168	100.0	26,088,208	100.0	26,685,446	100.0

(10) 法第295条等による非課税者数（各年決算時）

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		対前年比		対前年比		対前年比
合計	60,924	27.29	61,852	1.52	63,203	2.18
生活保護受給	6,040	1.17	6,128	1.46	6,269	2.30
障害者	1,691	8.54	1,728	2.19	1,776	2.78
未成年者	1,936	319.96	2,099	8.42	2,408	14.72
老年者	0	----	0	----	0	----
寡婦・寡夫	2,137	1.38	2,183	2.15	2,114	△3.16
生計を一にする妻 条例に定める一定金 額以下の者	49,120	30.06	49,714	1.21	50,636	1.85

(単位 : 千円 、 %)

株式等に係る譲渡所得		先物取引に係る雑所得		上場株式等に係る配当所得		計	
	対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
7,464,069	△5.94	679,276	196.30	187,796	42.12	569,222,885	2.88
16,387,411	119.55	1,115,490	64.22	665,003	254.11	595,752,207	4.66
9,826,381	△40.04	1,053,276	△5.58	732,345	10.13	614,340,290	3.12
10,114,991	2.94	818,012	△22.34	542,830	△25.88	635,761,103	3.49
11,151,631	10.25	768,785	△6.02	344,040	△36.62	663,702,757	4.39
15,456,595	38.60	676,455	△12.01	879,376	155.60	694,560,663	4.65

(単位 : 人 、 %)

平成29年度				平成30年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
86,560	56.0	2,654,093	54.1	87,632	55.3
56,464	36.5	1,863,894	38.0	58,333	36.8
11,682	7.5	386,339	7.9	12,387	7.8
154,706	100.0	4,904,326	100.0	158,352	100.0

(単位 : 千円 、 %)

平成29年度				平成30年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
5,357,660	19.5	166,303,917	17.7	5,525,386	19.5
11,636,320	42.4	389,432,437	41.4	11,931,047	42.0
10,424,250	38.0	383,863,879	40.9	10,917,770	38.5
27,418,230	100.0	939,600,233	100.0	28,374,203	100.0

(単位 : 人 、 %)

平成28年度		平成29年度	
	対前年比		対前年比
63,555	0.56	62,720	△1.31
6,237	△0.51	6,190	△0.75
1,831	3.10	1,900	3.77
2,710	12.54	2,967	9.48
0	----	0	----
2,080	△1.61	2,079	△0.05
----	----	----	----
50,697	0.12	49,584	△2.20

(1 1) 退職分離分調定額・調定件数

区分	年度	平成25年度		平成26年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
調定額		289,736	58.50	231,462	△20.11
調定件数		719	10.79	612	△14.88

(1 2) 分離譲渡所得に係る調定額

区分	年度	平成25年度		平成26年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
合計		588,337	3.11	758,169	28.87
長期譲渡所得		376,501	8.54	406,408	7.94
短期譲渡所得		6,405	△18.46	7,040	9.91
土地等に係る事業・雑所得		—		—	
株式等に係る譲渡所得		185,306	△10.71	304,298	64.21
商品先物取引に係る雑所得		16,405	182.84	27,761	69.22
上場株式に係る配当所得		3,720	48.74	12,662	240.38

(1 3) 減免税額及び該当人数

区分	年度	平成25年度		平成26年度	
			人数		人数
合計		3,701,000	70	3,397,650	61
生活保護受給		3,059,900	63	3,132,500	55
生活困窮		0	0	0	0
災害		641,100	7	265,150	6
水害		0	0	0	0
り災		641,100	7	265,150	6
その他		0	0	0	0

(1 4) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額(決算)

区分	年度	平成25年度		平成26年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
納税義務者(人)		146,570	1.77	150,184	2.47
世帯数		161,197	9.94	163,481	1.42
人口(人)		268,959	0.50	271,643	1.00
課税額(千円)		25,218,079	3.10	25,922,190	2.79
納税義務者1人当り課税額(円)		172,054	1.31	172,602	0.32
1世帯当り課税額(円)		156,442	△6.22	158,563	1.36
人口1人当り課税額(円)		93,761	2.59	95,427	1.78
収入額(千円)		25,486,393	3.99	26,176,984	2.71
納税義務者1人当り収入額(円)		173,885	2.18	174,299	0.24
1世帯当り収入額(円)		158,107	△5.41	160,122	1.27
人口1人当り収入額(円)		94,759	3.48	96,365	1.69

注：納税義務者・・・重複分除く(現年度のみ)

世帯数・・・各年1月1日現在(住民基本台帳)

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録(日本人住民 + 外国人住民)

課税額・・・現年度分を対象(過年度を除く)

収入額・・・区民税収入総額(現年度分+過年度分+滞納繰越分)

(単位：千円、%)

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
272,784	17.85	254,820	△6.59	288,916	13.38
702	14.71	615	△12.39	661	7.48

(単位：千円、%)

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
814,024	7.37	800,376	△1.68	1,013,237	26.60
500,309	23.11	459,908	△8.08	636,791	38.46
25,160	257.39	40,282	60.10	13,605	△66.23
—		—		—	
240,067	△21.11	265,787	10.71	335,737	26.32
27,284	△1.72	18,200	△33.29	19,855	9.09
21,204	67.46	16,199	△23.60	7,249	△55.25

(単位：円、人)

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人 数		人 数		人 数
2,523,650	65	3,907,900	73	3,238,800	66
2,498,400	64	3,859,000	72	3,206,200	65
0	0	0	0	0	0
25,250	1	48,900	1	32,600	1
0	0	0	0	0	0
25,250	1	48,900	1	32,600	1
0	0	0	0	0	0

(単位：円、千円、人、%)

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
153,344	2.10	158,558	3.40	163,558	3.15
166,782	2.02	171,610	2.89	175,018	1.99
275,507	1.42	280,639	1.86	284,307	1.31
26,899,860	3.77	27,606,473	2.63	28,337,169	2.65
175,421	1.63	174,109	△0.75	173,254	△0.49
161,287	1.72	160,867	△0.26	161,910	0.65
97,637	2.32	98,370	0.75	99,671	1.32
27,100,249	3.53	27,665,302	2.09	27,849,853	0.67
176,728	1.39	174,480	△1.27	170,275	△2.41
162,489	1.48	161,210	△0.79	159,125	△1.29
98,365	2.08	98,579	0.22	97,956	△0.63

2. 軽自動車税

(1) 車種別台数 (現年課税分)

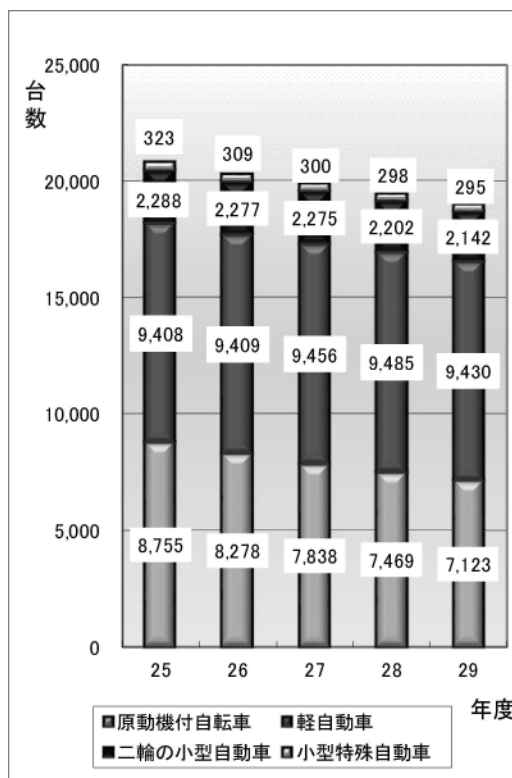
区分	25 年度			26 年度			27 年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	8,755	42.15	△4.55	8,278	40.84	△5.45	7,838	39.45	△5.32
50cc以下	5,331	25.67	△7.54	4,911	24.23	△7.88	4,570	23.00	△6.94
50cc以下(電動車)	26	0.13	23.81	24	0.12	△7.69	26	0.13	8.33
50cc超90cc以下	819	3.94	△9.00	744	3.67	△9.16	653	3.29	△12.23
90cc超125cc以下	2,404	11.57	3.35	2,425	11.96	0.87	2,399	12.07	△1.07
ミニカー	175	0.84	10.06	174	0.86	△0.57	190	0.96	9.20
軽自動車	9,408	45.29	△0.34	9,409	46.41	0.01	9,456	47.59	0.50
二輪車(250cc以下)	2,959	14.26	△4.27	2,855	14.08	△3.51	2,771	13.94	△2.94
三輪車	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00	0	0.00	△100.00
四輪乗用(自家用)	2,968	14.29	6.15	3,109	15.34	4.75	3,318	16.70	6.72
〃(電動車)	9	0.04	12.50	10	0.05	11.11	8	0.04	△20.00
四輪貨物(営業用)	327	1.57	△7.10	321	1.58	△1.83	313	1.58	△2.49
四輪貨物(自家用)	3,142	15.12	△1.54	3,111	15.35	△0.99	3,044	15.32	△2.15
〃(電動車)	2	0.01	100.00	2	0.01	0.00	2	0.01	0.00
小型特殊自動車	323	1.55	△3.29	309	1.52	△4.33	300	1.51	△2.91
農耕作業用	0	△0.01	----	0	△0.01	----	0	0.00	----
特殊作業車	145	0.70	△5.84	137	0.68	△5.52	132	0.66	△3.65
〃(電動車)	178	0.86	△1.11	172	0.85	△3.37	168	0.85	△2.33
二輪の小型自動車	2,288	11.01	△1.93	2,277	11.23	△0.48	2,275	11.45	△0.09
合計	20,774	100.00	△2.37	20,273	100.00	△2.41	19,869	100.00	△1.99

(2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	25 年度			26 年度			27 年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	10,624	16.76	△3.30	10,143	15.99	△4.53	9,693	15.16	△4.44
50cc以下	5,331	8.41	△7.54	4,911	7.73	△7.88	4,570	7.14	△6.94
50cc以下(電動車)	26	0.04	23.81	24	0.04	△7.69	26	0.04	8.33
50cc超90cc以下	983	1.55	△8.98	893	1.41	△9.16	784	1.23	△12.21
90cc超125cc以下	3,846	6.07	3.36	3,880	6.12	0.88	3,838	6.01	△1.08
ミニカー	438	0.69	10.05	435	0.69	△0.68	475	0.74	9.20
軽自動車	42,096	66.41	1.60	42,727	67.36	1.50	43,721	68.43	2.33
二輪車(250cc以下)	7,102	11.21	△4.26	6,852	10.81	△3.52	6,650	10.41	△2.95
三輪車	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00	0	0.00	△100.00
四輪乗用(自家用)	21,369	33.71	6.15	22,385	35.29	4.75	23,890	37.39	6.72
〃(電動車)	65	0.10	12.07	72	0.11	10.77	58	0.09	△19.44
四輪貨物(営業用)	981	1.55	△7.10	963	1.52	△1.83	939	1.47	△2.49
四輪貨物(自家用)	12,568	19.83	△1.54	12,444	19.62	△0.99	12,176	19.06	△2.15
〃(電動車)	8	0.01	100.00	8	0.01	0.00	8	0.01	0.00
小型特殊自動車	1,518	2.39	△3.31	1,452	2.29	△4.35	1,410	2.21	△2.89
農耕作業用	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	681	1.07	△5.94	644	1.02	△5.43	620	0.97	△3.73
〃(電動車)	837	1.32	△1.06	808	1.27	△3.46	790	1.24	△2.23
二輪の小型自動車	9,152	14.44	△1.93	9,108	14.36	△0.48	9,072	14.20	△0.40
合計	63,390	100.00	0.11	63,430	100.00	0.06	63,896	100.00	0.73

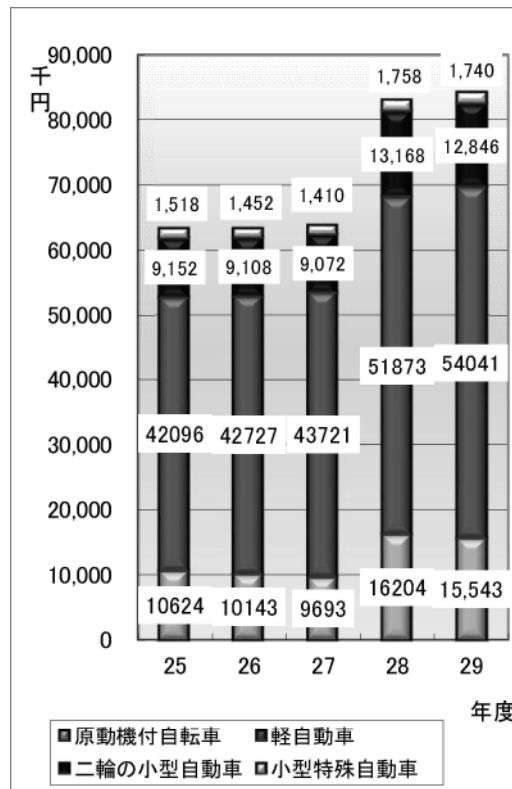
(単位：人、%)

28年度			29年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
7,469	38.39	△4.71	7,123	37.51	△4.63
4,283	22.02	△6.28	4,001	21.06	△6.58
23	0.12	△11.54	23	0.12	0.00
580	2.98	△11.18	529	2.79	△8.79
2,378	12.22	△0.88	2,356	12.41	△0.93
205	1.05	7.89	214	1.13	4.39
9,485	48.76	0.31	9,430	49.66	△0.58
2,682	13.79	△3.21	2,583	13.61	△3.69
0	0.00	----	0	0.00	----
3,471	17.84	4.61	3,562	18.76	2.62
9	0.05	12.50	10	0.05	11.11
316	1.62	0.96	333	1.75	5.38
3,005	15.45	△1.28	2,940	15.48	△2.16
2	0.01	0.00	2	0.01	0.00
298	1.53	△0.67	295	1.55	△1.01
0	0.00	----	0	0.00	----
130	0.67	△1.52	126	0.66	△3.08
168	0.86	0.00	169	0.89	0.60
2,202	11.32	△3.21	2,142	11.28	△2.72
19,454	100.00	△2.09	18,990	100.00	△2.39



(単位：千円、%)

28年度			29年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
16,204	19.52	67.17	15,543	18.47	△4.08
8,546	10.29	87.00	7,997	9.51	△6.42
46	0.06	76.92	44	0.05	△4.35
1,160	1.40	47.96	1,060	1.26	△8.62
5,695	6.86	48.38	5,650	6.71	△0.79
757	0.91	59.37	792	0.94	4.62
51,873	62.50	18.65	54,041	64.20	4.18
9,643	11.62	45.01	9,297	11.04	△3.59
0	0.00	----	0	0.00	----
28,125	33.88	17.73	30,473	36.20	8.35
65	0.08	12.07	72	0.09	10.77
1,014	1.22	7.99	1,099	1.31	8.38
13,021	15.69	6.94	13,091	15.55	0.54
5	0.01	△37.50	9	0.01	80.00
1,758	2.12	24.68	1,740	2.07	△1.02
0	0.01	----	0	0.01	----
767	0.92	23.71	743	0.88	△3.13
991	1.19	25.44	997	1.18	0.61
13,168	15.86	45.15	12,846	15.26	△2.45
83,003	100.00	29.90	84,170	100.00	1.41



3. 特別区たばこ税

(1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成25年度		95	3,728,698	10.11	95	3,728,698	10.11	100.00
平成26年度		99	3,603,399	△3.36	99	3,603,399	△3.36	100.00
平成27年度		131	3,535,425	△1.89	131	3,535,425	△1.89	100.00
平成28年度		261	3,408,054	△3.60	261	3,408,054	△3.60	100.00
平成29年度		267	3,195,981	△6.22	267	3,195,981	△6.22	100.00

※平成29年度たばこ税現年課税分の内訳（現年度分・過年度分）

内訳	現年度分		過年度分	
	件数	金額	件数	金額
現年度分	267	3,195,981	0	0
過年度分	0	0	0	0

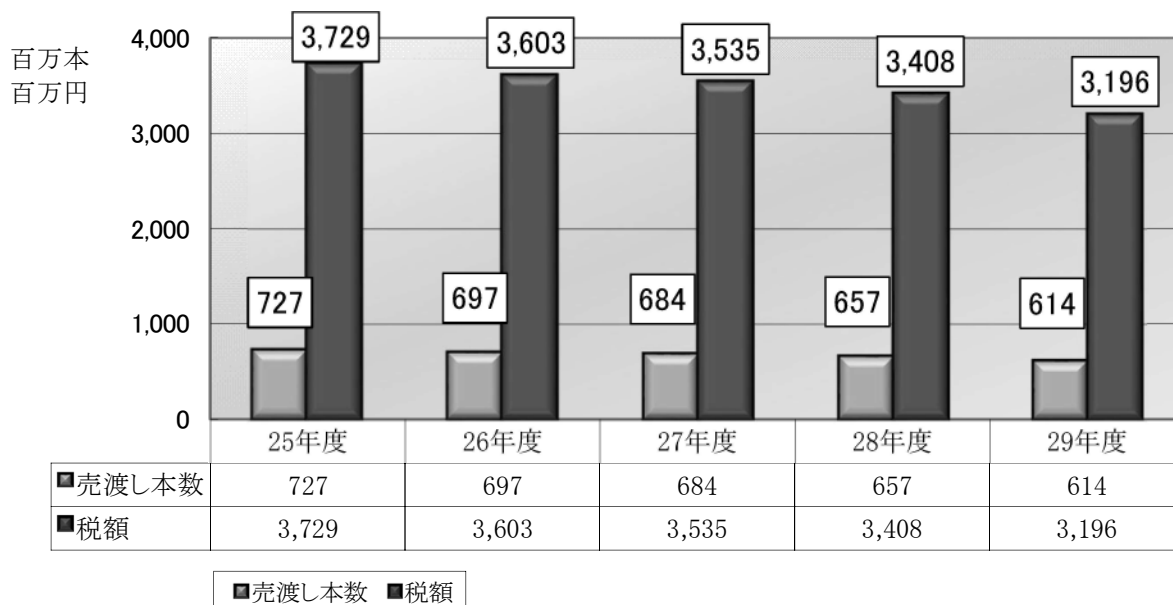
(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成25年度		0	0	----	0	0	----	----
平成26年度		0	0	----	0	0	----	----
平成27年度		0	0	----	0	0	----	----
平成28年度		0	0	----	0	0	----	----
平成29年度		0	0	----	0	0	----	----

(3) 売渡し本数（返還控除後の本数） * 過年度分、手持ち品課税を除く (単位：千本、%)

年度	区分	売渡し本数 (一般品+旧3級品)		左欄の内旧3級品 (内数)	
		件数	伸率	件数	伸率
平成25年度		727	△2.18	21,611	9.80
平成26年度		696	△4.22	22,684	4.97
平成27年度		684	△1.81	23,222	2.37
平成28年度		657	△3.91	21,412	△7.79
平成29年度		613	△6.66	16,786	△21.60



V 徴 収

1.徴収

(1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	還付未済額	滞納繰越額	収入歩合
		(A)	(B)	(C)	(D)	(A-B-C+D)	(B/A)
平成25年度		31,294,115	29,278,468	256,362	4,112	1,763,397	93.56
平成26年度		31,472,292	29,843,678	222,136	6,798	1,413,276	94.83
平成27年度		32,049,551	30,698,955	220,094	5,255	1,135,757	95.79
平成28年度		32,362,517	31,144,647	177,879	5,673	1,045,664	96.24
平成29年度		32,804,266	31,726,038	120,937	4,463	961,754	96.71
	現年課税分	31,786,413	31,268,358	373	4,293	521,975	98.37
	滞納繰越分	1,017,853	457,680	120,564	170	439,779	44.97
	特別区民税	29,517,247	28,447,064	120,156	4,438	954,465	96.37
	現年課税分	28,506,262	27,990,961	359	4,268	519,210	98.19
	滞納繰越分	1,010,985	456,103	119,797	170	435,255	45.11
	軽自動車税	91,038	82,993	781	25	7,289	91.16
	現年課税分	84,170	81,416	14	25	2,765	96.73
	滞納繰越分	6,868	1,577	767	0	4,524	22.96
	特別区たばこ税	3,195,981	3,195,981	0	0	0	100.00
	現年課税分	3,195,981	3,195,981	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

(2) 前納報奨金交付状況

(単位：円、件)

年度	区分	前納報奨金	
		金額	件数
平成9年度		82,000,300	20,551
平成10年度		前納報奨金制度廃止	

(3) 差押処分状況(都・区民税)

(単位：人、千円)

年度	区分	前年度からの繰越分		当年度差押分		取 消 分		処 理 分				翌年度への繰越分	
								公売前納付によるもの		公 売によるもの			
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成25年度		330	340,732	1,408	443,615	492	184,118	388	207,249	383	167,551	475	225,429
平成26年度		454	250,579	1,567	493,510	561	150,144	482	156,617	541	221,392	437	215,936
平成27年度		442	225,914	1,456	392,304	451	106,318	460	130,977	609	221,938	378	158,985
平成28年度		443	166,240	1,453	454,620	472	114,366	462	130,803	605	221,365	357	154,326
平成29年度		443	175,884	1,568	383,305	458	111,166	276	84,512	877	231,781	400	131,730
	動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 動 産	3	192	2	7,935	0	0	2	300	0	0	3	7,827
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債 権	440	175,692	1,566	375,370	458	111,166	274	84,212	877	231,781	397	123,903

(4) 督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

区分 年度	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成25年度	232,031	66,055	28.47	39,481	334,171	5,873	1.76	889
平成26年度	231,891	67,340	29.04	28,736	343,463	5,795	1.69	760
平成27年度	224,184	62,026	27.67	20,228	365,579	6,665	1.82	951
平成28年度	221,954	61,003	27.48	24,237	389,990	8,276	2.12	1,194
平成29年度	213,448	58,735	27.52	26,701	423,834	10,238	2.42	1,496

区分 年度	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成25年度	20,774	3,020	14.54	1,644
平成26年度	20,273	2,855	14.08	3,414
平成27年度	19,869	2,744	13.81	4,459
平成28年度	19,454	2,442	12.55	2,981
平成29年度	18,990	2,255	11.87	2,858

* 普通徴収督促状には、過年度、納期変更分を含める

* 平成12年1月1日から延滞金・還付加算金の特例基準割合を創設
(前年11月末の公定歩合+4%)

(5) 滞納繰越状況(調定)

(単位：件、千円)

区分 年度	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	108,218	2,120,939	103,260	2,111,594	4,958	9,345	0	0
平成26年度	90,233	1,742,558	86,152	1,734,621	4,081	7,937	0	0
平成27年度	73,560	1,404,926	69,995	1,398,046	3,565	6,880	0	0
平成28年度	60,670	1,137,348	57,583	1,131,351	3,087	5,997	0	0
平成29年度	54,056	1,017,853	51,008	1,010,985	3,048	6,868	0	0

(6) 処分停止状況

(単位：人、件、千円)

区分 年度	前年度からの繰越分			当年度執行分		
	人員	件数	金額	人員	件数	金額
平成25年度	1,901	5,914	142,537	578	1,851	37,511
平成26年度	1,546	4,981	130,673	769	2,304	51,657
平成27年度	1,347	4,155	89,138	426	1,377	27,942
平成28年度	1,199	3,685	79,643	445	1,303	44,367
平成29年度	874	2,683	72,359	356	1,093	30,519
特別区民税	863	2,671	72,309	317	1,051	30,433
軽自動車税	11	12	50	39	42	86

※軽自動車は台数を計上

(7) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

年度	区分	区分		
		人 員	件 数	金 額
平成25年度		5,726	15,729	256,362
平成26年度		5,217	14,451	222,136
平成27年度		4,719	12,624	220,094
平成28年度		4,089	11,639	177,879
平成29年度		3,184	8,830	120,937
	特別区民税	2,787	8,384	120,156
	軽自動車税	397	446	781

※軽自動車は台数を計上

2. 口座振替

(1) 口座振替加入状況 (決算)

(単位：人、%)

年度	区分	加入数		普通徴収 納税義務者	
		対前年増減率	加入率	加入率	
平成25年度		16,309	△3.52	72,169	22.60
平成26年度		16,623	1.93	72,673	22.87
平成27年度		17,424	4.82	70,874	24.58
平成28年度		18,482	6.07	71,384	25.89
平成29年度		19,387	4.90	68,768	28.19

(2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

年度	区分	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		対前年増減率	対前年増減率	調定額	口座振替率
平成25年度		4,597,348	0.59	14,358,871	32.02
平成26年度		4,997,893	8.71	14,541,972	34.37
平成27年度		5,070,365	1.45	14,503,549	34.96
平成28年度		4,936,655	△2.64	14,323,456	34.47
平成29年度		4,409,424	△10.68	13,714,507	32.15

3. 証明

(1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

年度	区分	特別区民税		軽自動車税	
		件数	対前年比	件数	対前年比
平成25年度		49,942	8.53	11	△35.29
平成26年度		58,528	17.19	4	△63.64
平成27年度		61,171	4.52	5	25.00
平成28年度		63,199	3.32	11	120.00
平成29年度		64,823	2.57	6	△45.45

Ⅵ 法定外税

1. 経緯

- 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足
 14年 1月… 区が法定外税として構想発表
 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）
 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。
 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立
 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意
 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立
 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止
 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出
 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立
 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行
 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される

2. 狭小住戸集合住宅税

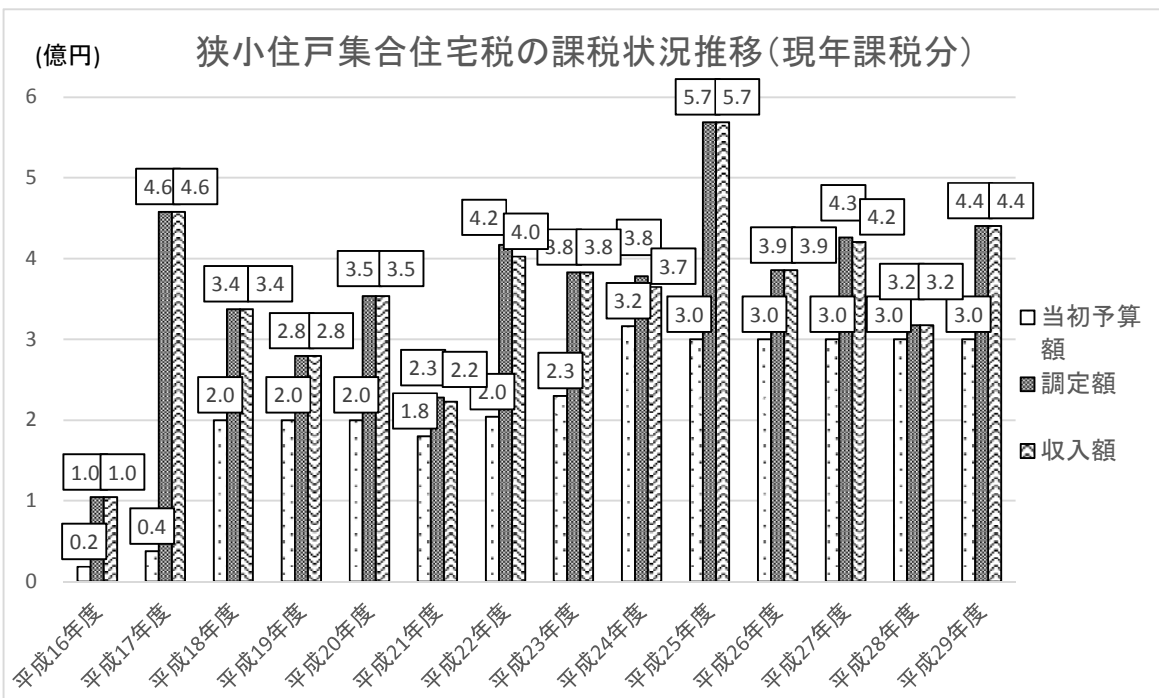
(1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が30㎡未満のもの （当初は「29㎡未満」であったが条例改正により平成22年4月1日より変更） [←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二人世帯の最低居住（面積）水準] ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の使途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
納 税 義 務 者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主 ○『建築主』：建築の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自ら工事をする者
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

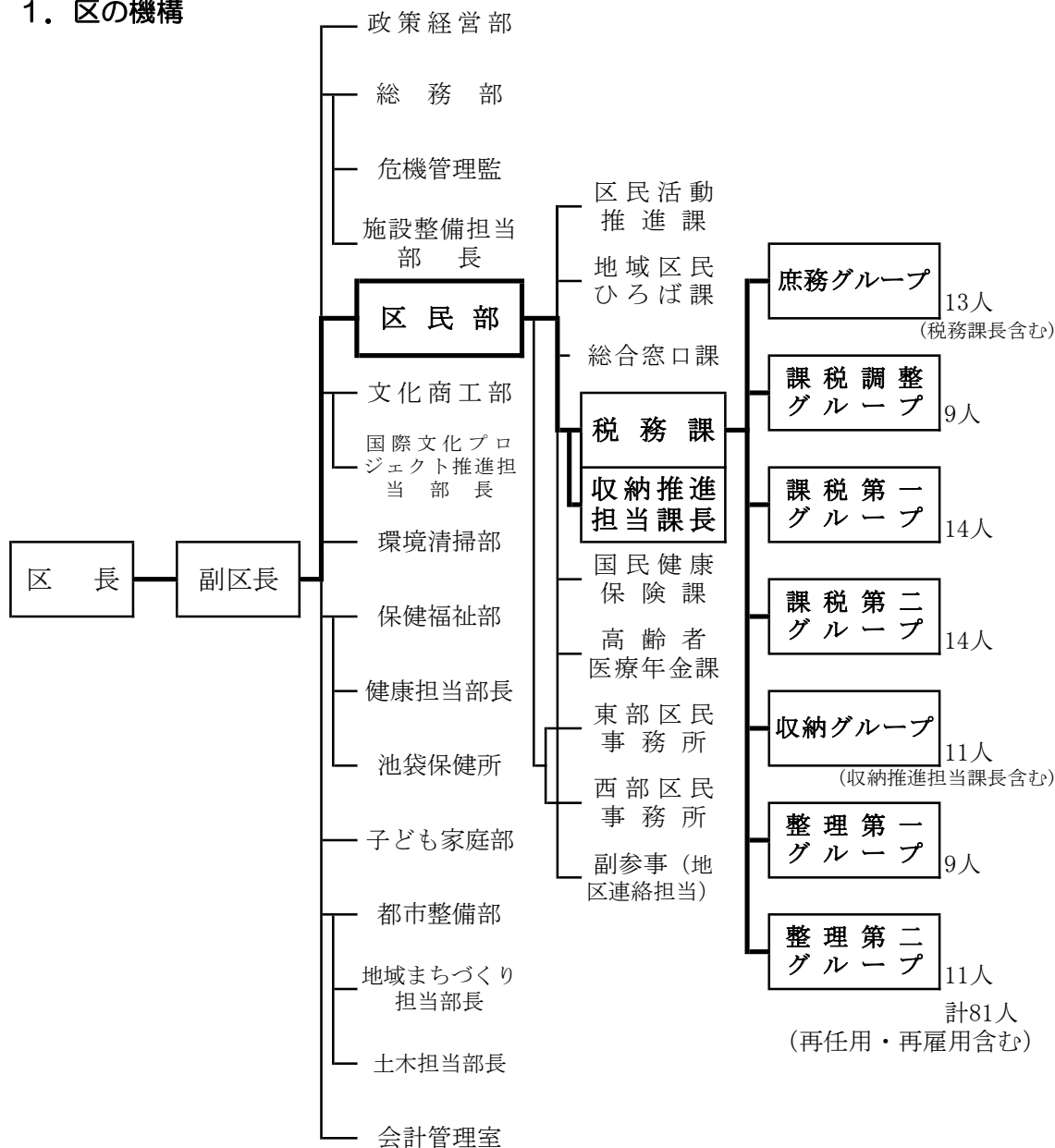
(単位：千円、件、戸)

年度	予 算		調 定			収 入			収納率
	当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
平成16年度	18,500	37	104,500	7	209	104,500	7	209	100%
平成17年度	37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
平成18年度	200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
平成19年度	200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
平成20年度	200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
平成21年度	180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	98%
平成22年度	204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
平成23年度	230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
平成24年度	316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
平成25年度	300,000	600	569,000	23	1138	569,000	23	1138	100%
平成26年度	300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
平成27年度	300,000	600	426,500	23	853	420,500	22	841	98.6%
平成28年度	300,000	600	317,500	23	635	317,500	23	635	100%
平成29年度	300,000	600	440,500	37	881	440,500	37	881	100%
計	3,086,500	6,173	5,078,000	289	10,156	5,039,500	286	10,079	99.2%



VII 機 構 (平成30年4月1日基準)

1. 区の機構



教育委員会

教育長

選挙管理委員会

監査委員

区議会

(参考)

財団法人としま未来文化財団

一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

公益社団法人豊島区シルバー人材センター

医療法人財団豊島健康診査センター

2. 税務課分掌事務

◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税及び軽自動車税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること

◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること
- ・ 特別徴収・普通徴収の賦課全般

◎収納グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の特別徴収に係る収納に関すること。
（課内他のグループの所管に属するものを除く。）
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること（整理グループの所管に属するものを除く）

◎整理第一・第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の収納・納付相談に関すること
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る収納・納付相談に関すること
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 受託及び嘱託に関すること

Ⅷ その他

1. 税率の変遷

* []内は適用開始課税年度または適用開始譲渡期日

年 度		平 成 6 年 度						
均等割		区民税2500円（都700円）[昭和60年度から]						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成3年度から]	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			160万円以下	3%	0円	2%		0円
			550万円以下	8%	80,000円			
		550万円超	11%	245,000円	4%	110,000円		
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×6%（都3%）				[平成5年度から]	
		市街化	原則廃止。ただし経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡について適用。 課税長期譲渡所得金額×5.8%（都2.2%）					
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額×3.4%（都1.6%）				[平成4年度から]	
		居住用	課税長期譲渡所得金額					
		6000万円以下	2.7%（都1.3%）					
		6000万円を超える部分	3.4%（都1.6%）		[平成5年度から]			
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)4%（都2%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額					
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額					
		超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額				[昭和62年10月の譲渡から創設]	
		(1)11%（都4%）		(2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額				
	株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%（都2%）				[平成元年4月の譲渡から創設]		
	特別減税	特別区民税所得割額の20%相当額を減税。（都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて20万円）					[平成6年度のみ]	
	非課税限度額（所得額）	[ABは平成6 Cは平成 元年度 から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)			
			34万円×n+18万円*	34万円×n+30万円*	125万円			
			n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円			
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円			
	2. 軽自動車	二輪	2400円	三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円		
			貨物用自家用	一般4000円	貨物用営業用	3000円		
		電氣3600円						
		専ら雪上を走行するもの	一般2400円・電氣2200円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	一般1600円 電氣1400円						
	その他	一般4700円 電氣4300円						
4. 二輪の小型自動車	4000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]						
たばこ税	消費税創設に伴い、たばこ消費税を改変し、平成元年度創設された。							
		区	都	国				
	一般品（千本あたり）	1997円	1129円	3126円				
	旧3級品（千本あたり）	948円	536円	1484円				
年 度	平 成 6 年 度							

*()内は根拠法令

年 度		平 成 7 年 度						
均等割		同 左 (区民税:地方税法第310条、都民税:地方税法第38条)						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税:地方税法第314条の2、都民税:地方税法第35条)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円			
		700万円超	11%	310,000円	4%	140,000円		
特別区民税	長期譲渡	一般	(一般)	同 左	(地方税法本法附則第34条)			
		市街化	(軽減)	廃 止	(平成7年度から)(地方税法旧法附則第21条)			
		優良住宅	(特定)	同 左	(地方税法本法附則第34条の2)			
		居住用	(軽課)	同 左	(地方税法本法附則第34条の3)			
	短期譲渡	一般		同 左	(地方税法本法附則第35条)			
		軽 減		同 左	(地方税法本法附則第35条)			
	事業・雑			同 左	(地方税法本法附則第33条の3)			
	超短期事業・雑			同 左	(地方税法旧法附則第33条の4)			
	株式等			同 左	(地方税法旧法附則第35条の2)			
	特別減税		特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて2万円)					
非課税限度額(所得額)			同 左	(地方税法第295条) (地方税法本法附則第3条の3) (地方税法第24条の5)				
軽自動車税			同 左	(地方税法第444条) 電気:(地方税法旧法附則第30条の2) (注) 電気自動車に係る税率の特例措置の廃止				
たばこ税			同 左	特別区たばこ税 (地方税法第468条・地方税法本法附則第30条の2) 都たばこ税 (地方税法第74条の5・地方税法本法附則第12条の2)				
年 度		平 成 7 年 度						

年 度		平 成 8 年 度		
均等割		3000円（都1000円）		
特別区民税	所得割総合課税	同 左 ※給与所得控除の改正あり		
	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額	
			4000万円以下	5.5%（都2%）
		4000万円を超える部分	6%（都3%）	
	優良住宅	同 左		
	居住用	同 左		
	所得割分離課税	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	同 左		
	超短期事業・雑	同 左		
株式等	同 左			
特別減税	同 左			
非課税限度額（所得額）	同 左			
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 8 年 度			

年 度		平 成 9 年 度						
均等割		同 左						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(都から区への税源移譲)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	700万円超	12%	380,000円	3%	70,000円			
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額					
			4000万円以下		4%		(都2%)	
			4000万円超8000万円以下の部分		5.5%		(都2%)	
			8000万円超の部分		6%		(都3%)	
		優良住宅	同 左					
		居住用	同 左					
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)					
			(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
		軽減	同 左					
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)					
		(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額						
	超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)						
		(1)12%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額						
	株式等	同 左						
	特別減税	なし						
	非課税限度額(所得額)	同 左						
	軽自動車税	同 左						
	たばこ税	都から区への税源移譲あり。消費税率改正(3%→5%)に伴うたばこ値上げ(9年4月)。						
			区	都	国			
	一般品 (千本あたり)		2434円	692円	3126円			
	旧3級品 (千本あたり)		1155円	329円	1484円			
年 度	平 成 9 年 度							

年 度		平 成 10 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左			
	長期譲渡	一 般	同 左		
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額		
			4000万円以下	3.4% (都1.6%)	
	4000万円を超える部分	4.0% (都2.0%)			
	居住用	同 左			
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑	同 左			
	超短期事業・雑	同 左			
	株式等	同 左			
特別減税	特別区民税・都民税所得割額から以下の金額を減税。(定額減税) 納税義務者本人 17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円				
非課税限度額 (所得額)		A 均等割 35万円×n+18万円*	B 所得割 35万円×n+30万円*	C(障害者等)は同左	
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	10年12月1日たばこ特別税創設。たばこ値上げ。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。 すべて国の収入。 たばこ税(区・都・国)は同左				
		たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)	820円			
	旧3級品 (千本あたり)	389円			
年 度	平 成 10 年 度				

年 度		平成 11 年 度							
特別区民税	均等割	同 左							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税の 最高税率の 減税)	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額					
				6000万円以下	4.0%(都2.0%)				
				6000万円を超える部分	5.5%(都2.0%)				
		長期譲渡	優良住宅	同 左					
			居住用	同 左 * 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設					
		短期譲渡	一 般	同 左					
			軽 減	同 左					
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)						
		超短期事業・雑	廃 止 (平成11年度から)						
		株式等	同 左						
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) ※11年度から定率の税額控除として位置づける。								
非課税限度額(所得額)	A(均等割)は同左		B 所得割 35万円×n+31万円*		C(障害者等)は同左				
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	同 左								
たばこ税	11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。たばこ値上げはなし。								
		区	都	国	たばこ特別税				
	一般品 (千本あたり)	2668円	868円	2716円	820円				
旧3級品 (千本あたり)	1266円	413円	1289円	389円					
年 度	平成 11 年 度								

年 度		平 成 1 2 ・ 1 3 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左 参考：12年1月1日から、延滞金、還付加算金の 特例基準割合を創設した。 前年11月末の公定歩合+4% (ただし年7.3%以下に限る)			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑	休 止			
	株式等	同 左			
	特別減税	同 左			
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左		
	35万円×n+19万円*	35万円×n+32万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 1 2 ・ 1 3 年 度				

年 度		平成 14 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左	※1年超保有の上場株譲渡100万円控除制度新設 (13年10月1日以降の譲渡)	
	先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%)		(平成14年度創設) [地方税法本法附則第35条の4]
	特別減税	同 左		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左
		35万円×n+24万円*		35万円×n+36万円*
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 14 年 度			

* []内は適用開始課税年度

年 度		平成 15 年 度							
特別区民税	均等割	3000円(都1000円) [平成8年度から]							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)				[平成12年度から]	
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額				[平成10年度から]	
				4000万円以下	3.4%(都1.6%)				
				4000万円を超える部分	4.0%(都2.0%)				
		居住用	課税長期譲渡所得金額				[平成5年度から]		
6000万円以下			2.7%(都1.3%)	3.4%(都1.6%)					
短期譲渡		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から]						
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率]						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
株式等		課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]							
先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]								
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]								
非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・高齢者 寡婦(寡夫)					
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	125万円					
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円				
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円				
	2. 軽自動車	二輪	2400円		三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円			
			貨物用自家用	4000円					
			貨物用営業用	3000円					
	専ら雪上を走行するもの	2400円							
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1600円							
	その他	4700円							
4. 二輪の小型自動車	4000円	昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]							
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。								
			区	都	国	たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)		2977円	969円	3126円	820円			
旧3級品 (千本あたり)		1412円	461円	1484円	389円				
年 度	平成 15 年 度								

年 度		平 成 16 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 総合課税の対象所得としない。16年度(15年中)は住民税非課税とし、 地方交付税特例加算で対応(区は無配当) (15年4月の配当から・個人大口株主を除く) ・ 三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度。 			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) * 有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	物価下落による 生活保護基準 の減	A 均等割 35万円×n+22万円*	B 所得割 35万円×n+35万円*	C(障害者等)は同左
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 16 年 度				

年 度		平成 17 年 度			
特別区民税	均等割	同 左	同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)		
	所得割総合課税	同 左	上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) 区へは配当割交付金として配分 配偶者特別控除(上乗せ分)の廃止		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった 課税長期譲渡所得金額	
				2000万円以下	2.7%(都1.3%)
		居住用	同 左	*居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大	
		短期譲渡	一 般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			軽 減	課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左	
	35万円×n+22万円*	35万円×n+35万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 17 年 度				

年 度		平 成 1 8 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左 老年者控除の廃止 公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	同 左 * 緊急投資優遇措置による(購入価格)1000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	定率減税の半減 特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		老年者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。				
		区	都	国	たばこ特別税
	一般品 (千本あたり)	3298円	1074円	3552円	820円
旧3級品 (千本あたり)	1564円	511円	1686円	389円	
年 度	平 成 1 8 年 度				

年 度		平成 19 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	課税標準	税 率		人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 一次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 一(人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円))× 3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円)	
			特別区民税	都民税		
		一律	6%	4%		
			*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)		【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である	
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置		
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%(都1.6%)
					2,000万円超の部分	3%(都2%)
			居住用	課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)
				6,000万円超の部分	3%(都2%)	
短期譲渡		一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)			
		軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)			
事業・雑		休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)				
株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)				
	その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)				
先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)					
配当控除	配当の種類 利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配	課税総所得金額1,000万円以下の部分	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		課税総所得金額1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18				
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12				
特別減税	定率減税の廃止					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		高齢者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左					
たばこ税	同 左					
年 度	平成 19 年 度					

年 度		平 成 20 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左	<p>○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用) 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。</p> <p>○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額)</p> <p>○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)</p>		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
		短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	な し			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 20 年 度				

年 度		平成 21 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用) ・控除方式を所得控除から税額控除に改める。 ・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。 ・適用下限額10万円→5千円へ引下。 ・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。 ・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。 ○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から) 	
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成20・21年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	なし		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度		平成 21 年 度			

年 度		平成 22 年 度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 ※申告不要			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。		
			優良住宅	同 左			
			居住用	同 左			
		短期譲渡	一 般	同 左			
			軽 減	同 左			
		事業・雑	休 止	(平成11年度から)			
		株式等	同 左				
	先物取引	同 左					
	特別減税	なし					
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割				
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左						
たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。						
		区	都	国	たばこ特別税	計	
	一般品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円	
旧3級品 (千本あたり)	2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円		
年 度	平成 22 年 度						

年 度		平成 23 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税			同 左	
		長期譲渡	一 般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		な し		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平成 23 年 度			

年 度		平成 24 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○扶養控除の廃止等について ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) ○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年 度			

年 度		平成 25 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> ○退職所得控除額の縮減について <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。 ・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止（ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用） ○介護医療保険料控除の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月1日以降契約した生命保険については、これまでの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設されました。控除限度額はそれぞれ28,000円で、合計適用限度額は70,000円に変更なし。 				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 （平成11年度から）				
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%（都1.2%）※軽減税率の延長 H25.12.31まで			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 （所得額）	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	同 左					
たばこ税	都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。（法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。）					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品（千本あたり）	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品（千本あたり）	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 25 年 度					

年 度		平成 26 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○給与所得控除額の上限定額 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円に固定される。 ○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)		
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一般	同 左
			軽減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで ※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+21万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
	軽自動車税	同 左		
たばこ税	同 左			
年 度	平成 26 年度			

年 度		平成 27 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。		
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 27 年度			

年 度		平 成 28 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成31年6月30日まで延長。平成26年4月から平成31年6月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○ふるさと納税 ・特例控除の控除限度額の引き上げ(調整控除後の所得割額の2割) ・ワンストップ特例制度の創設 ○住民税の年金からの特別徴収制度の見直し ・翌年度の仮徴収税額の見直し(29年4月引き落とし分から) ・特別徴収の中止条件の見直し(28年10月から)				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株 その他	同 左			
	先物取引	同 左				
特別減税	なし					
非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車	二輪	3,600円	三輪		3,900円
		四輪	乗用自家用※1	10,800円	乗用営業用※1	6,900円
			貨物用自家用※1	5,000円	貨物用営業用※1	3,800円
専ら雪上を走行するもの	3,600円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車	6,000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]				
	※1平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けるものは、平成28年度から新税額が適用。					
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税 計	
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円	
年 度	平 成 28 年 度					

年 度		平成 29 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成33年12月31日まで延長。平成26年4月から平成33年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○給与所得控除額の見直し ・給与収入金額が1,200万円を超える場合、給与所得控除額は230万円 で固定される。				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*				
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	同 左					
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	3,355円	551円	3,383円	523円	7,812円	
年 度	平成 29 年 度					

年 度		平成 30 年 度				
特別区民税	均等割		同 左			
	所得割総合課税		<p>○スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の新設 ・健康の保持増進及び疾病の予防として、定期健康診断等の一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した際に、その購入費用について所得控除(支払対価額-12,000円)を受けることができる(上限控除額は88,000円)。 ○給与所得控除額の見直し ・給与収入金額が1,000万円を超える場合、給与所得控除額は220万円で固定される。</p>			
		長期譲渡	一般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	所得割分離課税	短期譲渡	一般	同 左		
			軽減	同 左		
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
		先物取引	同 左			
		特別減税	なし			
	非課税限度額(所得額)	A 均等割		B 所得割		
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*				
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
	軽自動車税	同 左				
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。 30年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施(平成33年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円	13,244円
旧3級品 (千本あたり)	4,000円	656円	4,032円	624円	9,312円	
年 度	平成 30 年 度					

◎ 所得税及び住民税における所得控除等一覧

(単位:万円)

年度		所得税	元~4	5~6	7~9	10	11	12~15	16	17~22	23~29
区分		住民税	2~5	6~7	8~10	11	12	13~16	17	18~23	24~30
	本人	基礎控除	35	35	38	38	38	38	38	38	38
所得税	配偶者	一般	35	35	38	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	65	65	68	73	73	73	73	73	(*5)38
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		配偶者特別	35	35	38	38	38	38	38	(*2)38	38
	扶養	一般	35	35	38	38	(*1)38	38	38	38	(*4)38
		同居特別障害	65	65	68	73	(*1)73	73	73	73	(*5)38
		特定	45	50	53	58	63	63	63	63	(*6)63
		同居特別障害	75	80	83	93	98	98	98	98	(*5)63
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		同居老親等	55	55	58	58	58	58	58	58	58
	特別障害	85	85	88	93	93	93	93	93	(*5)58	
	障害者	普通障害	27	27	27	27	27	27	27	27	27
特別障害		35	35	35	40	40	40	40	40	(*5)75	
老年者		50	50	50	50	50	50	50	50	(*3)0	0
寡婦(夫)・勤労学生		27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
特別寡婦		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35

- *1) 11所得税課税年度のみ年少扶養控除創設 各10万円増
- *2) 16以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- *3) 17課税年度から老年者控除廃止
- *4) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止
- *5) *4)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(35万円)を特別障害者控除の額に加算
- *6) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止

年度		所得税	元	2~4	5	6~9	10	11~15	16	17~22	23~29
区分		住民税	2	3~5	6	7~10	11	12~16	17	18~23	24~30
	本人	基礎控除	30	31	31	33	33	33	33	33	33
住民税	配偶者	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		配偶者特別	30	31	31	33	33	33	33	(*1)33	33
	扶養	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	(*3)33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		特定	35	36	39	41	43	45	45	45	(*5)45
		同居特別障害	56	57	60	62	66	68	68	68	(*4)45
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		同居老親等	42	43	43	45	45	45	45	45	45
	特別障害	63	64	64	66	68	68	68	68	(*4)45	
	障害者	普通障害	26	26	26	26	26	26	26	26	26
特別障害		28	28	28	28	30	30	30	30	(*4)53	
老年者		48	48	48	48	48	48	48	48	(*2)0	0
寡婦(夫)・勤労学生		26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
特別寡婦		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

- *1) 17以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- *2) 18課税年度から老年者控除廃止
- *3) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(33万円)を廃止
- *4) *3)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(23万円)を特別障害者控除の額に加算
- *5) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止

2. 23区の状況

(1) 特別区税徴収実績調 (平成30年5月末)・・・平成29年度決算

区分 区	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	15,883,447	15,557,665	97.95	31,200	29,110	93.30	3,492,711	3,491,639	99.97
中央	25,960,814	24,731,369	95.26	68,326	61,505	90.02	2,918,163	2,918,163	100.00
港	73,234,859	70,765,132	96.63	82,973	72,764	87.70	5,902,419	5,902,419	100.00
新宿	42,971,099	41,375,868	96.29	124,993	101,945	81.56	6,293,641	6,293,641	100.00
文京	32,034,042	31,732,656	99.06	57,898	55,990	96.70	1,063,421	1,063,421	100.00
台東	18,725,745	18,073,147	96.51	79,346	68,332	86.12	3,334,025	3,334,025	100.00
墨田	21,945,489	21,453,307	97.76	114,113	110,281	96.64	2,120,161	2,120,161	100.00
江東	47,187,629	46,432,172	98.40	179,114	170,624	95.26	3,692,671	3,692,671	100.00
品川	43,569,017	43,123,219	98.98	131,990	127,321	96.46	3,261,671	3,261,671	100.00
目黒	43,393,373	42,010,070	96.81	93,218	80,701	86.57	1,998,018	1,998,018	100.00
大田	69,754,481	68,535,207	98.25	330,397	312,704	94.64	4,876,286	4,864,871	99.77
世田谷	119,654,049	114,765,146	95.91	363,425	314,629	86.57	4,239,968	4,239,968	100.00
渋谷	47,698,517	46,435,476	97.35	79,343	71,360	89.94	3,380,518	3,380,518	100.00
中野	33,298,749	31,737,138	95.31	119,939	109,048	90.92	1,929,358	1,929,358	100.00
杉並	63,912,152	61,405,586	96.08	200,445	175,707	87.66	2,707,714	2,707,714	100.00
豊島	29,517,247	28,447,064	96.37	91,038	82,993	91.16	3,195,981	3,195,981	100.00
北	27,280,606	26,529,191	97.25	129,021	120,051	93.05	2,135,317	2,135,306	100.00
荒川	16,240,599	15,334,040	94.42	78,683	73,438	93.33	1,483,053	1,482,966	99.99
板橋	43,696,155	41,946,478	96.00	279,915	247,450	88.40	3,460,849	3,460,849	100.00
練馬	64,310,504	62,062,402	96.50	374,519	343,020	91.59	3,382,146	3,382,146	100.00
足立	45,038,215	42,627,071	94.65	529,362	460,736	87.04	4,836,536	4,836,536	100.00
葛飾	31,663,757	29,968,203	94.65	267,391	240,163	89.82	3,080,490	3,080,490	100.00
江戸川	49,289,834	48,128,291	97.64	376,821	369,824	98.14	4,569,368	4,569,368	100.00
計	1,006,260,379	973,175,898	96.71	4,183,470	3,799,696	90.83	77,354,485	77,341,900	99.98

入湯税・・区内にも日帰り鉱泉浴場はあるが、利用料金が1200円（税抜）以下のため、課税免除である。
 鉱山税・・区内には鉱物の掘採事業場がない。

(単位：千円、%)

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
5,682	5,682	100.00				19,413,040	19,084,096	98.31	千代田
1,861	1,861	100.00				28,949,164	27,712,898	95.73	中 央
3,113	3,113	100.00				79,223,364	76,743,428	96.87	港
42,698	42,698	100.00				49,432,431	47,814,152	96.73	新 宿
26,617	26,617	100.00				33,181,978	32,878,684	99.09	文 京
3,026	3,025	99.97				22,142,142	21,478,529	97.00	台 東
14,647	14,647	100.00				24,194,410	23,698,396	97.95	墨 田
81,425	81,425	100.00				51,140,839	50,376,892	98.51	江 東
						46,962,678	46,512,211	99.04	品 川
						45,484,609	44,088,789	96.93	目 黒
13,805	13,805	100.00				74,974,969	73,726,587	98.33	大 田
2,436	2,436	100.00				124,259,878	119,322,179	96.03	世田谷
						51,158,378	49,887,354	97.52	渋谷
						35,348,046	33,775,544	95.55	中 野
16,796	16,796	100.00				66,837,107	64,305,803	96.21	杉 並
						32,804,266	31,726,038	96.71	豊 島
						29,544,944	28,784,548	97.43	北
						17,802,335	16,890,444	94.88	荒 川
902	902	100.00				47,437,821	45,655,679	96.24	板 橋
26,409	26,409	100.00				68,093,578	65,813,977	96.65	練 馬
						50,404,113	47,924,343	95.08	足 立
8,634	8,634	100.00				35,020,272	33,297,490	95.08	葛 飾
44,946	44,946	100.00				54,280,969	53,112,429	97.85	江 戸 川
292,997	292,996	100.00	0	0		1,088,091,331	1,054,610,490	96.92	計

23区の状況 29年度決算

区分 区	特別区民税								
	現年度分			過年度分			小計		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	15,482,192	15,369,361	99.27	92,006	89,466	97.24	15,574,198	15,458,827	99.26
中央	24,601,039	24,303,116	98.79	132,706	112,207	84.55	24,733,745	24,415,323	98.71
港	69,972,261	69,132,312	98.80	807,168	709,518	87.90	70,779,429	69,841,830	98.68
新宿	41,087,283	40,422,917	98.38	342,702	259,959	75.86	41,429,985	40,682,876	98.20
文京	31,620,280	31,495,866	99.61	122,067	112,790	92.40	31,742,347	31,608,656	99.58
台東	18,036,412	17,767,897	98.51	106,440	85,512	80.34	18,142,852	17,853,409	98.40
墨田	21,346,734	21,092,979	98.81	88,749	75,525	85.10	21,435,483	21,168,504	98.75
江東	46,157,983	45,838,136	99.31	257,628	207,478	80.53	46,415,611	46,045,614	99.20
品川	42,836,887	42,575,609	99.39	201,060	189,145	94.07	43,037,947	42,764,754	99.37
目黒	41,763,622	41,290,796	98.87	239,353	215,892	90.20	42,002,975	41,506,688	98.82
大田	68,013,439	67,500,586	99.25	324,239	256,445	79.09	68,337,678	67,757,031	99.15
世田谷	113,948,465	112,518,072	98.74	623,617	558,797	89.61	114,572,082	113,076,869	98.69
渋谷	46,091,541	45,529,600	98.78	373,364	346,958	92.93	46,464,905	45,876,558	98.73
中野	31,428,296	30,961,920	98.52	164,660	135,269	82.15	31,592,956	31,097,189	98.43
杉並	61,113,594	60,340,162	98.73	334,699	297,452	88.87	61,448,293	60,637,614	98.68
豊島	28,337,169	27,849,853	98.28	169,093	141,108	83.45	28,506,262	27,990,961	98.19
北	26,426,073	26,094,460	98.75	108,302	88,716	81.92	26,534,375	26,183,176	98.68
荒川	15,254,601	14,982,952	98.22	90,624	68,615	75.71	15,345,225	15,051,567	98.09
板橋	41,545,464	40,923,600	98.50	233,091	174,507	74.87	41,778,555	41,098,107	98.37
練馬	61,441,819	60,637,762	98.69	302,008	255,876	84.72	61,743,827	60,893,638	98.62
足立	42,614,758	41,729,176	97.92	214,267	157,770	73.63	42,829,025	41,886,946	97.80
葛飾	29,811,984	29,215,945	98.00	169,970	130,653	76.87	29,981,954	29,346,598	97.88
江戸川	47,642,670	47,347,052	99.38	220,144	159,653	72.52	47,862,814	47,506,705	99.26
計	966,574,566	954,920,129	98.79	5,717,957	4,829,311	84.46	972,292,523	959,749,440	98.71

(単位：千円、%)

特別区民税						
滞納繰越分			合計			
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
309,249	98,838	31.96	15,883,447	15,557,665	97.95	千代田
1,227,069	316,046	25.76	25,960,814	24,731,369	95.26	中央
2,455,430	923,302	37.60	73,234,859	70,765,132	96.63	港
1,541,114	692,992	44.97	42,971,099	41,375,868	96.29	新宿
291,695	124,000	42.51	32,034,042	31,732,656	99.06	文京
582,893	219,738	37.70	18,725,745	18,073,147	96.51	台東
510,006	284,803	55.84	21,945,489	21,453,307	97.76	墨田
772,018	386,558	50.07	47,187,629	46,432,172	98.40	江東
531,070	358,465	67.50	43,569,017	43,123,219	98.98	品川
1,390,398	503,382	36.20	43,393,373	42,010,070	96.81	目黒
1,416,803	778,176	54.92	69,754,481	68,535,207	98.25	大田
5,081,967	1,688,277	33.22	119,654,049	114,765,146	95.91	世田谷
1,233,612	558,918	45.31	47,698,517	46,435,476	97.35	渋谷
1,705,793	639,949	37.52	33,298,749	31,737,138	95.31	中野
2,463,859	767,972	31.17	63,912,152	61,405,586	96.08	杉並
1,010,985	456,103	45.11	29,517,247	28,447,064	96.37	豊島
746,231	346,015	46.37	27,280,606	26,529,191	97.25	北
895,374	282,473	31.55	16,240,599	15,334,040	94.42	荒川
1,917,600	848,371	44.24	43,696,155	41,946,478	96.00	板橋
2,566,677	1,168,764	45.54	64,310,504	62,062,402	96.50	練馬
2,209,190	740,125	33.50	45,038,215	42,627,071	94.65	足立
1,681,803	621,605	36.96	31,663,757	29,968,203	94.65	葛飾
1,427,020	621,586	43.56	49,289,834	48,128,291	97.64	江戸川
33,967,856	13,426,458	39.53	1,006,260,379	973,175,898	96.71	計

23区の状況 29年度決算

区分 区	軽 自 動 車 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収入 歩合	調 定 額	収 入 額	収入 歩合	調 定 額	収 入 額	収入 歩合
千代田	29,622	28,769	97.12	18	18	100.00	29,640	28,787	97.12
中央	62,317	60,553	97.17	33	30	90.91	62,350	60,583	97.17
港	73,809	71,011	96.21	92	72	78.26	73,901	71,083	96.19
新宿	106,210	99,104	93.31	22	22	100.00	106,232	99,126	93.31
文京	54,882	54,345	99.02	52	34	65.38	54,934	54,379	98.99
台東	70,573	67,060	95.02	4	4	100.00	70,577	67,064	95.02
墨田	110,579	108,309	97.95				110,579	108,309	97.95
江東	169,005	166,137	98.30	61	61	100.00	169,066	166,198	98.30
品川	127,109	123,709	97.33	104	104	100.00	127,213	123,813	97.33
目黒	82,087	77,852	94.84	155	85	54.84	82,242	77,937	94.77
大田	311,928	305,815	98.04	173	143	82.66	312,101	305,958	98.03
世田谷	320,098	304,326	95.07	232	204	87.93	320,330	304,530	95.07
渋谷	72,587	69,664	95.97	434	168	38.71	73,021	69,832	95.63
中野	108,632	104,894	96.56	25	22	88.00	108,657	104,916	96.56
杉並	180,088	172,293	95.67	148	109	73.65	180,236	172,402	95.65
豊島	84,029	81,289	96.74	141	127	90.07	84,170	81,416	96.73
北	120,812	117,192	97.00	93	37	39.78	120,905	117,229	96.96
荒川	74,185	71,998	97.05	4	4	100.00	74,189	72,002	97.05
板橋	251,732	240,850	95.68	209	200	95.69	251,941	241,050	95.68
練馬	346,770	336,148	96.94	137	130	94.89	346,907	336,278	96.94
足立	477,979	453,482	94.87	967	255	26.37	478,946	453,737	94.74
葛飾	245,728	234,042	95.24	109	82	75.23	245,837	234,124	95.24
江戸川	369,895	366,837	99.17	252	171	67.86	370,147	367,008	99.15
計	3,850,656	3,715,679	96.49	3,465	2,082	60.09	3,854,121	3,717,761	96.46

(単位：千円、%)

軽 自 動 車 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
1,560	323	20.71	31,200	29,110	93.30	千代田
5,976	922	15.43	68,326	61,505	90.02	中央
9,072	1,681	18.53	82,973	72,764	87.70	港
18,761	2,819	15.03	124,993	101,945	81.56	新宿
2,964	1,611	54.35	57,898	55,990	96.70	文京
8,769	1,268	14.46	79,346	68,332	86.12	台東
3,534	1,972	55.80	114,113	110,281	96.64	墨田
10,048	4,426	44.05	179,114	170,624	95.26	江東
4,777	3,508	73.44	131,990	127,321	96.46	品川
10,976	2,764	25.18	93,218	80,701	86.57	目黒
18,296	6,746	36.87	330,397	312,704	94.64	大田
43,095	10,099	23.43	363,425	314,629	86.57	世田谷
6,322	1,528	24.17	79,343	71,360	89.94	渋谷
11,282	4,132	36.62	119,939	109,048	90.92	中野
20,209	3,305	16.35	200,445	175,707	87.66	杉並
6,868	1,577	22.96	91,038	82,993	91.16	豊島
8,116	2,822	34.77	129,021	120,051	93.05	北
4,494	1,436	31.95	78,683	73,438	93.33	荒川
27,974	6,400	22.88	279,915	247,450	88.40	板橋
27,612	6,742	24.42	374,519	343,020	91.59	練馬
50,416	6,999	13.88	529,362	460,736	87.04	足立
21,554	6,039	28.02	267,391	240,163	89.82	葛飾
6,674	2,816	42.19	376,821	369,824	98.14	江戸川
329,349	81,935	24.88	4,183,470	3,799,696	90.83	計

23区の状況 29年度決算

区分 区	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	3,491,642	3,491,639	100.00				3,491,642	3,491,639	100.00
中央	2,918,146	2,918,146	100.00				2,918,146	2,918,146	100.00
港	5,902,060	5,902,060	100.00				5,902,060	5,902,060	100.00
新宿	6,293,641	6,293,641	100.00				6,293,641	6,293,641	100.00
文京	1,063,421	1,063,421	100.00				1,063,421	1,063,421	100.00
台東	3,334,015	3,334,015	100.00				3,334,015	3,334,015	100.00
墨田	2,120,161	2,120,161	100.00				2,120,161	2,120,161	100.00
江東	3,692,671	3,692,671	100.00				3,692,671	3,692,671	100.00
品川	3,261,671	3,261,671	100.00				3,261,671	3,261,671	100.00
目黒	1,998,018	1,998,018	100.00				1,998,018	1,998,018	100.00
大田	4,860,472	4,860,467	100.00				4,860,472	4,860,467	100.00
世田谷	4,239,968	4,239,968	100.00				4,239,968	4,239,968	100.00
渋谷	3,379,976	3,379,976	100.00	542	542	100.00	3,380,518	3,380,518	100.00
中野	1,929,358	1,929,358	100.00				1,929,358	1,929,358	100.00
杉並	2,707,714	2,707,714	100.00				2,707,714	2,707,714	100.00
豊島	3,195,981	3,195,981	100.00				3,195,981	3,195,981	100.00
北	2,135,306	2,135,306	100.00				2,135,306	2,135,306	100.00
荒川	1,482,705	1,482,705	100.00				1,482,705	1,482,705	100.00
板橋	3,460,849	3,460,849	100.00				3,460,849	3,460,849	100.00
練馬	3,382,144	3,382,144	100.00				3,382,144	3,382,144	100.00
足立	4,836,536	4,836,536	100.00				4,836,536	4,836,536	100.00
葛飾	3,080,490	3,080,490	100.00				3,080,490	3,080,490	100.00
江戸川	4,569,368	4,569,368	100.00				4,569,368	4,569,368	100.00
計	77,336,313	77,336,305	100.00	542	542	100.00	77,336,855	77,336,847	100.00

(単位：千円、%)

特 別 区 た ば こ 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
1,069		0.00	3,492,711	3,491,639	99.97	千代田
17	17		2,918,163	2,918,163	100.00	中央
359	359		5,902,419	5,902,419	100.00	港
			6,293,641	6,293,641	100.00	新宿
			1,063,421	1,063,421	100.00	文京
10	10	100.00	3,334,025	3,334,025	100.00	台東
			2,120,161	2,120,161	100.00	墨田
			3,692,671	3,692,671	100.00	江東
			3,261,671	3,261,671	100.00	品川
			1,998,018	1,998,018	100.00	目黒
15,814	4,404	27.85	4,876,286	4,864,871	99.77	大田
			4,239,968	4,239,968	100.00	世田谷
			3,380,518	3,380,518	100.00	渋谷
			1,929,358	1,929,358	100.00	中野
			2,707,714	2,707,714	100.00	杉並
			3,195,981	3,195,981	100.00	豊島
11		0.00	2,135,317	2,135,306	100.00	北
348	261	75.00	1,483,053	1,482,966	99.99	荒川
			3,460,849	3,460,849	100.00	板橋
2	2	100.00	3,382,146	3,382,146	100.00	練馬
			4,836,536	4,836,536	100.00	足立
			3,080,490	3,080,490	100.00	葛飾
			4,569,368	4,569,368	100.00	江戸川
17,630	5,053	28.66	77,354,485	77,341,900	99.98	計

(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成28年度決算）

※23区の納税義務者数については、現時点(平成30年9月現在)では総務省調査の集計が完了していないため、本表については、平成28年度決算数値を利用している。なお、豊島区分については、下表に29年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

28決算・23区								
区分 区	人口(人) 28年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち併徴分	実質納税 義務者(B)
千代田	56,022	2,554	58,576	20,640	26,063	46,703	6,785	39,918
中央	137,448	5,547	142,995	36,456	60,957	97,413	7,529	89,884
港	225,491	18,486	243,977	69,727	87,798	157,525	16,463	141,062
新宿	295,608	38,585	334,193	71,647	122,319	193,966	4,569	189,397
文京	201,979	8,333	210,312	54,416	85,731	140,147	19,065	121,082
台東	177,715	14,034	191,749	48,372	70,116	118,488	11,495	106,993
墨田	251,050	10,673	261,723	56,238	102,888	159,126	15,391	143,735
江東	477,172	24,329	501,501	94,724	200,413	295,137	23,593	271,544
品川	367,103	11,020	378,123	91,053	132,710	223,763	0	223,763
目黒	263,694	7,775	271,469	66,686	111,844	178,530	17,044	161,486
大田	691,853	20,204	712,057	123,850	256,980	380,830	17,958	362,872
世田谷	866,406	16,883	883,289	240,677	300,893	541,570	49,534	492,036
渋谷	210,391	9,507	219,898	67,710	79,110	146,820	13,596	133,224
中野	307,862	13,872	321,734	78,594	115,063	193,657	6,919	186,738
杉並	540,490	12,798	553,288	118,703	223,629	342,332	24,180	318,152
豊島	256,099	24,540	280,639	71,384	94,263	165,647	7,089	158,558
北	323,643	17,609	341,252	78,600	121,745	200,345	17,988	182,357
荒川	194,386	16,885	211,271	45,029	73,999	119,028	10,438	108,590
板橋	530,611	20,147	550,758	128,727	204,904	333,631	42,723	290,908
練馬	704,447	14,662	719,109	156,059	264,068	420,127	45,963	374,164
足立	653,082	25,541	678,623	124,876	217,013	341,889	11,091	330,798
葛飾	436,244	16,545	452,789	89,643	149,919	239,562	9,091	230,471
江戸川	658,274	28,113	686,387	106,599	246,173	352,772	10,769	342,003
計	8,827,070	378,642	9,205,712	2,040,410	3,348,598	5,389,008	389,273	4,999,735

※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成29年度決算）

29決算・豊島区								
区分 区	人口(人) 29年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
豊島	257,247	27,060	284,307	68,768	102,264	171,032	7,474	163,558

* 「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉦山税。

課税額 (千円)		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者1人当り(円)	
特別区税5税計(C)	特別区民税(現年度)(D)	特別区税(C)/(A)	特別区民税(D)/(A)	特別区民税(D)/(B)	
18,783,011	14,535,071	320,661	248,140	364,123	千代田
27,763,494	23,223,108	194,157	162,405	258,368	中央
79,979,145	69,920,010	327,814	286,584	495,669	港
47,423,426	39,972,063	141,904	119,608	211,049	新宿
32,404,058	30,620,820	154,076	145,597	252,893	文京
21,641,552	17,406,027	112,864	90,775	162,684	台東
23,876,389	20,806,669	91,228	79,499	144,757	墨田
50,893,641	45,504,943	101,483	90,737	167,579	江東
47,564,475	43,142,100	125,791	114,095	192,803	品川
45,013,330	40,721,569	165,814	150,004	252,168	目黒
74,705,559	66,843,383	104,915	93,874	184,207	大田
124,998,470	113,697,253	141,515	128,720	231,075	世田谷
50,211,098	44,838,857	228,338	203,908	336,567	渋谷
35,101,784	30,806,048	109,102	95,750	164,969	中野
66,078,927	60,052,502	119,430	108,538	188,754	杉並
32,362,517	27,606,473	115,317	98,370	174,110	豊島
28,923,784	25,494,150	84,758	74,708	139,804	北
17,687,682	15,032,888	83,720	71,155	138,437	荒川
47,198,935	40,554,569	85,698	73,634	139,407	板橋
67,785,804	60,529,023	94,264	84,172	161,771	練馬
50,611,672	41,473,700	74,580	61,114	125,375	足立
34,845,312	29,287,913	76,957	64,683	127,079	葛飾
54,364,953	46,751,945	79,205	68,113	136,700	江戸川
1,080,219,018	948,821,084	117,342	103,069	189,774	計

課税額 (千円)		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者1人当り(円)	
特別区税5税計(C)	特別区民税(現年度)(D)	特別区税(C)/(A)	特別区民税(D)/(A)	特別区民税(D)/(B)	
32,804,266	28,337,169	115,383	99,671	173,255	豊島

平成 30 年 度
税 務 概 要

(ビジュアル版、データ版)

平成 30 年 12 月 発行

編集・発行

豊島区 区民部 税務課

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2 丁目 4 5 番 1 号

電話 03 (3981) 1111 (代表)